

条例個別指定制度の手引き

令和7年6月

名古屋市

◎ 本書において使用している省略語は、次のとおりです。

条 例	名古屋市指定特定非営利活動法人の指定の基準等に関する条例（平成27年条例第43号）
規 則	名古屋市指定特定非営利活動法人の指定の基準等に関する条例施行細則（平成27年規則第42号）
法	特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）
法 令	特定非営利活動促進法施行令（平成23年政令第319号）
法 規	特定非営利活動促進法施行規則（平成23年内閣府令第55号）
法附則	特定非営利活動促進法の一部を改正する法律（平成28年法律第70号）附則
NPO 法人	特定非営利活動促進法第2条第2項に規定する特定非営利活動法人
指定 NPO 法人	名古屋市指定特定非営利活動法人の指定の基準等に関する条例第2条第2号に規定する指定特定非営利活動法人
認定 NPO 法人	特定非営利活動促進法第44条第1項に規定する認定特定非営利活動法人
特例認定 NPO 法人	特定非営利活動促進法第58条第1項に規定する特例認定特定非営利活動法人
認定 NPO 法人等	認定特定非営利活動法人及び特例認定特定非営利活動法人
所轄庁	特定非営利活動促進法第9条に規定するその主たる事務所が所在する都道府県の知事（その事務所が一の指定都市の区域内のみに所在する特定非営利活動法人にあっては、当該指定都市の長）
市所轄法人	所轄庁が名古屋市である特定非営利活動法人
地方法	地方税法（昭和25年法律第226号）
地方規	地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号）
法人法	法人税法（昭和40年法律第34号）
法人規	法人税法施行規則（昭和40年大蔵省令第12号）

(注) この手引きは、令和7年6月1日現在の法令に基づいて作成しています。

目 次

第1章 条例個別指定制度の概要.....	1
1 条例個別指定制度の概要.....	2
(1) 指定 NPO 法人とは.....	2
(2) 指定 NPO 法人になることによるメリット.....	2
(3) 指定の基準.....	2
(4) 欠格事由.....	3
(5) 指定の有効期間等.....	3
第2章 条例個別指定制度について.....	5
導入編	6
1 指定申出手続.....	7
2 事前チェックシート.....	8
解説編	23
1 指定又は指定の有効期間の更新を受けるための申出手続.....	25
(1) 指定を受けようとする場合.....	25
(2) 指定の有効期間の更新を受けようとする場合.....	26
(3) 指定 NPO 法人の事業報告書等の提出義務.....	26
2 指定の基準の概要.....	33
(1) 指定の基準の概要.....	33
(2) 欠格事由の概要.....	35
3 指定 NPO 法人としての指定を受けるための基準.....	36
4 欠格事由.....	45
5 名古屋市指定特定非営利活動法人審査会.....	48
(1) 審査会の役割.....	48
(2) 組織.....	48

6 指定 NPO 法人の税制上の措置.....	49
7 認定 NPO 法人制度との関係.....	50
(1) 認定 NPO 法人とは.....	50
(2) 特例認定 NPO 法人とは.....	50
(3) 認定 NPO 法人等になるための基準等.....	50
(4) パブリック・サポート・テスト (PST) 基準.....	50
(5) 認定 NPO 法人と指定 NPO 法人の税制上の優遇措置.....	50
<様式例>.....	51

第 3 章 指定 NPO 法人の管理・運営について..... 89

1 指定 NPO 法人の報告義務.....	90
(1) 事業年度終了後の事業報告書等の報告.....	90
(2) 助成金及び海外送金等の報告.....	91
(3) 変更の届出.....	92
(4) 解散の届出.....	92
2 指定 NPO 法人の情報公開.....	93
(1) 指定 NPO 法人の情報公開 (閲覧)	93
(2) 市の情報公開 (閲覧・謄写)	94
3 指定 NPO 法人に対する監督.....	96
(1) 指定 NPO 法人に対する報告及び検査.....	96
(2) 指定 NPO 法人に対する勧告、命令等.....	96
(3) その他の事業の停止.....	97
(4) 指定 NPO 法人に対する指定の取消し.....	97
<様式例>.....	99

第 4 章 指定 NPO 法人の合併について..... 115

1 合併法人に係る指定の基準の適用.....	116
------------------------	-----

(1) 合併によって設立された NPO 法人が申出を行う場合..... 116
(2) 合併後存続した NPO 法人が申出を行う場合..... 120
(3) 指定 NPO 法人の合併..... 123
<様式例>..... 126

Q&A 131

参考法令 143

第1章 条例個別指定制度の概要

1 条例個別指定制度の概要

NPO 法人への寄附に対する税制上の優遇措置として、NPO 法人のうち一定の要件を満たすものとして国税庁長官の認定を受けたもの（認定 NPO 法人）に対して行った寄附を寄附金控除等の対象とする認定 NPO 法人制度が平成 13 年に創設されました。

その後、認定制度のさらなる活用の観点から、平成 23 年に特定非営利活動促進法の改正により認定制度の見直しがされたほか、新たに各地方自治体が独自に条例で NPO 法人を指定することにより、その NPO 法人に対する寄附が個人住民税の税額控除の対象となる「条例個別指定制度」が創設されました。

名古屋市では、NPO 法人へ市民からの寄附を行いやすくし、NPO 法人の活動基盤の強化を支援するしくみの一つとしてこの条例個別指定制度の導入について、平成 26 年度より検討を進めてきました。

そして、指定のための基準等を定めた「名古屋市指定特定非営利活動法人の指定の基準等に関する条例」を平成 27 年 4 月 1 日に施行し、条例個別指定制度が始まることとなりました。

(1) 指定 NPO 法人とは

指定 NPO 法人とは、個人住民税の寄附金税額控除の対象となる地方税法第 314 条の 7 第 1 項第 4 号に掲げる寄附金を受け入れる NPO 法人として、名古屋市の条例で定められた法人をいいます（条例 1、2）。

(2) 指定 NPO 法人になることによるメリット

① 個人の寄附者のメリット

個人が指定 NPO 法人に対し、その指定 NPO 法人の行う特定非営利活動に係る事業に関連する寄附をした場合には、名古屋市の個人住民税について、寄附金税額控除が適用されます（地方法 314 の 7①四）。

② 指定 NPO 法人のメリット

指定を受けると、認定 NPO 法人制度のパブリック・サポート・テスト基準（PST 基準）をクリアすることになり、認定取得の道が拓かれます。（法 45①(1)ハ）

(3) 指定の基準

指定 NPO 法人になるためには、次の基準に適合する必要があります（条例 4①、法 45）。

- ① 市内に住所を有すること。
- ② 市内で公益性の高い特定非営利活動に係る事業を行っていること。
- ③ 市民等からの支援を受けていること。
- ④ 事業活動において、共益的な活動の占める割合が、50%未満であること。
- ⑤ 運営組織及び経理が適切であること。
- ⑥ 事業活動の内容が適正であること。
- ⑦ 情報公開を適切に行っていること。
- ⑧ 事業報告書等を所轄庁に提出していること
- ⑨ 法令違反、不正の行為、公益に反する事実等がないこと。
- ⑩ 設立の日から 1 年を超える期間（2 事業年度）が経過していること。

（注） 上記①～⑩の基準を満たしていても、欠格事由（条例 6、法 47）に該当する NPO 法人は、指定を受けることはできないこととなります。

(4) 欠格事由

次のいずれかの欠格事由に該当する NPO 法人は指定を受けることができません(条例6、法47)。

① 役員のうち、次のいずれかに該当する者がある法人

ア 指定、認定又は特例認定を取り消された法人において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しない者

イ 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

ウ NPO 法、暴力団員不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法204条等若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

エ 暴力団又はその構成員等

② 指定、認定又は特例認定を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない法人

③ 定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人

④ 国税又は地方税の滞納処分が執行されているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人

⑤ 国税又は地方税に係る重加算税等を課された日から3年を経過しない法人

⑥ 暴力団、又は、暴力団若しくは暴力団の構成員等の統制下にある法人

(5) 指定の有効期間等

指定の有効期間は、指定の日から起算して5年となります(条例8①)。

なお、指定の有効期間の満了後、引き続き、指定 NPO 法人として特定非営利活動を行おうとする指定 NPO 法人は、その有効期間の更新を受ける必要があります(条例8②)。

第2章 条例個別指定制度について

導 入 編

1 指定申出手続

指定を受けようとするNPO法人は、指定申出書等を名古屋市（市民活動推進センター）に提出してください（条例3）。

ただし、申出書の提出に当たっては、提出日を含む事業年度の初日において、設立の日から1年を超える期間が経過している必要があります（条例4①(7)）。

◎ 指定を受けるための申出書及びその添付書類

申 出 書

申 出 書 の 添 付 書 類

- | |
|--|
| ① 各指定基準に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類 |
| ② 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類 |
| ③ 実績判定期間内の各事業年度の事業報告書、活動計算書、貸借対照表、財産目録、年間役員名簿及び当該事業年度の末日の社員のうち10人以上の者の名簿 |
| ④ 役員名簿 |
| ⑤ 定款等（定款、認証書の写し（認証に関する書類の写し）及び登記事項証明書の写し） |

(注) ③④⑤の書類については、市所轄法人が申出をする場合には、添付の必要はありません（条例3②）。

2 事前チェックシート

- 指定を受けるためには、条例等に定められた次に掲げる基準等に適合する必要があります。
- 申出書の提出を検討されている方は、まず、以下の10項目のチェックポイントを確認してください。
- 項目③、④、⑥D・Eは実績判定期間において、項目①、②、⑤、⑥A・B・C、⑦、⑧、⑨は、指定時まで継続して、各基準に適合しておく必要があります。
- 実績判定期間とは、指定基準の判定対象となる期間のことです。チェックに当たっては、直前に終了した事業年度以前の5事業年度分(初めて指定を受けようとする法人は2事業年度分)の各科目の合計金額を使用します。詳しくは次のページでご確認ください。

《チェックポイント》

① 市内に事務所を有している(P10)	適・否
② (公益要件) 【活動の内容に関する基準】 市内で行う特定非営利活動に係る事業が地域の課題の解決に資するもので、かつ、その事業が継続して行われる見込みがある(P11)	適・否
③ (公益要件) 【市民等からの支援に関する基準】 ア 寄附者の数が年平均50人以上で、かつ、寄附金の総額が年平均15万円以上である(P12) 又は イ 無償で特定非営利活動に従事する者が年平均延べ50人以上で、かつ、その従事した時間の合計が年平均300時間以上である。ただし、実人数は年平均20人以上であること(P13)	適・否
④ 事業活動において、共益的な活動の占める割合が50%未満である(P14)	適・否
⑤ 運営組織及び経理が適切である(P16)	適・否
⑥ 事業活動の内容が適正である(P17)	適・否
⑦ 情報公開を適切に行っている(P18)	適・否
⑧ 所轄庁に対して事業報告書などを提出している(P19)	適・否
⑨ 法令違反、不正の行為、公益に反する事実等がない(P20)	適・否
⑩ 設立の日から1年を超える期間(2事業年度)が経過している(P21)	適・否
⑪ 欠格事由のいずれにも該当しない(P22)	適・否

ご注意ください！

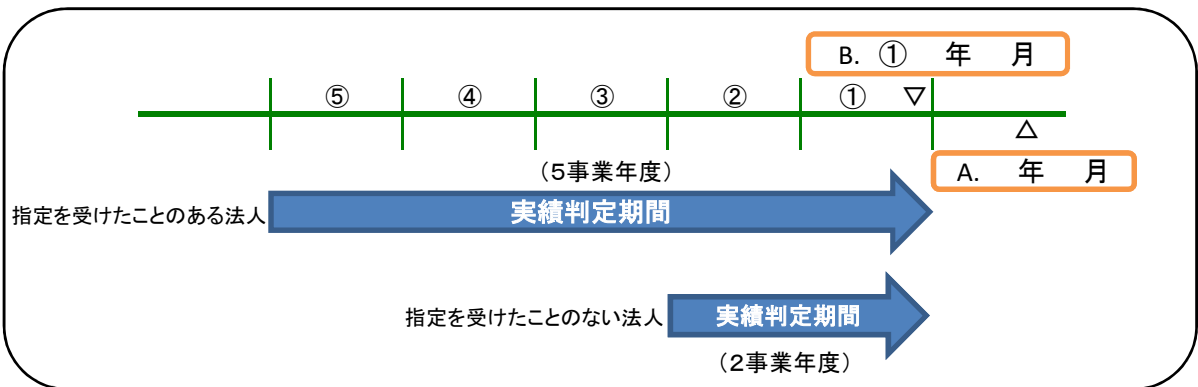
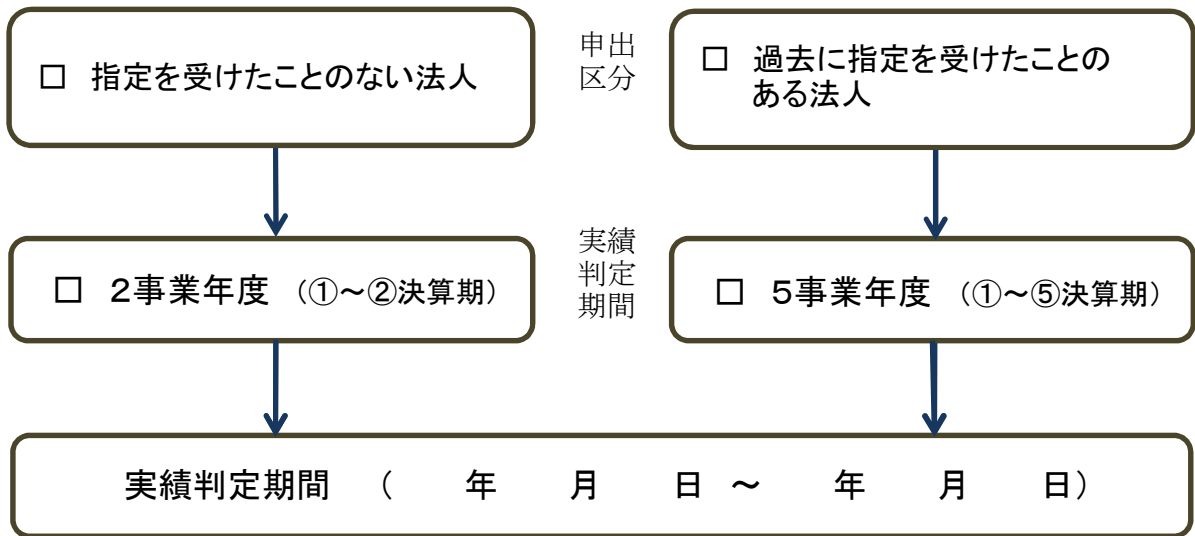
- このチェックシートは、指定基準を満たしているかどうかを簡易的に自己チェックするためのもので、全てのチェック項目が「適」となった場合でも必ず指定を受けることができるとは限りません。
- ご不明な点がある場合や指定基準の具体的な手続等についてお尋ねになりたい場合には、お気軽に名古屋市(市民活動推進センター)にお問い合わせください。

— 実績判定期間について —

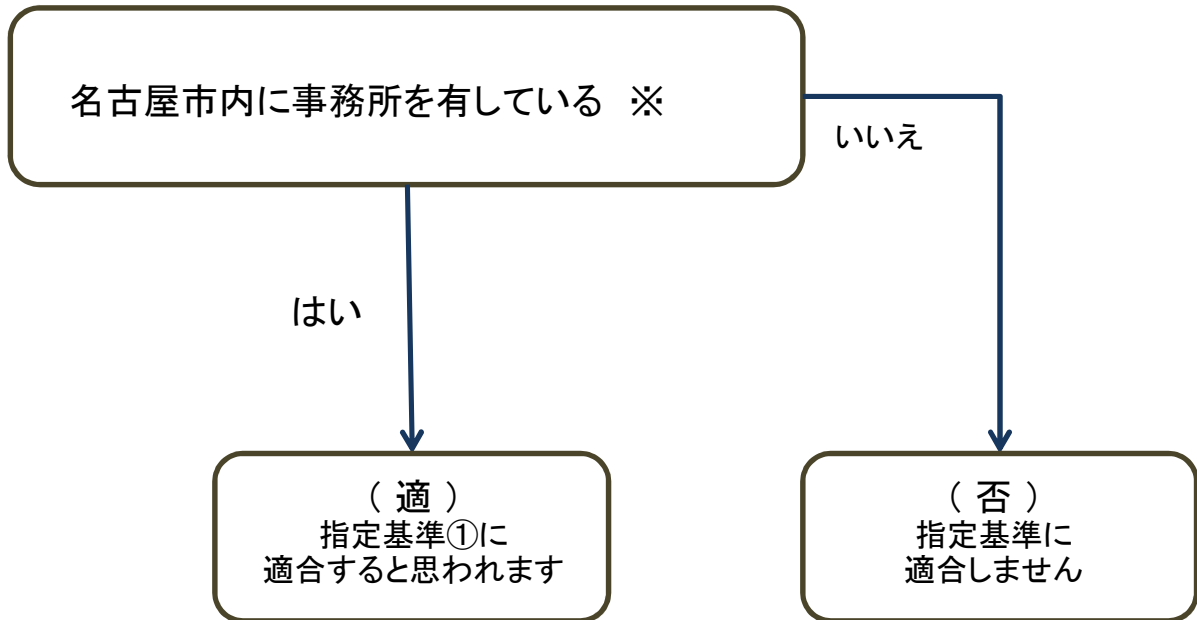
- 実績判定期間とは、指定を受けようとする法人の直前に終了した事業年度の末日以前5年(過去に指定を受けたことのない法人の場合は2年)内に終了した各事業年度のうち最も早い事業年度の初日から当該末日までの期間をいいます。

A. 申出(予定)年月日 (年 月 日)	B. 直前終了事業年度 (① 年 月 日 ~ 年 月 日)
------------------------------------	----------------------------------

Bの1年前事業年度	② (年 月 日 ~ 年 月 日)
Bの2年前事業年度	③ (年 月 日 ~ 年 月 日)
Bの3年前事業年度	④ (年 月 日 ~ 年 月 日)
Bの4年前事業年度	⑤ (年 月 日 ~ 年 月 日)



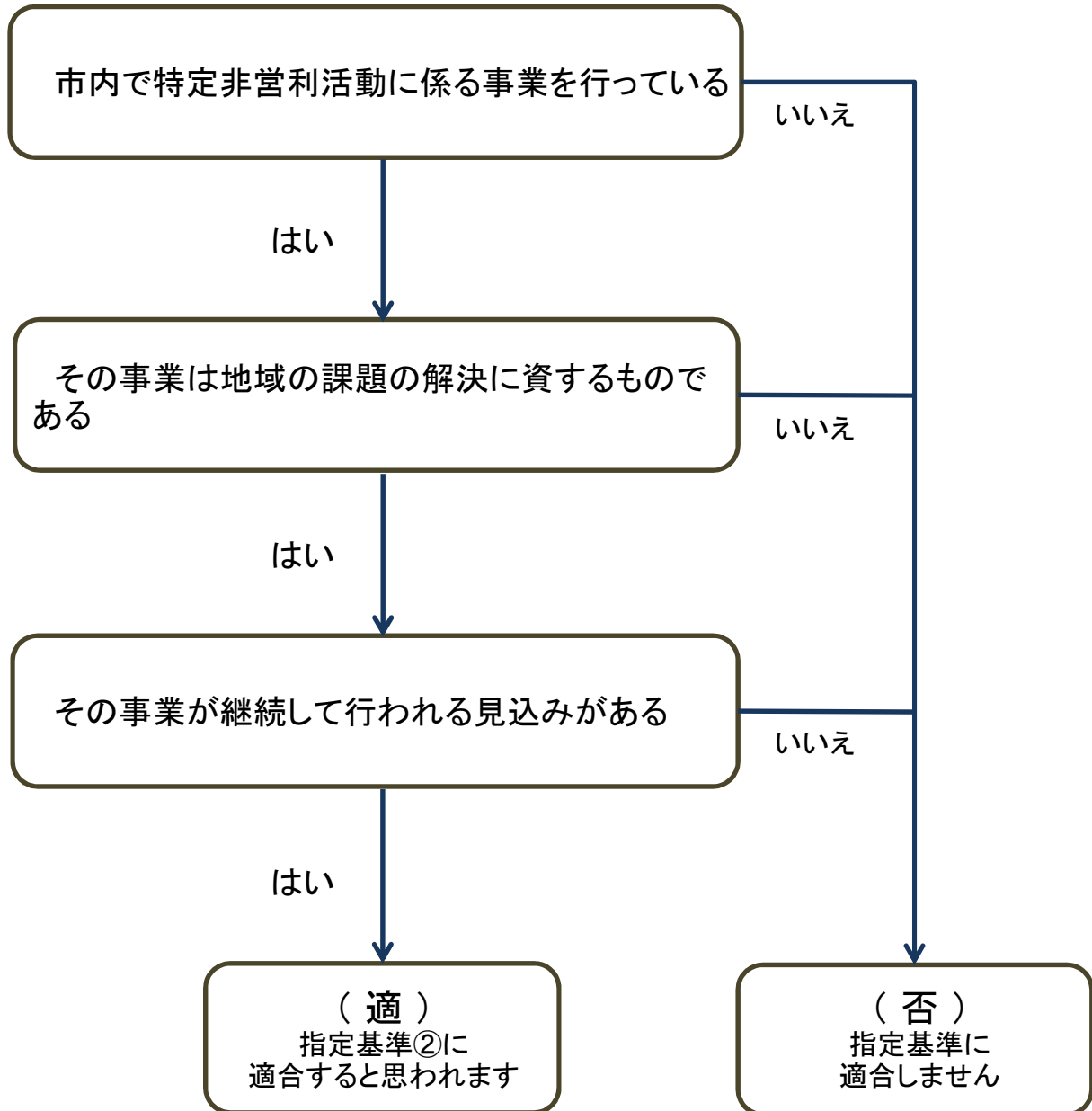
指定基準① — 事務所の所在地について —



※ 「事務所を有している」とは、主たる事務所又は従たる事務所として、定款上の事務所があることをいいます。

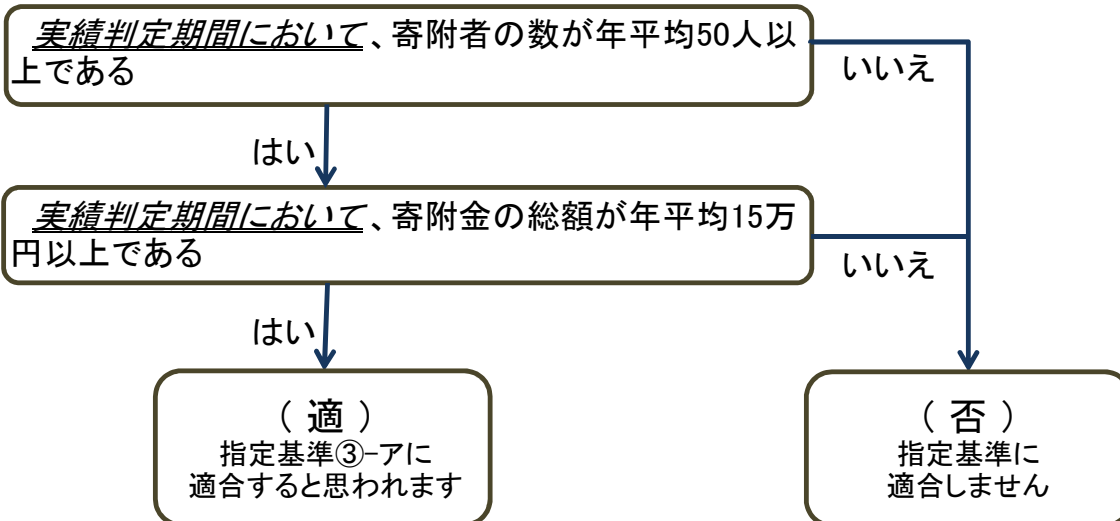
指定基準②

—公益要件(活動の内容に関する基準)について—



☆ 基準③については、アとイのいずれかの基準を選択して適用いただくことになります。

指定基準③-ア —公益要件(市民等からの支援に関する基準)について—
【寄附者・寄附金基準】



(注意事項)

- 寄附者本人と生計を一にする者を含めて一人として数えます。
- 以下の寄附は、上記の寄附者数及び寄附金に含めません。
 - ① 申出法人の役員及びその役員と生計を一にする者からの寄付
 - ② 氏名(法人・団体にあつては、その名称)又は住所が明らかでない者からの寄付
 - ③ 休眠預金等交付金関係助成金のみの寄附者及び同助成金の寄附金額

- ★ 実績判定期間中に、寄附者が50人以上でない事業年度や寄附金の総額が15万円以上でない事業年度がある場合には、次の算式によりそれぞれ適合するかどうか判定してください。
- ★ 実績判定期間中に、一月に満たない月がある場合は、それを一月とみなして月数を数えます。

	実績判定期間月数(A)				寄附者数(B)		寄附金総額(C)	
①	自	年	月	日	月	人	円	
	至	年	月	日				
②	自	年	月	日	月	人	円	
	至	年	月	日				
③	自	年	月	日	月	人	円	
	至	年	月	日				
④	自	年	月	日	月	人	円	
	至	年	月	日				
⑤	自	年	月	日	月	人	円	
	至	年	月	日				
	合計				月	人	円	

寄附者数 $\frac{Bの合計() \times 12}{Aの合計()} = \boxed{\text{年平均}} \text{人} \geq 50人$

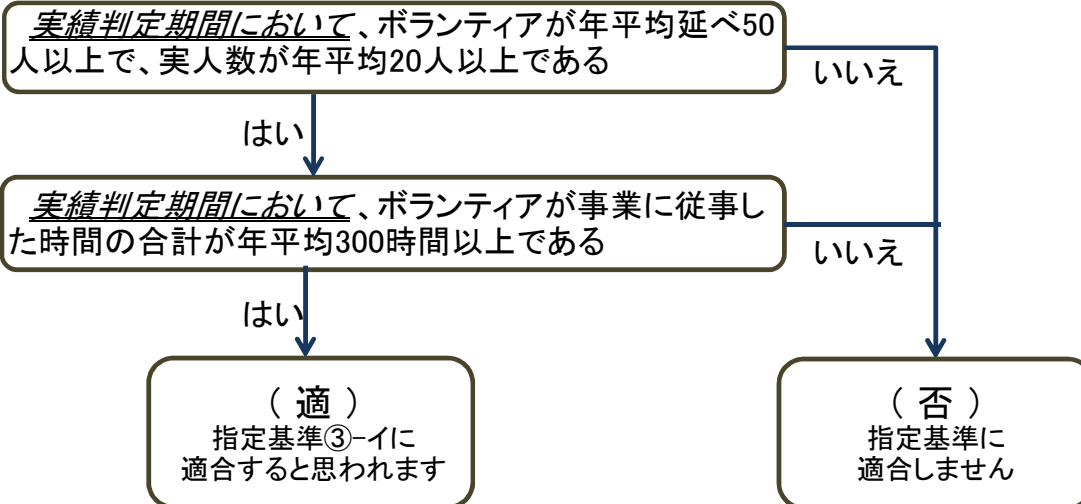
寄附金総額 $\frac{Cの合計() \times 12}{Aの合計()} = \boxed{\text{年平均}} \text{円} \geq 15万$

※ 初めて指定を受けようとする場合は、実績判定期間に係る寄附者名簿を作成し、申出書に添付してください。

☆ 基準③については、アとイのいずれかの基準を選択して適用いただくことになります。

指定基準③-イ —公益要件(市民等からの支援に関する基準)について—
【従事者・時間数基準】

ボランティア・・・無償で法人の特定非営利活動に係る事業に従事した者



(注意事項)

- 以下の者が従事した場合には、ボランティア数・時間に含めません。
 - ① 実費相当額以上の額の金銭、物品等を受けて事業に従事した者
 - ② 申出法人の役員及びその役員と生計を一にする者
 - ③ 氏名又は住所が明らかでない者

★ 実績判定期間中に、ボランティアが延べ50人・実人数20人以上でない事業年度や従事時間が300時間以上でない事業年度がある場合には、次の算式によりそれぞれ適合するかどうか判定してください。

★ 実績判定期間中に、一月に満たない月がある場合は、それを一月とみなして月数を数えます。

	実績判定期間月数(A)	延べ人数(B)	実人数(C)	従事時間(D)
①	自 年 月 日 至 年 月 日	月	人	人
②	自 年 月 日 至 年 月 日	月	人	人
③	自 年 月 日 至 年 月 日	月	人	人
④	自 年 月 日 至 年 月 日	月	人	人
⑤	自 年 月 日 至 年 月 日	月	人	人
	合計	月	人	人

ボランティア延べ人数 $\frac{Bの合計() \times 12}{Aの合計()} = \frac{\text{年平均}}{\text{人}} \geq 50人$

ボランティア実人数 $\frac{Cの合計() \times 12}{Aの合計()} = \frac{\text{年平均}}{\text{人}} \geq 20人$

従事時間 $\frac{Dの合計() \times 12}{Aの合計()} = \frac{\text{年平均}}{\text{時間}} \geq 300時間$

※ 初めて指定を受けようとする場合は、実績判定期間に係るボランティア名簿を作成し、申出書に添付してください。

指定基準④ — 活動の対象(共益的な活動の占める割合)について —

実績判定期間における事業活動

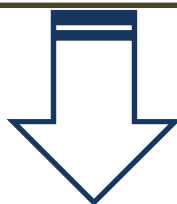
A. 会員等のみを対象とした物品の販売やサービスの提供

B. 会員等のみが参加する会議や会報誌の発行

C. 特定のグループにのみ便益が及ぶ活動

D. 特定の人物や著作物に関する普及啓発や広告宣伝などの活動

E. 特定の者の意に反した行為を求める活動



AからEの事業活動の割合は、NPO法人の事業活動全体の50%未満である

はい

いいえ

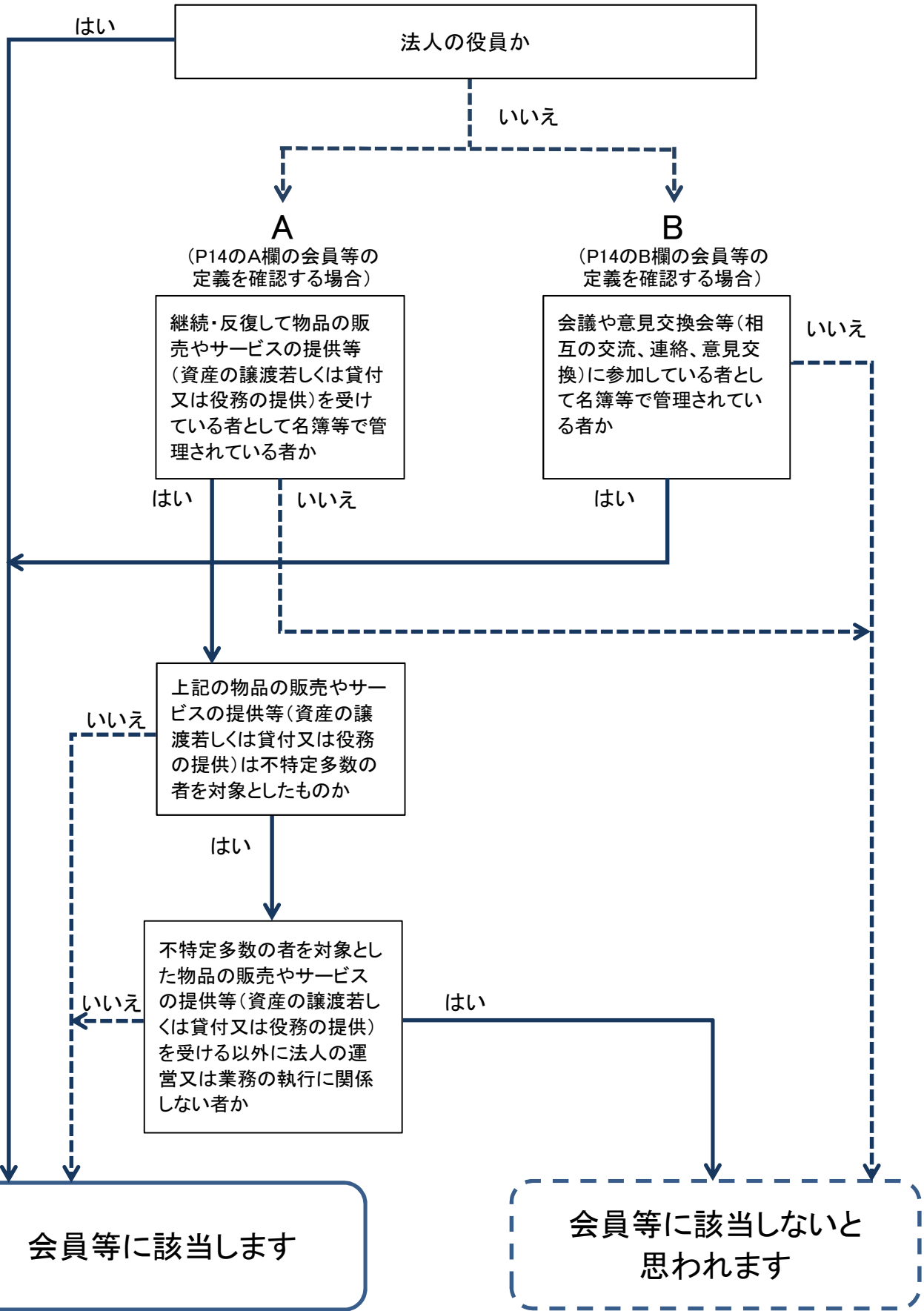
(適)
指定基準④に
適合すると思われます

(否)
指定基準に
適合しません

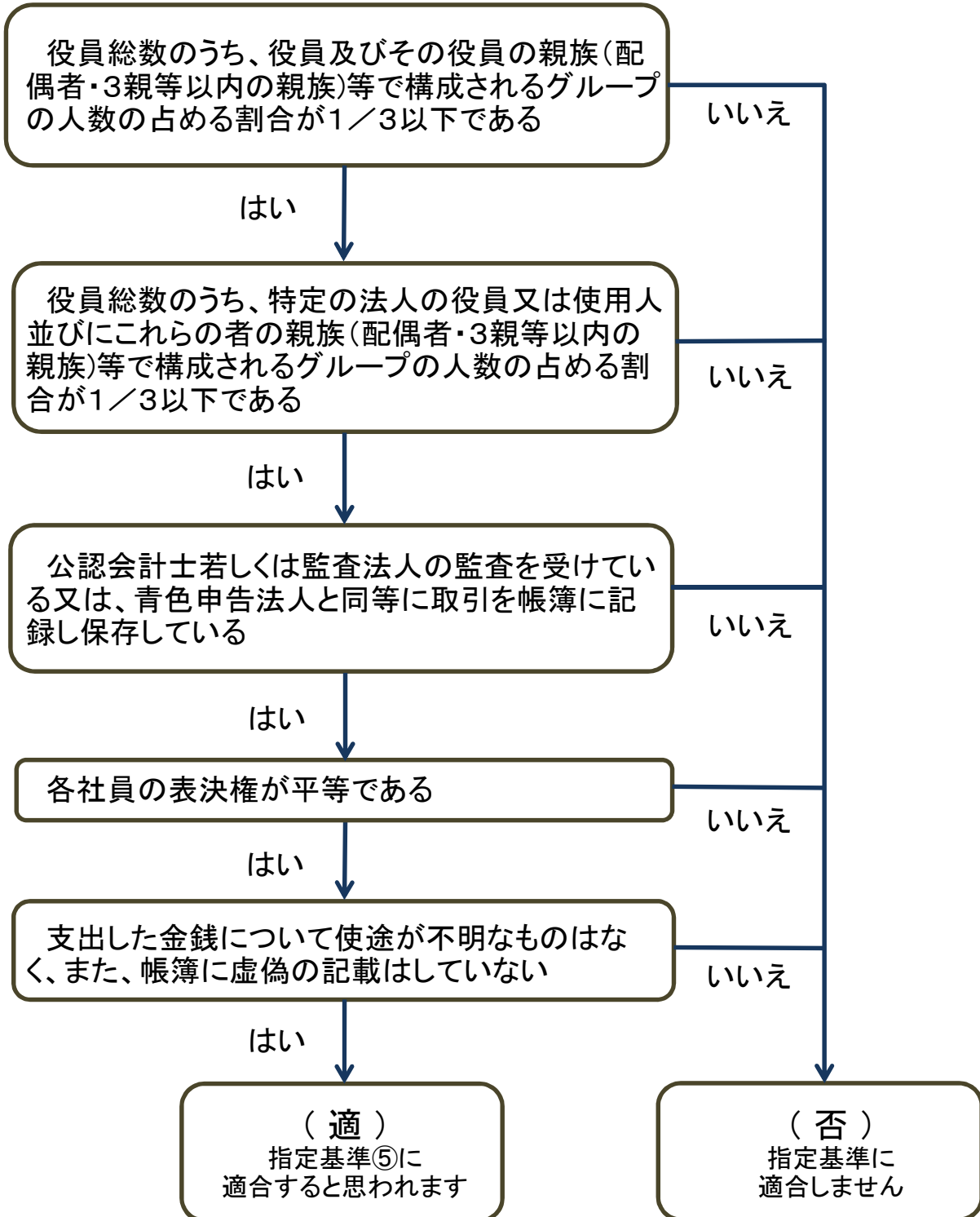
※ 「会員等」の定義については、P15を参照願います。

指定基準④

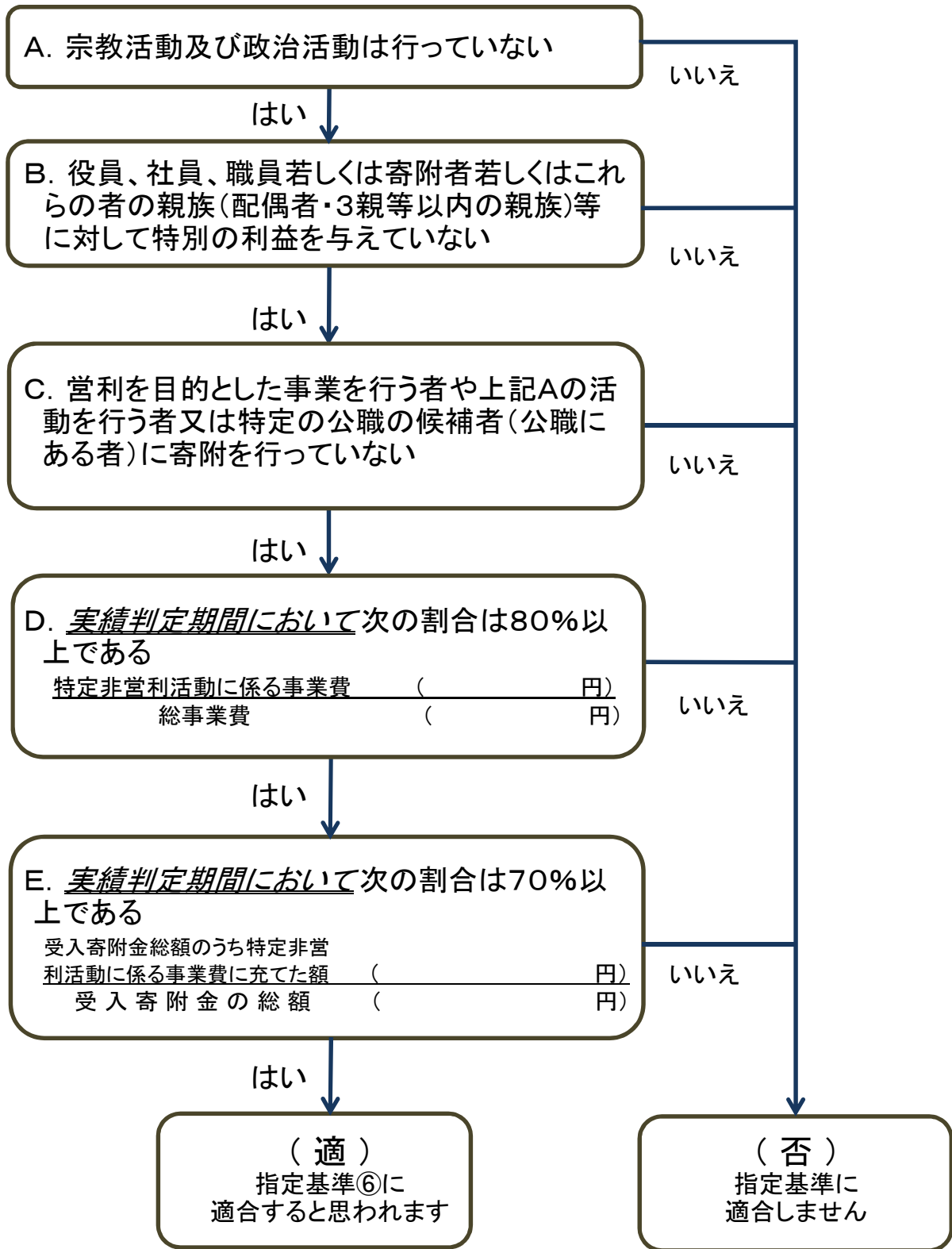
(参考)「会員等」について



指定基準⑤ — 運営組織及び経理について —

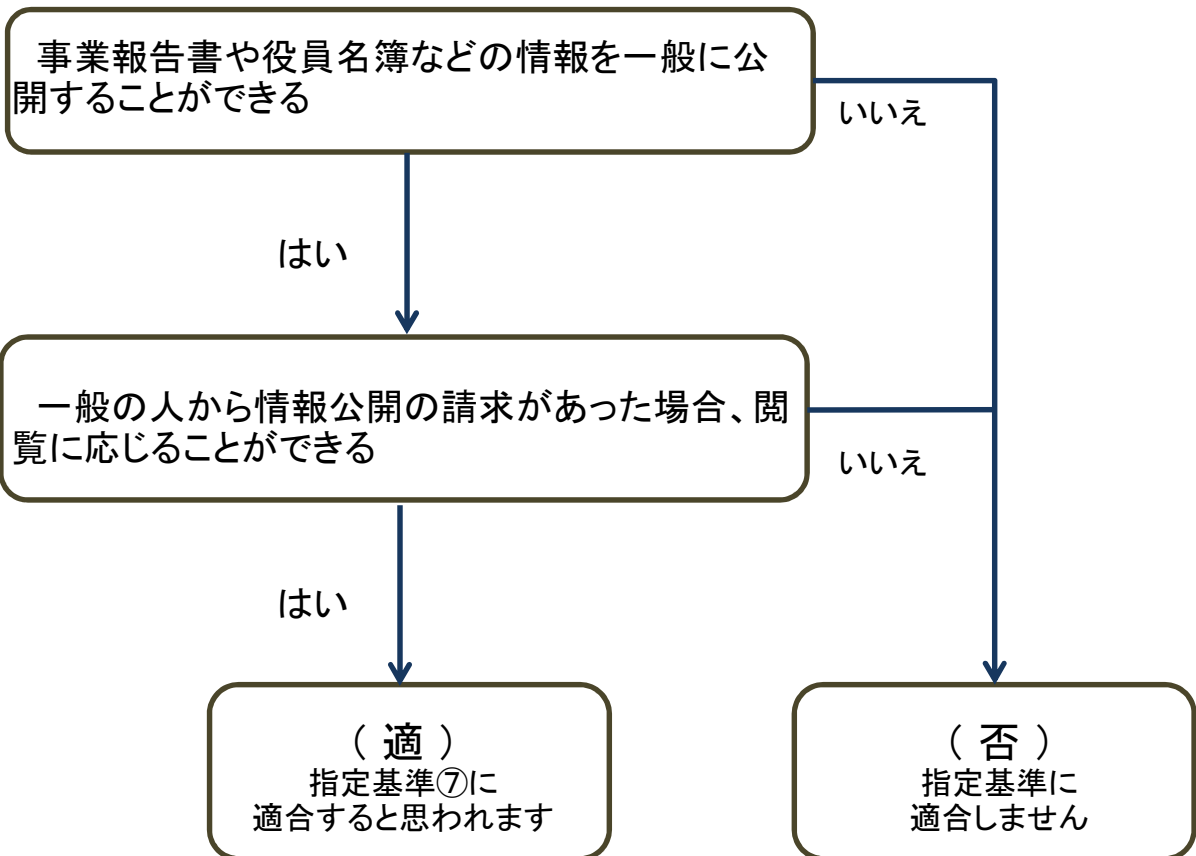


指定基準⑥ — 事業活動について —



※ 事業費とは、法人の事業の目的のために直接要した費用で管理費以外のものをいいます。

指定基準⑦ — 情報公開について —



※ 閲覧の対象となる書類

- ・ 事業報告書等(P19参照)、役員名簿及び定款等(個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの)
- ・ 各指定基準に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類
- ・ 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類
- ・ 役員報酬又は職員給与の支給に関する規程
- ・ 収益の明細その他資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項等を記載した書類
- ・ 助成金の支給を行った場合に事後に市長に提出した書類の写し

指定基準⑧ — 所轄庁への書類提出について —

各事業年度において、事業報告書等を所轄庁に提出している

いいえ

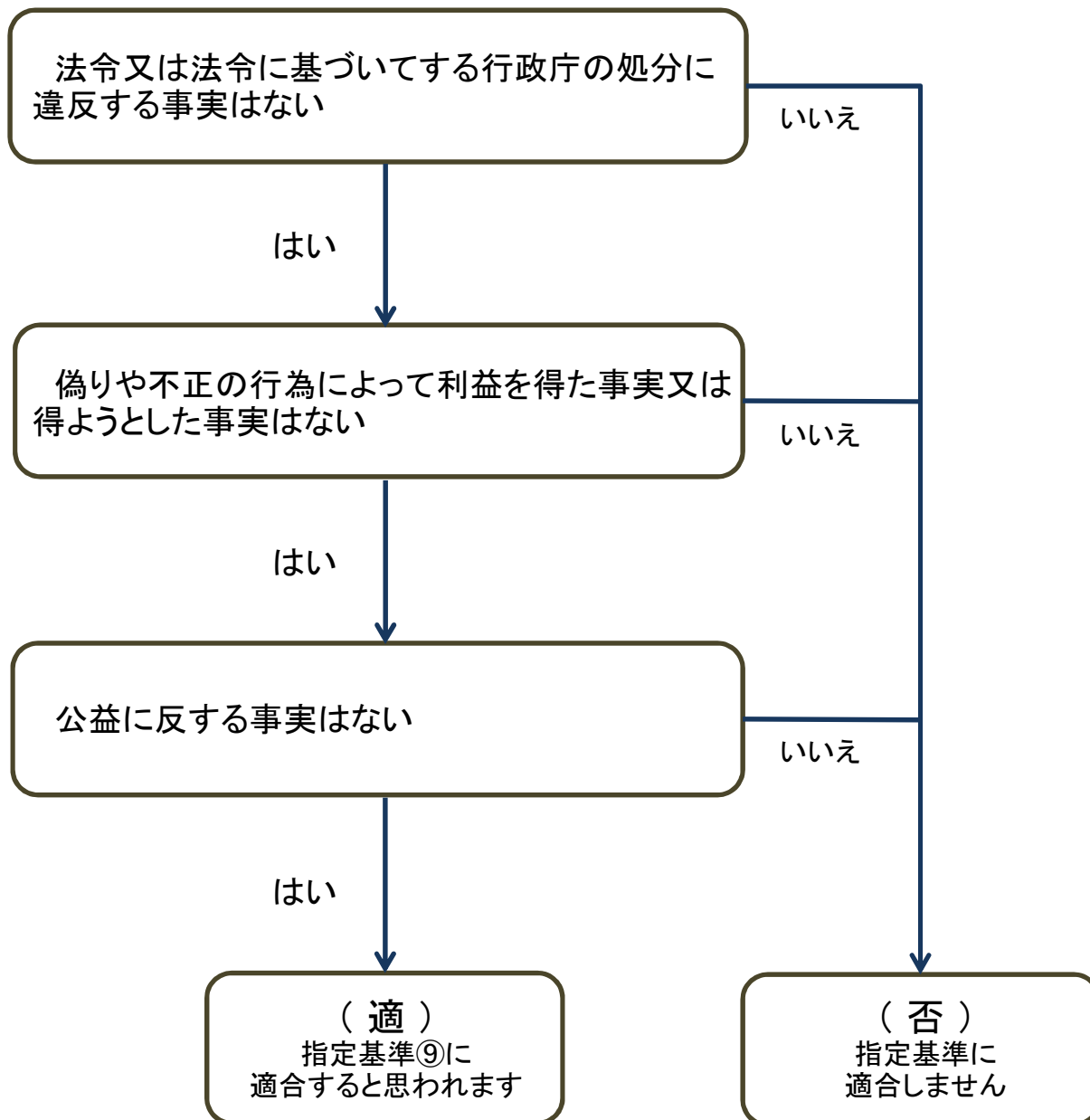
はい

(適)
指定基準⑧に
適合すると思われます

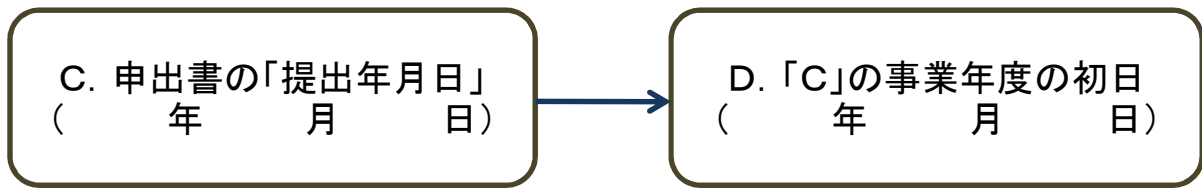
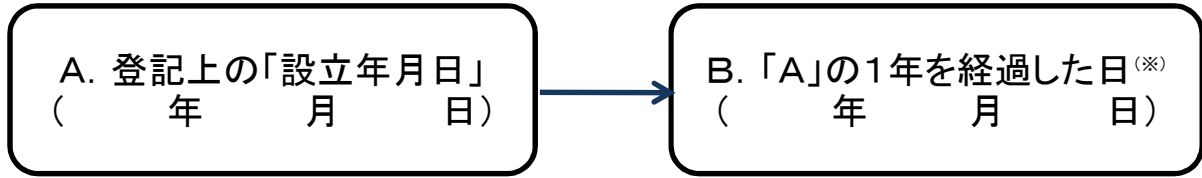
(否)
指定基準に
適合しません

- ※ 事業報告書等
- ・ 事業報告書
 - ・ 活動計算書
 - ・ 貸借対照表
 - ・ 財産目録
 - ・ 年間役員名簿
 - ・ 社員のうち10人以上の者の氏名及び住所又は居所を記載した書面

指定基準⑨ — 不正行為等について —



指定基準⑩ — 設立後の経過期間について —



「D」は「B」より遅い日付である

はい

いいえ

(適)
指定基準⑩に
適合すると思われます

(否)
指定基準に
適合しません

※ 合併によって設立したNPO法人が申出を行う場合は、各合併消滅法人の設立の日から1年を経過した日のうち最も早い日を記入します。

また、合併によって存続したNPO法人が申出を行う場合は、合併法人及び各合併消滅法人の設立の日から1年を経過した日のうち最も早い日を記入します。

— 欠格事由について —

○役員の中に、次のA～Dのいずれかに該当する者がある

A. 指定、認定又は特例認定を取り消された法人において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しない者

B. 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

C. NPO法若しくは暴力団員不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法204条等若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

D. 暴力団又はその構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む)若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者(J.において「暴力団の構成員等」といいます。)

はい

いいえ

E. 指定、認定又は特例認定を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない

はい

いいえ

F. 定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している

はい

いいえ

G. 国税又は地方税の滞納処分が執行されているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない

はい

いいえ

H. 国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない

はい

いいえ

○次のいずれかに該当する法人

I. 暴力団

J. 暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人

はい

いいえ

(適)
欠格事由に該当
しないと思われます

(否)
欠格事由に該当します

解 説 編

指定手続等の概要

NPO法人

（特定非営利活動を行うことを主たる目的とする等の一定の要件を満たし、特定非営利活動促進法の規定に基づき、所轄庁の認証を受けて設立された特定非営利活動法人をいいます（法2②、10①）。

事前相談（任意）

- ◎ 指定申出をお考えの方は、まず、事前相談をお願いします。
 - 指定を受けるための基準についてはP33～46をご確認ください。

申出書提出

- ◎ 名古屋市（市民活動推進センター）に指定申出書を提出してください。
 - 申出手続についてはP25～32をご確認ください。
 - 申出様式については「様式例」P51～88をご確認ください。

審査

- ・行政による審査（実態確認等）
- ・審査会による審査

- ◎ 市の担当者が実態確認等を行う場合があります（条例28）。
 - 確認させていただく資料（例）についてはP47をご確認ください。
- ◎ 学識経験者で構成される「名古屋市指定特定非営利活動法人審査会」を開催し、指定について意見を聴きます（条例4②）。
 - 審査会についてはP48をご確認ください。

条例議案提出

- ◎ 市議会へ法人を指定する条例の議案を提出します（条例4①）。

可決

—指定NPO法人—

個人住民税の寄附金税額控除の対象となる地方税法（昭和25年法律第226号）第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れるNPO法人として、名古屋市の条例で定められた法人をいいます（条例1、2）。

事業報告書等の提出

（P90～91 参照）

- ◎ 指定NPO法人は、事業報告書等、役員報酬規程等、助成金支給の実績並びに地域課題の解決に資する事業の報告書を市長に提出しなければなりません。ただし、役員報酬規程及び職員給与規程については、既に所轄庁に提出されているものから内容に変更がない場合、毎事業年度の提出は不要です。（条例13①②）

情報公開

（P93～95 参照）

- ◎ 指定NPO法人は、事業報告書等、役員名簿、定款、指定申出の添付書類、役員報酬規程等の閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これをその事務所において閲覧させなければなりません。なお、閲覧させる際、役員名簿・社員名簿等については、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除くことができます。（条例12⑤）

変更の届出

（P92 参照）

- ◎ 指定NPO法人は、役員や代表者の変更があったときなど所定の変更が生じた場合には、その旨を記載した書類等（添付書類を含みます。）を、市長に提出しなければなりません。（条例11①）

1 指定又は指定の有効期間の更新を受けるための申出手続

(1) 指定を受けようとする場合

ア 指定NPO法人として指定を受けようとするNPO法人は、次の①②の書類を添付した申出書を市長に提出し、指定を受けることとなります（条例3①）。

（注）申出書及び添付書類については、様式例51頁～88頁をご覧ください。

① 指定の基準に適合する旨を説明する書類及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類

（注1）指定の各基準については33頁～44頁を、欠格事由については45頁～46頁をご覧ください。

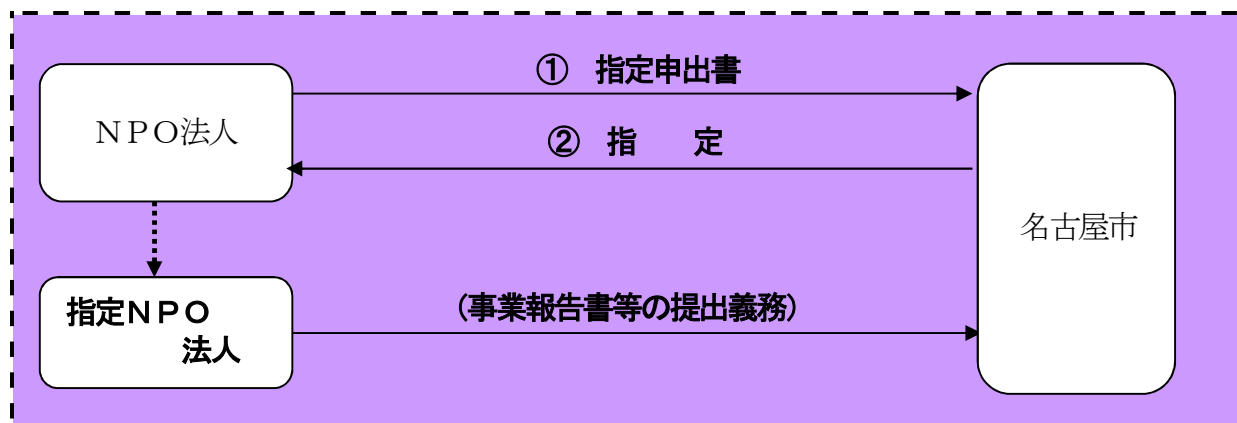
（注2）実績判定期間とは、指定を受けようとするNPO法人の直前に終了した事業年度の末日以前5年（過去に指定を受けたことのない法人の場合は2年）内に終了した各事業年度のうち最も早い事業年度の初日から当該末日までの期間となります（条例3②(3)）。詳しくは、28頁「参考1（実績判定期間）」を参照してください。

② 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類

イ 指定の申出書の提出は、申出書を提出した日を含む事業年度開始の日において、設立の日以後1年を超える期間が経過している必要があります（条例4①(7)）。

ウ 指定の有効期間は、指定の日から起算して5年となります（条例8①）。

指定の有効期間の満了後、引き続き、指定NPO法人として特定非営利活動を行おうとする指定NPO法人は、その有効期間の更新を受ける必要があります（次頁の「(2) 指定の有効期間の更新を受けようとする場合」を参照してください。）（条例8②）。



(2) 指定の有効期間の更新を受けようとする場合

ア 指定の有効期間の更新を受けようとする指定 NPO 法人は、有効期間の満了の日の7月前の日の属する月の初日から5月前の日の属する月の末日までの間（以下「更新申出期間」といいます。）に、次の①②の書類を添付した有効期間の更新の申出書を市長に提出し、有効期間の更新を受けることとなります（条例8②③④）。

① 指定の基準に適合する旨を説明する書類及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類

（注） 更新に係る指定の基準については33頁～44頁を、欠格事由については45頁～46頁をご覧ください。

② 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類

（注1） 申出書及び添付書類については、様式55頁～88頁をご覧ください。

（注2） 指定の有効期間の更新の申出に係る実績判定期間は、更新を受けようとするNPO法人の直前に終了した事業年度の末日以前5年内に終了した各事業年度のうち最も早い事業年度の初日から当該末日までの期間となります（条例3②(3)）。詳しくは、29頁「参考1（実績判定期間）」を参照してください。

イ 指定の有効期間の更新がされた場合の指定の有効期間は、従前の指定の有効期間の満了の日の翌日から起算して5年となります（条例8①）。

(3) 指定 NPO 法人の事業報告書等の提出義務

ア 指定 NPO 法人は、毎事業年度1回、事業報告書等を市長に提出しなければなりません（条例12②(2)～(4)、13①）。提出する書類等の詳細は、90頁～91頁「(1)事業年度終了後の事業報告書等の報告」をご覧ください。

《参 考》

1 指定 NPO 法人の名称等の使用制限

指定 NPO 法人でない者は、その名称又は商号中に指定 NPO 法人であると誤認されるおそれのある文字を用いてはならず、また、何人も、不正の目的をもって他の指定 NPO 法人であると誤認されるおそれのある名称又は商号を使用してはならないこととされております（条例27①②）。

2 指定等の通知

市長は、指定又は指定の有効期間の更新があったときはその旨を当該申出法人に対し書面により通知することになります。また、指定もしくは指定の有効期間の更新のために必要な手続を行わないことを決定したとき又は指定もしくは指定の有効期間の更新がなかったときはその旨とその理由を、申出法人に対し書面により通知することになります（条例7①、8④）。

3 指定の公表

市長は、指定 NPO 法人の指定又は指定の有効期間の更新があったときは、インターネットの利用その他適切な方法により、次に掲げる事項を公表することとされております（条例7②、8④）。

（公表事項）

- ① 指定 NPO 法人の名称
- ② 代表者の氏名
- ③ 主たる事務所の所在地とその他の事務所の所在地

④ 指定の有効期間

⑤ 指定NPO法人に対する寄附金が個人市民税の税額控除の対象となる期間

また、市長は、指定NPO法人について、上記（公表事項）①②③に掲げる事項に変更があったときも、インターネットの利用その他適切な方法により、その旨を公表することとされております（条例11③）。

4 指定の失効

指定NPO法人は、次のいずれかに掲げる事由が生じたとき、その指定の効力を失います（条例9①）。

ア 指定の有効期間が経過したとき

イ 指定NPO法人が指定NPO法人でないNPO法人と合併をした場合、その合併が条例10①の確認を経ずにその効力を生じたとき

ウ 指定NPO法人が解散したとき

なお、市長は、指定NPO法人が指定の効力を失ったとき、インターネットの利用その他適切な方法により、その旨を公表することとされております（条例9②）

5 協力依頼

市長は、条例の施行のために必要があると認めるときは、官庁、公共団体その他の者に照会し、又は協力を求めることができるものとされています（条例28）。この規定により、市長が指定申出中のNPO法人や指定NPO法人に対し、申出書の内容の確認や指定を取り消すべき理由が発生していないかどうか等を確認するために実態確認を実施することがあります。

参 考 1 (実績判定期間)

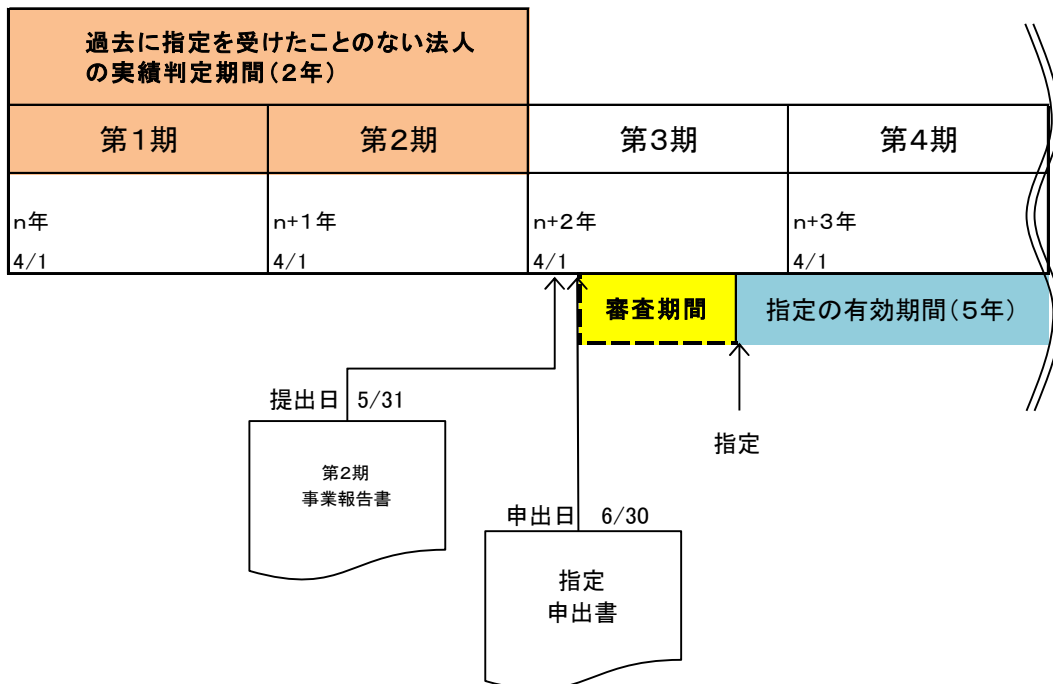
実績判定期間とは、指定又は指定の有効期間の更新を受けようとする法人の直前に終了した事業年度の末日以前5年（過去に指定を受けたことのない法人の場合は2年）内に終了した各事業年度のうち最も早い事業年度の初日から当該末日までの期間をいいます（条例3②(3)）。

【具体例1】

《過去に指定を受けたことのない法人の申出の場合》

- 事業年度 4月1日～翌年3月31日
- 事業報告書等の所轄庁への提出日 n+2年5月31日
- 申出書を提出した日 n+2年6月30日
- 実績判定期間 n年4月1日（第1期）～n+2年3月31日（第2期）

過去に指定を受けたことのない法人が申出を行う場合の実績判定期間は、n年4月1日（第1期）からn+2年3月31日（第2期）までの2年間となり、実績判定期間で算定する指定基準については、第1期から第2期までの事業報告書等に基づき算定することとなります。



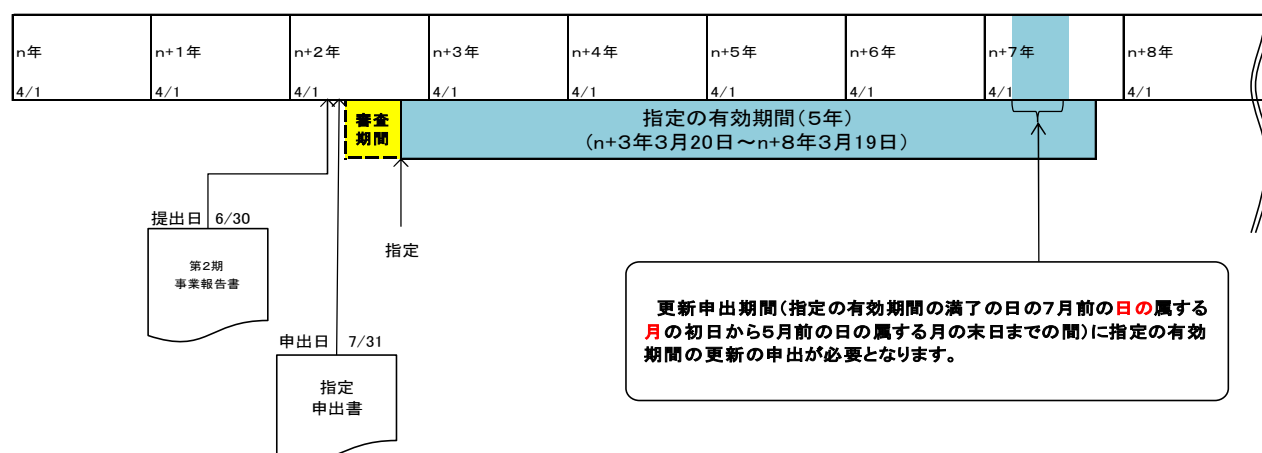
【具体例2】

《指定の更新の申出の場合》

指定の有効期間内に更新を受けようとする場合のタイムスケジュールを作成すると、おおむね次表のとおりとなります。

- 事業年度 4月1日～翌年3月31日
- 事業報告書等の所轄庁への提出日 $n+2$ 年6月30日
- 初回の指定申出書の提出日 $n+2$ 年7月31日
- 指定の有効期間 $n+3$ 年3月20日～ $n+8$ 年3月19日
- 更新申出期間 $n+7$ 年8月1日～ $n+7$ 年10月31日
- 更新の申出書の提出日 $n+7$ 年10月31日
- 実績判定期間 $n+2$ 年4月1日（第3期）～ $n+7$ 年3月31日（第7期）

この場合の実績判定期間で算定する指定基準については、第3期から第7期までの事業報告書等に基づき算定することとなります。



(注) 法人の事業年度や更新の申出書の提出時期によっては、実績判定期間がこのケースと異なることもあります。

参考 2 (指定を受けるための申出書及び添付書類)

ア 指定を受けるための申出書及び添付書類一覧

申出書・添付書類	必要部数
指定特定非営利活動法人としての指定を受けるための申出書	1部
1 指定基準に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類	
指定基準チェック表①②	2部
地域の課題の解決に資する事業の実施状況等(表②付表)	2部
ア、イのいずれか1つの基準を選択してください。	
ア 寄附者・寄附金基準	
指定基準チェック表③(寄附者・寄附金基準用)	2部
寄附者名簿	1部
イ 従事者・時間数基準	
指定基準チェック表③(従事者・時間数基準用)	2部
ボランティア名簿	1部
指定基準チェック表④	2部
指定基準チェック表⑤	2部
役員状況(表⑤付表1)	2部
帳簿組織の状況(表⑤付表2)	2部
指定基準チェック表⑥	2部
役員等に対する報酬等の状況(表⑥付表1)	2部
役員等に対する資産の譲渡等の状況等(表⑥付表2)	2部
指定基準チェック表⑦	2部
指定基準チェック表⑧⑨⑩	2部
欠格事由チェック表	2部
2 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類	2部
3 実績判定期間内の各事業年度の事業報告書等	
事業報告書	2部
計算書類(活動計算書、貸借対照表)	2部
財産目録	2部
年間役員名簿(役員であったことのある者全員の氏名及び住所又は居所並びにこれらの者への報酬の有無を記載した名簿)	2部
社員のうち10人以上の者の氏名及び住所等を記載した書面	2部
4 最新の役員名簿	2部
5 定款等	
定款	2部
認証に関する書類の写し	2部
登記事項証明書の写し	2部

(注意事項)

市所轄法人であるNPO法人の場合には、3～5の書類を添付する必要ありません(条例3②)。

イ 指定の有効期間の更新の申出書及び添付書類一覧

申出書・添付書類	必要部数
指定特定非営利活動法人の指定の有効期間の更新の申出書	1部
1 指定基準に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類	
指定基準チェック表①②	2部
地域の課題の解決に資する事業の実施状況等（表②付表）	2部
ア、イのいずれか1つの基準を選択してください。	
ア 寄附者・寄附金基準	
指定基準チェック表③（寄附者・寄附金基準用）	2部
寄附者名簿	1部
イ 従事者・時間数基準	
指定基準チェック表③（従事者・時間数基準用）	2部
ボランティア名簿	1部
指定基準チェック表④	2部
指定基準チェック表⑤	2部
役員の状況（表⑤付表1）	2部
帳簿組織の状況（表⑤付表2）	
指定基準チェック表⑥	2部
役員等に対する報酬等の状況（表⑥付表1）	2部
役員等に対する資産の譲渡等の状況等（表⑥付表2）	2部
指定基準チェック表⑦	
指定基準チェック表⑧⑨⑩	2部
欠格事由チェック表	2部
2 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類	2部
3 実績判定期間内の各事業年度の事業報告書等	
事業報告書	2部
計算書類（活動計算書、貸借対照表）	2部
財産目録	2部
年間役員名簿（役員であったことのある者全員の氏名及び住所又は居所並びにこれらの者への報酬の有無を記載した名簿）	2部
社員のうち10人以上の者の氏名及び住所等を記載した書面	2部
4 最新の役員名簿	2部
5 定款等	
定款	2部
認証に関する書類の写し	2部
登記事項証明書の写し	2部

（注意事項）

- 1 市所轄法人であるNPO法人の場合には、3～5の書類を添付する必要ありません（条例3②）。
- 2 「指定基準チェック表⑤」イ欄及び「指定基準チェック表⑧並びに⑩」欄の記載は必要ありません。

(参 考)

所轄庁に提出していることが必要な書類
① 事業報告書
② 計算書類（活動計算書、貸借対照表）
③ 財産目録
④ 年間役員名簿（役員であったことのある者全員の氏名及び住所又は居所並びにこれらの者への報酬の有無を記載した名簿）
⑤ 社員のうち10人以上の者の氏名及び住所又は居所を記載した書面

(注意事項)

上記書類を法第29条の規定に基づき所轄庁に提出していることが指定基準の一つとなっています（条例4①(8)）。

2 指定の基準の概要

(1) 指定の基準の概要

指定NPO法人としての指定を受けるためには、次に掲げる(1)から(10)までの基準に適合する必要があります(条例4①)。

次表は指定基準の概要をまとめたものですが、詳細については36頁以降をご覧ください。

項 目	指 定 基 準 の 概 要
(1) 事務所の所在地について	市内に事務所を有していること。
(2) 公益要件(活動の内容に関する基準)について	市内で行うその特定非営利活動に係る事業が地域の課題の解決に資するものであり、かつ、当該事業が継続して行われる見込みがあると認められること。
(3) 公益要件(市民等からの支援に関する基準)について	<p>次の2つの基準のいずれかに適合すること。</p> <p>1 寄附者・寄附金基準</p> <p>実績判定期間内の各事業年度中の寄附者の数が年平均50人以上で、かつ、寄附金の合計額が年平均15万円以上であること。</p> <p>(注1) 寄附者本人と生計を一にする者も含めて一人として数えます。 (注2) 以下の寄附は、上記の寄附者数及び寄附金に含めません。 ① 申出法人の役員及びその役員と生計を一にする者からの寄附 ② 氏名(法人・団体にあっては、その名称)又は住所が明らかでない者からの寄附 ③ 休眠預金等交付金関係助成金のみの寄附者及び同助成金の寄附金額</p> <p>2 従事者・時間数基準</p> <p>実績判定期間内の各事業年度中に無償で特定非営利活動に従事した者(ボランティア)が年平均延べ50人以上で、かつ、その活動時間の合計が年平均300時間以上であること。ただし、実人数は20人以上であること。</p> <p>(注) 以下の者が従事した場合には、ボランティア数及び活動時間に含めません。 ① 実費相当額以上の額の金銭、物品等を受けて従事した者 ② 申出法人の役員及びその役員と生計を一にする者 ③ 氏名又は住所が明らかでない者</p>
(4) 活動の対象について	<p>実績判定期間における事業活動のうち、次に掲げる共益的な活動の占める割合が50%未満であること。</p> <p>ア 会員等に対する資産の譲渡等及び会員等が対象である活動 イ 特定の範囲の者に便益が及ぶ活動 ウ 特定の著作物又は特定の者に関する活動 エ 特定の者の意に反した活動</p>

<p>(5) 運営組織及び経理について</p>	<p>次のいずれの基準にも適合していること。</p> <p>ア 運営組織が次のいずれにも該当すること。</p> <p>① $\frac{\text{役員のうち親類縁者を有する者等で構成する最も大きなグループの人数}}{\text{役員の数}} \leq \frac{1}{3}$</p> <p>② $\frac{\text{役員のうち特定の法人の役員又は使用人等で構成する最も大きなグループの人数}}{\text{役員の数}} \leq \frac{1}{3}$</p> <p>イ 各社員の表決権が平等であること。</p> <p>ウ 会計について公認会計士若しくは監査法人の監査を受けているか、法人税法施行規則第53条～第59条に規定する青色申告法人と同等に取引を記録し、帳簿を保存していること。</p> <p>エ 不適正な経理を行っていないこと。</p>
<p>(6) 事業活動について</p>	<p>次のいずれの基準にも適合していること。</p> <p>ア 次に掲げる活動を行っていないこと。</p> <p>① 宗教活動</p> <p>② 政治活動</p> <p>③ 特定の公職者等又は政党を推薦、支持又は反対する活動</p> <p>イ 役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の親族等に特別の利益を与えないこと及び営利を目的とした事業を行う者や上記イの活動を行う者または特定の公職の候補者（公職にある者）に寄附を行っていないこと。</p> <p>ウ $\frac{\text{実績判定期間における特定非営利活動に係る事業費}}{\text{総事業費}} \geq 80\%$</p> <p>エ $\frac{\text{実績判定期間における受入寄附金総額のうち特定非営利活動に係る事業費に充てた額}}{\text{受入寄附金総額}} \geq 70\%$</p>
<p>(7) 情報公開について</p>	<p>次に掲げる書類をその事務所において閲覧させること。</p> <p>ア 事業報告書等、役員名簿及び定款等（個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの）</p> <p>イ ① 各指定の基準に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類並びに寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類</p> <p>② 役員報酬又は職員給与の支給に関する規程及び収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項その他一定の事項等を記載した書類</p> <p>③ 助成の実績を記載した書類</p>
<p>(8) 事業報告書類等の提出について</p>	<p>各事業年度において、事業報告書等を法第29条の規定により所轄庁に提出していること。</p>
<p>(9) 不正行為等について</p>	<p>法令又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反する事実、偽りその他不正の行為により利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実等がないこと。</p>

(10) 設立後の経過期間について	指定の申出書を提出した日を含む事業年度の初日において、設立の日以後1年を超える期間が経過していること。
-------------------	---

指定NPO法人の上記基準のうち、(3)、(4)、(6)のウとエの基準は、実績判定期間において適合する必要がありますが、(1)、(2)、(5)、(6)のアとイ、(7)、(8)、(9)の基準は、実績判定期間内の各事業年度だけでなく指定時まで適合している必要があります(ただし、実績判定期間中に指定を受けていない期間が含まれる場合には、その期間については(7)イの基準を除きます。)(条例4①(9))。

指定を受けた後に(1)の基準に適合しなくなった場合には、市長は指定の取消しのために必要な手続きを行わなければなりません(条例19①)。また、(2)、(5)、(6)のアとイ、(9)の基準に適合しなくなり改善を期待することができないことが明らかな場合には、市長は指定の取消しのために必要な手続きを行うことができます(条例19②)。

(2) 欠格事由の概要

指定の基準の規定にかかわらず、次のいずれかの欠格事由に該当する法人は指定を受けることができません(条例6)。

次表は各欠格事由の概要をまとめたものですが、詳細については45頁～46頁をご覧ください。

項 目	欠 格 事 由 の 概 要
(1) 役員のうち、次のいずれかに該当する者がある	NPO法人の役員のうち、次のいずれかに該当する者がある場合には、欠格事由に該当します。 1 指定NPO法人が指定を取り消された場合、認定NPO法人が認定を取り消された場合又は特例認定NPO法人が特例認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該指定NPO法人、認定NPO法人又は当該特例認定NPO法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しないもの 2 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者 3 法若しくは暴力団員不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法第204条等若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者 4 暴力団の構成員等
(2) 指定、認定等取消の日から5年を経過していない	指定、認定又は特例認定を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない場合には、欠格事由に該当します。
(3) 定款又は事業計画書の内容が法令に違反している	NPO法人の定款又は事業計画書の内容が法令又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反している場合には、欠格事由に該当します。
(4) 国税又は地方税の滞納処分を受けている	国税又は地方税の滞納処分の執行がされているNPO法人、又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過していないNPO法人は、欠格事由に該当します。
(5) 国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課されてから3年を経過していない	国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過していないNPO法人は、欠格事由に該当します。
(6) 次のいずれかに該当する	NPO法人が次のいずれかに該当する場合は、欠格事由に該当します。 1 暴力団 2 暴力団又は暴力団の構成員等の統制の下にある

3 指定 NPO 法人としての指定を受けるための基準

指定 NPO 法人としての指定を受けるためには、次の(1)～(10)の指定基準に適合する必要があります（条例 4 ①、規則 3～12）。

(1) 事務所の所在地に関する基準

市内に事務所を有していること。

(解説)

名古屋市内に事務所を有していること。（条例 4 ①(1)）。

(注) 「事務所を有している」とは、主たる事務所又は従たる事務所として、定款上の事務所があることをいいます。

(2) 活動の内容に関する基準（公益要件）

市内で行う特定非営利活動に係る事業が地域の課題の解決に資するものであること
かつ
当該事業が継続して行われる見込みがあると認められること

(解説)

住民の福祉の増進に寄与する活動として、これまで継続して地域課題の解決に資する活動を行ってきたことを求めることに加え、指定を受けた後も継続して地域課題の解決に取り組むことを基準とします（条例 4 ①(2)）。

具体的には、実績判定期間から指定時まで継続して市内で特定非営利活動に係る事業を行っており、当該事業が地域の課題の解決のために必要なものであることが求められます。また、あわせて指定を受けた後も当該事業を継続して行っていく見込みであり、そのための予算や人員等の体制が整っていることが求められます。

これまでの事業実績のほか、今後の継続性を事業計画や予算書等をもとに名古屋市指定特定非営利活動法人審査会等において判断します。

(注) 「特定非営利活動」とは、法別表に掲げる活動に該当する活動であって、不特定多数かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とするものをいいます（法 2 ①）。

(3) 市民等からの支援に関する基準（公益要件）

市民等からの支援に関する基準の判定に当たっては、次のア、イのいずれかの基準を選択できます。

ア 寄附者・寄附金基準

$$\frac{\text{実績判定期間内の各事業年度中の寄附者の数の合計数} \times 12}{\text{実績判定期間の月数}} \geq 50 \text{人}$$

かつ

$$\frac{\text{実績判定期間内の各事業年度中の寄附金の額の合計額} \times 12}{\text{実績判定期間の月数}} \geq 15 \text{万円}$$

- (注) 1 寄附者の氏名（法人にあつては、その名称）及びその住所が明らかな寄附者・寄附金のみを数えます。
- 2 寄附者数の算出に当たっては、寄附者本人と生計を一にする者を含めて一人として数えます。
- 3 寄附者が、その NPO 法人の役員及び役員と生計を一にする者である場合は、これらの者は、寄附者数・寄附金額に含めません。
- 4 月数は暦に従って計算し、一月未満の端数は切り上げて一月とします。
- 5 休眠預金等交付金関係助成金のみの寄附者は寄附者数に含めず、同助成金は寄附金額に含めません。

(解説)

実績判定期間内の各事業年度中の寄附者の総数が年平均 50 人以上であり、かつ、寄附金の総額が年平均 15 万円以上であること(条例 4①(3)ア、規則 3①～⑤、4)。

なお、実績判定期間の各事業年度単位で、寄附者数が 50 人以上及び寄附金額が 15 万円以上となっている場合には、上記算式を当てはめるまでもなく基準に適合することとなります。

イ 従事者・時間数基準

$$\begin{array}{r}
 \frac{\text{実績判定期間内の各事業年度中の} \\ \text{ボランティアの延べ人数の合計数}}{\text{実績判定期間の月数}} \times 12 \geq 50 \text{人} \\
 \text{かつ} \\
 \frac{\text{実績判定期間内の各事業年度中の} \\ \text{ボランティアの実人数の合計数}}{\text{実績判定期間の月数}} \times 12 \geq 20 \text{人} \\
 \text{かつ} \\
 \frac{\text{実績判定期間内の各事業年度中の} \\ \text{従事時間の合計数}}{\text{実績判定期間の月数}} \times 12 \geq 300 \text{時間}
 \end{array}$$

- (注) 1 この基準において、「ボランティア」とは、無償で法人の特定非営利活動に係る事業に従事した者をいいます。
- 2 次に掲げる者が従事した場合は、上記のボランティア数及び従事時間から除きます。
- ① 実費相当額以上の額の金銭、物品等を受けて事業に従事した者
 - ② そのNPO法人の役員及びその役員と生計を一にする者
 - ③ 氏名又は住所が明らかでない者
- 3 月数は暦に従って計算し、一月未満の端数は切り上げて一月とします。

(解説)

実績判定期間内の各事業年度中に無償で特定非営利活動に係る事業に従事した者が年平均延べ50人以上で、かつ、当該者が当該事業に従事した時間の合計時間が年平均300時間以上であること。ただし、実人数は年平均20人以上であること（条例4①(3)イ、規則3⑥～⑨、4）。

なお、実績判定期間の各事業年度単位で、延べ従事者数が50人以上、実従事者数が20人以上及び従事時間が300時間以上となっている場合には、上記算式を当てはめるまでもなく基準に適合することとなります。

(4) 活動の対象に関する基準

実績判定期間における

- ア 会員等に対する資産の譲渡等及び会員等が対象である活動
- イ 特定の範囲の者に便益が及ぶ活動
- ウ 特定の著作物又は特定の者に関する活動
- エ 特定の者の意に反した活動

の事業活動に占める割合 < 50%

(解説)

実績判定期間における事業活動のうち次に掲げる活動の占める割合が50%未満であること(条例4①(4))。

(注) 上記の割合は、そのNPO法人の行った事業活動に係る事業費の額、従事者の作業時間数その他の合理的な指標によりその事業活動のうちア、イ、ウ、エに掲げる活動の占める割合を算定する方法により算定した割合をいいます(規則5)。

ア 会員又はこれに類する者(NPO法人の運営又は業務の執行に関係しない者で一定の者を除きます。以下「会員等」といいます。)に対する資産の譲渡若しくは貸付け又は役務の提供(以下「資産の譲渡等」といいます。)、会員等相互の交流、連絡又は意見交換その他その対象が会員等である活動(資産の譲渡等のうち対価を得ないで行われるものその他一定のものを除きます。)

(注1) 会員に類する者とは、次に掲げる者をいいます(規則6)。

- ① 当該申出に係るNPO法人から継続的に若しくは反復して資産の譲渡等を受ける者又は相互の交流、連絡若しくは意見交換に参加する者として、NPO法人の帳簿書類等に氏名又は名称が記載された者であって、そのNPO法人から継続的に若しくは反復して資産の譲渡等を受け、又は相互の交流、連絡若しくは意見交換に参加する者
- ② 当該申出に係るNPO法人の役員

(注2) NPO法人の運営又は業務の執行に関係しない者で一定の者とは、NPO法人が行う不特定多数の者を対象とする資産の譲渡等の相手方であって、当該資産の譲渡等以外のNPO法人の活動に関係しない者をいいます(規則7)。

(注3) その他一定のものとは、次に掲げるものをいいます(規則8)。

- ① そのNPO法人が行う資産の譲渡等で、その対価として資産の譲渡等に係る通常対価の額のおおむね10%程度に相当する額以下のもの及び交通費、消耗品費その他その資産の譲渡等に付随して生ずる費用でその実費に相当する額(②において「付随費用の実費相当額」といいます。)以下のものを会員等から得て行うもの
- ② そのNPO法人が行う役務の提供で、その対価として最低賃金法第4条第1項の規定により使用者が労働者に支払わなければならないこととされている賃金の算定の基礎となる同法第9条第1項に規定する地域別最低賃金の額を会員等がそのNPO法人に支払う役務の提供の対価の額の算定の基礎となる額とみなして、これと当該役務の提供の従事者の作業時間数に基づいて算出される金額におおむね相当する額以下のもの及び付随費用の実費相当額以下のものをその対価として会員等から得て行うもの
- ③ 法別表19号に掲げる活動又は同表第20号の規定により同表第19号に掲げる活動に準ずる活動として都道府県若しくは指定都市の条例で定める活動を主たる目的とする法人が行うその会員等の活動(公益社団法人若しくは公益財団法人である会員等又は認定NPO法人である会員等が参加しているものに限りません)に対する助成

イ 会員等、特定の団体の構成員、特定の職域に属する者などその便益の及ぶ者が特定の範囲の者である活動(会員等を対象とする活動で上記ア(注)3③に掲げる活動及び会員等に対する資産の譲渡等を除きます。)

ウ 特定の著作物又は特定の者に関する普及啓発、広告宣伝、調査研究、情報提供その他の活動

エ 特定の者に対し、その者の意に反した作為又は不作為を求める活動

(5) 運営組織及び経理に関する基準

運営組織及び経理について、次のいずれにも適合していること。

ア 運営組織が次のいずれにも該当すること

$$\frac{\text{役員のうち親族関係を有する者等で構成する最も大きなグループの人数}}{\text{役員の数}} \leq \frac{1}{3}$$

かつ

$$\frac{\text{役員のうち特定の法人の役員又は使用人等で構成する最も大きなグループの人数}}{\text{役員の数}} \leq \frac{1}{3}$$

イ 各社員の表決権が平等であること

ウ 会計について

公認会計士等の監査を受けていること

または

青色申告法人と同等の取引記録、帳簿の保存を行っていること

エ 不適正な経理を行っていないこと

(解説)

その運営組織及び経理に関して次に掲げる基準を満たしていること(条例4①(8))。

ア 次の割合のいずれについても3分の1以下であること。

- ① 役員の数の中に役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族(以下「親族関係を有する者」といいます。)並びに役員と特殊の関係のある者の数の占める割合
- ② 役員の数の中に特定の法人(その法人との間に一定の関係のある法人を含みます。以下同じ。)の役員又は使用人である者並びにこれらの者と親族関係を有する者並びにこれらの者と特殊の関係のある者の数の占める割合

(注1) 「特殊の関係」とは次に掲げる関係をいいます(法規16)。

- a 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある関係
- b 使用人である関係及び使用人以外の者で当該役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している関係
- c a又はbに掲げる関係のある者の配偶者及び三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている関係

(注2) 「一定の関係のある法人」とは、一の者(法人に限ります。)が法人の発行済株式又は出資(以下「発

行済株式等」といいます。)の総数又は総額の50%以上の数又は金額の株式又は出資を保有する場合における一の者と法人との間の関係(以下「直接支配関係」といいます。)にある法人をいいます。

この場合において、次に該当するときは、一の者は、他の法人の発行済株式等の総数又は総額の50%以上の数又は金額の株式又は出資を保有するものとみなされます(法規17)。

a 一の者及びこれとの間に直接支配関係がある1若しくは2以上の法人が、他の法人の発行済株式等の総数又は総額の50%以上の数又は金額の株式又は出資を保有する場合

b 一の者との間に直接支配関係がある1若しくは2以上の法人が、他の法人の発行済株式等の総数又は総額の50%以上の数又は金額の株式又は出資を保有する場合

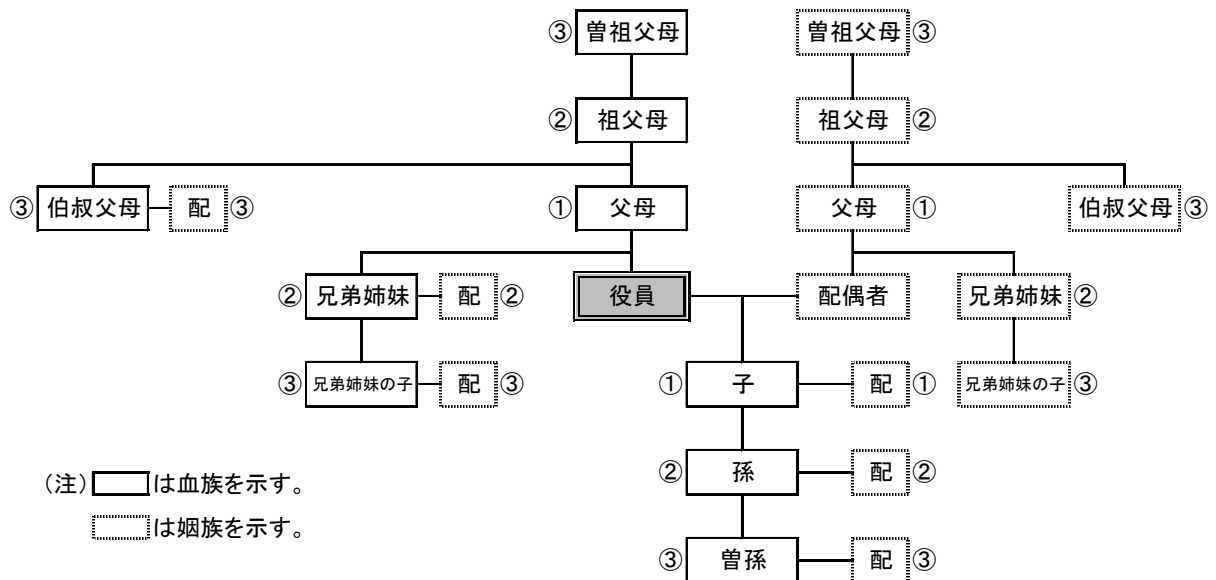
(注3) NPO法人の責めに帰することのできない事由によりこの基準に適合しないこととなった場合には、その後遅滞なくこの基準を満たしていると認められるときは、この基準を継続して満たしているものとみなされます(法規19)。

イ 各社員の表決権が平等であること

ウ その会計について公認会計士若しくは監査法人の監査を受けていること、又は法人規第53条から第59条までの規定(青色申告法人の帳簿書類の保存)に準じて帳簿及び書類を備え付けてこれらにその取引を記録し、かつ、当該帳簿及び書類を保存していること(法規20)。

エ その支出した金銭でその費途が明らかでないものがあるもの、帳簿に虚偽の記載があるものその他の不適正な経理が行われていないこと(法規21)。

《3親等以内の親族図》



(6) 事業活動に関する基準

事業活動が次のいずれも満たしていること

- ア 宗教活動、政治活動及び特定の公職者等又は政党を推薦、支持又は反対する活動を行っていないこと
- イ 役員、社員、職員又は寄附者等に特別の利益を与えないこと及び営利を目的とした事業を行う者等に寄附を行っていないこと

ウ 実績判定期間における

$$\frac{\text{特定非営利活動に係る事業費}}{\text{総事業費}} \geq 80\%$$

エ 実績判定期間における

$$\frac{\text{受入寄附金総額のうち特定非営利活動に係る事業費に充てた額}}{\text{受入寄附金総額}} \geq 70\%$$

(解説)

その事業活動に関し、次に掲げる基準を満たしていること（条例4①(5)）。

ア 次に掲げる活動を行っていないこと。

- ① 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成すること。
- ② 政治上の主義を推進し、若しくは支持し、又はこれに反対すること。
- ③ 特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対すること。

イ その役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者と親族関係を有する者又はこれらの者と特殊の関係のある者に対し特別の利益を与えないことその他の特定の者と特別の関係がないものとして一定の基準を満たしていること。

(注1) ここにいう「特殊の関係のある者」とは次に掲げる者をいいます（規則10）。

- a 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- b その役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは3親等以内の親族の使用人である者
- c bに掲げる以外の者で当該役員等から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの
- d a～cに掲げる者の配偶者又は三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしているもの

(注2) 「一定の基準」とは、次に掲げる基準をいいます（規則11）。

- a 当該役員の職務の内容、当該NPO法人の職員に対する給与の支給の状況、当該NPO法人とその活動内容及び事業規模が類似するものの役員に対する報酬の支給の状況等に照らして当該役員に対する報酬の支給として過大と認められる報酬の支給を行わないことその他役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係のある者（以下、「役員等」といいます。）に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益を与えないこと。
- b 役員等又は役員等が支配する法人に対しその対価の額が当該資産のその譲渡の時における価額に比して著しく過少と認められる資産の譲渡を行わないことその他これらの者と当該NPO法人との間の資産の譲渡等に関して特別の利益を与えないこと。
- c 役員等に対し役員の選任その他当該NPO法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えないこと。

d 営利を目的とした事業を行う者、アの①から③に掲げる活動を行う者又はイの③の特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対し、寄附を行わないこと。

ウ 実績判定期間における事業費の総額のうちに特定非営利活動に係る事業費の額の占める割合が80%以上であること。

(注1) この割合を事業費以外の指標によって算定し、申出書を提出した場合であっても、市長はその事業費以外の指標によって算定した割合が合理的であると認めた場合には、事業費により算定した割合に代えて、その事業費以外の指標により算定した割合によりこの基準の判定を行うことができます(規則12)。

(注2) 活動計算書における経常費用中にボランティア評価費用、施設等評価費用等の法人自身が金額換算し計上した科目に係る金額がある場合には、事業費の合計額から控除します。

エ 実績判定期間における受入寄附金総額の70%以上を特定非営利活動に係る事業費に充てていること。

(注) 活動計算書における経常費用中にボランティア評価費用、施設等評価費用等の法人自身が金額換算し計上した科目に係る金額がある場合には、事業費の合計額から控除します。

(7) 情報公開に関する基準

次に掲げる書類を閲覧させること

ア 事業報告書等、役員名簿及び定款等(個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの)

イ ① 各指定基準に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類

② 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類

③ 前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程、前事業年度の収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項その他の規則で定める事項を記載した書類

④ 規則で定める書類

⑤ 助成の実績を記載した書類

(解説)

ア及びイの書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除き、これをその主たる事務所等において閲覧させること(条例4①(6))。

ア 事業報告書等、役員名簿及び定款等(個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの)

イ ① 各指定基準に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類(条例3②(1))

② 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類(条例3②(2))

③ (1) 前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程(条例12②(2))

(2) 前事業年度の収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項その他の規則で定める事項を記載した書類(条例12②(3))

(注) 「規則で定める事項を記載した書類」とは以下のものをいいます(規則19②)。

1 寄附者(当該指定NPO法人の役員、役員配偶者若しくは三親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、前事業年度における当該指定NPO法人に対する寄附金の額の合計額が20万円以上であるものに限る。)の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日

2 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項

3 資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項

4 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項

- ア 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の最も多いものから順次その順位を付した場合におけるそれぞれ第一順位から第五順位までの取引
- イ 役員等との取引
- 5 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項
- 6 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日
- 7 海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日

(3) 規則で定める書類（条例12②(4)）

（注） 「規則で定める書類」とは以下のものをいいます（規則19③）

条例第4条第1項第1号、第2号、第5号ア及びイ、第6号並びに第8号（法45条第1項第3号ロ及び同項第6号に係る部分を除く。）に掲げる基準に適合している旨並びに条例第6条各号のいずれにも該当していない旨を説明する書類。

④ 助成の実績を記載した書類（条例12③）

(8) 事業報告書等の提出に関する基準

各事業年度において、事業報告書等を法第29条の規定により所轄庁に提出していること

（解説）

法第28条第1項に規定する事業報告書等（前事業年度の事業報告書、計算書類及び財産目録並びに年間役員名簿並びに前事業年度の末日における社員のうち十人以上の者の氏名及び住所又は居所を記載した書面）を法第29条の規定により提出していること（条例4①(8)）。

(9) 不正行為等に関する基準

法令違反、不正の行為、公益に反する事実等がないこと

（解説）

法令又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反する事実、偽りその他不正の行為により利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実がないこと（条例4①(8)）。

(10) 設立後の経過期間に関する基準

指定の申出書を提出した日を含む事業年度の初日において、設立の日以後1年を超える期間が経過していること。

（解説）

申出書を提出した日を含む事業年度の初日において、その設立の日以後1年を超える期間が経過していること（条例4①(7)）。

4 欠格事由

欠格事由

次に掲げる欠格事由のいずれにも該当しないこと

ア 役員のうち、次の①から④のいずれかに該当する者がある

- ① 指定、認定等を取り消された法人において、その取消原因の事実があった日以前1年以内に当該法人のその業務を行う理事であった者でその取消の日から5年を経過しない者
- ② 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わった日等から5年を経過しない者
- ③ NPO法若しくは暴力団員不当行為防止法等に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行を終わった日等から5年を経過しない者
- ④ 暴力団の構成員等

イ 指定、認定等の取消の日から5年を経過しない

ウ 定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している

エ 国税又は地方税の滞納処分が執行されている又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない

オ 国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課されてから3年を経過しない

カ 次の①、②のいずれかに該当する法人

- ① 暴力団
- ② 暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人

(解説)

欠格事由のいずれかに該当するNPO法人は、指定又は指定の有効期間の更新の基準にかかわらず、指定又は指定の有効期間の更新を受けることができません(条例6)。

ア NPO法人の役員のうち、次のいずれかに該当する者がある場合には、欠格事由に該当します。

- ① 指定NPO法人が指定を取り消された場合、認定NPO法人が認定を取り消された場合又は特例認定NPO法人が特例認定を取り消された場合において、その取消の原因となった事実があった日以前1年以内に当該NPO法人のその業務を行う理事であった者でその取消の日から5年を経過しない者
- ② 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- ③ NPO法若しくは暴力団員不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法第204条等^(注1)若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律中偽りその他不正の行為により国税若しくは地方税を免れ、納付せず、若しくはこれらの税の還付を受け、若しくはこれらの違反行為をしようとするに關する罪を定めた規定に違反したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- ④ 暴力団の構成員等^(注2)

(注1)「刑法204条等」とは、刑法第204条、第206条、第208条、第208条の2、第222条若しくは第247条をいいます。

(注2)「暴力団の構成員等」とは、法第12条第1項第3号ロに規定する暴力団又はその構成員(暴力団の構成団体の構成員を含みます。)若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者をいいます。

イ 指定、認定又は特例認定を取り消され、その取消の日から5年を経過しない法人は、欠格事由に該当します。

ウ NPO法人の定款又は事業計画書の内容が法令又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反している法人

は、欠格事由に該当します。

エ 国税又は地方税の滞納処分の執行がされている法人、又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過していない法人は、欠格事由に該当します。

なお、指定及び指定の有効期間の更新の申出時には、所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書の添付が必要となります。

(注1) 添付が必要となる納税証明書は、国税及び地方税の納付の有無にかかわらず、主たる事務所が所在する所轄税務署長、都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書となります。また、従たる事務所において国税又は地方税を納付している場合には、当該従たる事務所が所在する所轄税務署長、都道府県知事又は市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書の添付も必要となります。

(注2) 毎事業年度1回市長に提出する役員報酬規程等提出書には、上記の納税証明書の添付は必要ありません。

オ 国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過していない法人は、欠格事由に該当します。

カ 次のいずれかに該当する法人は、欠格事由に該当します。

- ① 暴力団
- ② 暴力団又は暴力団の構成員等の統制の下にある法人

確認させていただく資料（例）

指定基準の該当性や申出書類の記載内容を確認するための参考資料として提示（又は提出）をお願いする可能性がある書類は次のとおりです。

確認させていただく書類の事例		(参考) 確認する主な指定基準
1	NPO法人の事業活動内容がわかる資料 (パンフレット、会報誌、マスコミで紹介されている記事、事業所一覧等)	活動の内容に関する基準
		活動の対象に関する基準
		事業活動に関する基準
		不正行為等に関する基準
2	NPO法人の従業員一覧、給与台帳	運営組織及び経理に関する基準
		事業活動に関する基準
		不正行為等に関する基準
3	総勘定元帳など作成している帳簿や取引記録 (会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている場合の「監査証明書」を含みます。)	市民等からの支援に関する基準(寄附)
		活動の対象に関する基準
		運営組織及び経理に関する基準
		事業活動に関する基準
4	申出書に記載された数字の計算根拠となる資料 (例)・事業費と管理費の区分基準 ・役員の総数に占める一定のグループの人数割合	活動の対象に関する基準
		運営組織及び経理に関する基準
		事業活動に関する基準
5	事業費の内容がわかる資料 (事業活動の対象、イベント等の実績(開催回数、募集内容等)、支出先など)	活動の対象に関する基準
		運営組織及び経理に関する基準
		事業活動に関する基準
6	寄附金・会費の内容がわかる資料 (現物寄附の評価額、寄附金・会費に係る特典等)	市民等からの支援に関する基準(寄附)
		活動の対象に関する基準
		事業活動に関する基準
7	市民等からの支援に関する基準(寄附・ボランティア)の算出方法がわかる資料	市民等からの支援に関する基準
8	助成金・補助金収入を受けている場合、その募集要項、申請書及び報告書等	市民等からの支援に関する基準(寄附)
9	閲覧に関する細則(社内規則)	情報公開に関する基準
10	NPO法人が特定の第三者を通じて活動を行っている場合、特定の第三者の活動内容及びNPO法人と特定の第三者との関係がわかる資料	活動の対象に関する基準
		事業活動に関する基準
		不正行為等に関する基準

(注) これらは、確認させていただく資料の一例であり、指定審査の過程において、必要に応じて、これら以外の資料を確認させていただく場合があります。また、これらの資料は、事前相談の際にも確認させていただく場合があります。

5 名古屋市指定特定非営利活動法人審査会

市長は、NPO 法人の指定等に必要の手続きを行う場合には、あらかじめ、名古屋市指定特定非営利活動法人審査会（以下「審査会」といいます。）の意見を聴くものとされています（条例4②）。

(1) 審査会の役割

審査会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議し、その結果を市長に答申します（条例20②）

ア 条例の規定により審査会の意見を聴くこととされた事項

- ① NPO 法人の指定（条例4②）
- ② 指定の有効期間の更新（条例8④）
- ③ 指定NPO 法人の合併の確認（条例10③）
- ④ 指定の取消し（条例19⑤）

イ その他指定NPO 法人に関する重要な事項

(2) 組織

審査会は、NPO 法人の運営組織又は事業活動に関し学識経験のある者から市長が委嘱した委員（5名以内）で組織されます（条例21①②）。

6 指定 NPO 法人の税制上の措置

個人が指定 NPO 法人へ寄附金を支払った場合には、次の税額控除の適用を受けることができます。

個人が支払った指定 NPO 法人への寄附金に対する措置

個人が支払った NPO 法人の行う法第 2 条第 1 項に規定する特定非営利活動に係る事業に関連する寄附金（その寄附をした者に特別の利益が及ぶと認められるものを除きます。）のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として当該寄附金を支払った年の翌年の 1 月 1 日にお住まいの都道府県・市区町村がそれぞれ条例で個別に指定した寄附金は、個人住民税の控除を受けることができます（地方法 37 の 2、314 の 7）。

指定 NPO 法人に寄附金を支払った個人で、寄附金を支払った年の翌年の 1 月 1 日に名古屋市にお住まいの方は個人市民税の寄附金税額控除の適用を受けられます。



《算式》

$$\text{個人市民税の寄附金税額控除額} = (\text{寄附金}^{\text{㊦}} - 2\text{千円}) \times 8\%$$

（注）地方公共団体等への寄附金とあわせて、総所得金額等の 30%相当額が限度です。

【寄附金税額控除に関する申告】

認定 NPO 法人以外の指定 NPO 法人が行う特定非営利活動に係る事業に関連する寄附金は、個人市民税の控除の対象となりますが、所得税の控除対象となっていないため、確定申告書での申告はできません。そのため、控除を受けようとする場合は、名古屋市への寄附の申告※が必要となります（地方法 317 の 2⑤）。

なお、指定 NPO 法人が認定 NPO 法人となった後に支払った寄附金については、確定申告書での申告が可能です。

※申告に当たっては、寄附金を支払った指定 NPO 法人が交付する次の①～⑤の事項を記載した受領証明書を添付または提示する必要があります。

- ①寄附者の住所 ②寄附者の氏名 ③受領した寄附金の額 ④寄附金を受領した年月日
- ⑤市民税の控除対象となる名古屋市の条例指定寄附金であること及び認定 NPO 法人に対するものである場合はその旨

○ 税制上の措置の対象となる寄附金

措置の対象となるのは、指定 NPO 法人に対し、指定の有効期間内に支払った、その法人の行う特定非営利活動に係る事業に関連する寄附金です。

したがって、指定を受けていない NPO 法人に対する寄附金、指定の有効期間に含まれない日に支払った寄附金及び営利活動に係る事業に関連する寄附金は、上記の措置の対象となりませんのでご注意ください。

7 認定 NPO 法人制度との関係

(1) 認定 NPO 法人とは

認定 NPO 法人とは、NPO 法人のうちその運営組織及び事業活動が適正であって公益の増進に資するものにつき一定の基準（パブリック・サポート・テストを含みます。）に適合したものとして、所轄庁の認定を受けた NPO 法人をいいます（法 2③、44①）。

(2) 特例認定 NPO 法人とは

特例認定 NPO 法人とは、NPO 法人であって新たに設立されたもの（設立後 5 年以内のものをいいます。）のうち、その運営組織及び事業活動が適正であって特定非営利活動の健全な発展の基盤を有し公益の増進に資すると見込まれるものにつき一定の基準（パブリック・サポート・テストは含まれません。）に適合したものとして、所轄庁の特例認定を受けた NPO 法人をいいます（法 2④、58①）。

(3) 認定 NPO 法人等になるための基準等

認定（特例認定）NPO 法人になるためには、次の基準に適合する必要があります（法 45、47、59）。

- ① パブリック・サポート・テスト（PST）に適合すること（特例認定 NPO 法人は除きます。）。
- ② 事業活動において、共益的な活動の占める割合が、50%未満であること。
- ③ 運営組織及び経理が適切であること。
- ④ 事業活動の内容が適正であること。
- ⑤ 情報公開を適切に行っていること。
- ⑥ 事業報告書等を所轄庁に提出していること。
- ⑦ 法令違反、不正の行為、公益に反する事実等がないこと。
- ⑧ 設立の日から 1 年を超える期間（2 事業年度）が経過していること。
- ⑨ 欠格事由に該当しないこと。

(4) パブリック・サポート・テスト（PST）基準

上記③①のパブリック・サポート・テスト（PST）とは、広く市民からの支援を受けているかどうかを判断するためのもので、次の 3 つの基準のいずれかに適合する必要があります（法 45①(1)）。

- ① 【相対値基準】 収入金額に占める寄附金の割合が 20%以上であること
 - ② 【絶対値基準】 年 3,000 円以上の寄附者の数が平均 100 人以上であること
 - ③ 【条例個別指定】 都道府県又は市区町村の条例による個別指定を受けていること
- （注） 指定を受けると、パブリック・サポート・テスト（PST）の③の基準に適合することとなります。

(5) 認定 NPO 法人と指定 NPO 法人の税制上の優遇措置

優遇措置の内容		認定	特例認定	指定
個人からの寄附	所得税の寄附金控除 税額控除の場合、（寄附金－2,000 円）の 40%	○	○	×
	個人住民税の寄附金控除（寄附金－2,000 円）の 10% ※都道府県 2%＋政令市 8%（都道府県 4%＋市町村 6%）	○	○	○
	一定の承認要件を満たし非課税承認を受けた場合、現物資産寄付のみなし譲渡所得税の非課税措置が適用	○	○	×
法人からの寄附	一般寄附金の損金算入限度額とは別に、特別損金算入限度額の範囲内で損金算入可	○	○	×
相続財産の寄附	寄附をした相続財産の価額について、相続財産の課税対象から除外	○	×	×
NPO 法人自身の税優遇	収益事業から得た利益を特定非営利活動に係る事業に支出した場合、これを寄附金とみなして一定の範囲内で損金算入可	○	×	×

※個人住民税の寄附金控除については、都道府県住民税については都道府県から、市町村住民税は市町村から、それぞれ指定される必要があります。

(注意事項)

- ・ 指定の有効期間の更新を受けようとする法人は、指定の有効期間満了の日の7月前の日の属する月の初日から5月前の属する月の末日までの間（更新申出期間）に更新の申出をしなければなりません。この更新申出期間内に更新の申出をしない場合（災害その他やむを得ない事由により更新申出期間内に更新の申出をすることができない場合は除きます。）は、改めて指定の申出を行うこととなります。
- ・ 指定の有効期間の欄には、直近の指定を受けた日から継続している有効期間を記入してください。
- ・ 申出書には「指定の有効期間の更新の申出書及び添付書類一覧（兼チェック表）」に掲げる書類を添付してください。（既に提出している書類のうち、その記載した事項に変更のないものを除きます。）
- ・ 「事務所の責任者」とは、その事務所における判断事項について責任を持って判断ができる者をいいます。
- ・ 「市内の事務所の所在地」については、定款に記載のある従たる事務所のうち市内にあるものを全て記入してください。

申出法人名	
-------	--

市内の事務所の所在地	左記の事務所の責任者の氏名	役 職
〒 電 話 () — F A X () —		
〒 電 話 () — F A X () —		
〒 電 話 () — F A X () —		
〒 電 話 () — F A X () —		
〒 電 話 () — F A X () —		
〒 電 話 () — F A X () —		
〒 電 話 () — F A X () —		
〒 電 話 () — F A X () —		

指定の有効期間の更新の申出書及び添付書類一覧（兼チェック表）

申 出 書 ・ 添 付 書 類		チェック
指定特定非営利活動法人の指定の有効期間の更新の申出書		
1 指定基準等に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類		
指定基準チェック表①②		
地域の課題の解決に資する事業の実施状況等（表②付表）		
ア、イのいずれか1つの基準を選択してください。		
ア 寄附者・寄附金基準		
指定基準チェック表③（寄附者・寄附金基準用）		
寄附者名簿		
イ 従事者・時間数基準		
指定基準チェック表③（従事者・時間数基準用）		
ボランティア名簿		
指定基準チェック表④		
指定基準チェック表⑤		
役員 の 状 況（表⑤付表1）		
帳簿組織の状況（表⑤付表2）		
指定基準チェック表⑥		
役員等に対する報酬等の状況（表⑥付表1）		
役員等に対する資産の譲渡等の状況等（表⑥付表2）		
指定基準チェック表⑦		
指定基準チェック表⑧⑨⑩		
欠格事由チェック表		
2 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類		
3 実績判定期間内の各事業年度の事業報告書等		
事業報告書		
計算書類（活動計算書、貸借対照表）		
財産目録		
年間役員名簿（役員であったことのある者全員の氏名及び住所又は居所並びにこれらの者への報酬の有無を記載した名簿）		
社員のうち10人以上の者の氏名及び住所等を記載した名簿		
4 最新の役員名簿		
5 定款等		
定款		
認証に関する書類の写し		
登記に関する書類の写し		

（注意事項）

- 1 所轄庁が名古屋市であるNPO法人の場合は、3～5の書類を添付する必要ありません（条例3②）。
- 2 「指定基準チェック表⑤」イ欄及び「指定基準チェック表⑧並びに⑩」欄の記載は必要ありません。

指定基準チェック表①②

法人名	
-----	--

指定基準チェック表①（事務所の所在地に関する基準）

<p>市内に事務所を有すること</p> <p>【留意事項】</p> <p>1 「事務所を有している」とは、主たる事務所又は従たる事務所として、定款上の事務所が市内にあることをいいます。</p> <p>2 実績判定期間から指定時まで市内に事務所を有している必要があります。</p>							チェック欄
実績判定期間内の各事業年度	自	① 年 月 日	② 年 月 日	③ 年 月 日	④ 年 月 日	⑤ 年 月 日	申出時
	至	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	
名古屋市内の事務所の有無		有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無

指定基準チェック表②（活動の内容に関する基準）

<p>市内で行う特定非営利活動に係る事業が地域の課題の解決に資するものであり、かつ、当該事業が継続して行われる見込みがあると認められること</p>							チェック欄
項 目	①	②	③	④	⑤	申出時	
市内で行う特定非営利活動に係る事業が地域の課題の解決に資するものである	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	
上記の事業を継続して行う見込みである	はい ・ いいえ						

（注意事項）

- ・ チェック欄には、表の各欄の記載を終了し、基準を満たしていることを確認した場合に「○」を記載してください（表③以下についても同様です）。
- ・ 実績判定期間とは、申出書提出の直前に終了した事業年度の末日以前5年（指定を受けたことのない法人の場合は2年）内に終了した各事業年度のうち最も早い事業年度の初日から申出書提出の直前に終了した事業年度の末日までの期間です。
- ・ 指定基準チェック表①②は、条例第13条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時及び指定の有効期間の更新の申出時においても記載及び添付する必要があります。

「指定基準チェック表①」記載要領

項 目	記 載 要 領	注 意 事 項
「実績判定期間内の各事業年度」欄	実績判定期間内の各事業年度を「㉑」から「㉓」の各欄に記載（実績判定期間が2年の法人は「㉑」、及び「㉒」「申出時」欄のみ記載）します。	
「名古屋市内に事務所を有している」欄	該当する一方を「○」で囲みます。	

「指定基準チェック表②」記載要領

項 目	記 載 要 領	注 意 事 項
「市内で行う特定非営利活動に係る事業が地域の課題の解決に資するものである」欄	該当する一方を「○」で囲みます。	「㉑」から「㉓」については、指定基準チェック表①に記載する各期間（「㉑」から「㉓」）を示したものです。
「上記の事業を継続して行う見込みである」欄	指定の有効期間中も上記の事業を継続して行う見込みである場合には「はい」、見込みでない場合には「いいえ」に○をします。	

法人名	
-----	--

1 法人が解決しようとする地域の課題について、以下の項目を記載してください。

具体的な地域の課題の内容	
対象とする地域	

2 1の課題の解決に資する市内で実施した特定非営利活動に係る事業（実績判定期間及び申出書の提出日を含む事業年度開始の日から申出書の提出の日までに実施した事業）について、以下の項目を記載してください。

事業名（ ）

項目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	申出時
具体的な事業内容						
実施年月日						
実施場所						
従事者の人数						
受益対象者の範囲及び人数						
収益						
費用						

（注意事項）

- ・ 「地域の課題の解決に資する事業の実施状況等（表②付表）」は、条例13条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時には記載及び添付の必要はありません。

表②付表（次葉）

3 2の事業の指定の日（指定を受けることが見込まれる日）の属する事業年度を含めた5事業年度分の実施予定について、以下の項目を記載してください。

項 目	1 年 目	2 年 目	3 年 目	4 年 目	5 年 目
具体的な事業内容					
実施予定年月日					
実施予定場所					
従事者の予定人数					
受益対象者の範囲及び 予定人数					
収益見込み額					
費用見込み額					

（注意事項）

- ・ 「地域の課題の解決に資する事業の実施状況等（表②付表）」は、条例13条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時には記載及び添付の必要はありません。

指定基準チェック表③ (市民等からの支援に関する基準【寄附者・寄附金基準用】)

法人名		実績判定期間	年 月 日～ 年 月 日
実績判定期間内の各事業年度中の寄附者の数が年平均50人以上であり、かつ、寄附金の額が年平均15万円以上であること			
【留意事項】 1 寄附者の氏名(法人・団体にあつては、その名称)及びその住所が明らかな寄附のみを数えてください。 2 寄附者の数の算出に当たっては、寄附者本人と生計を一にする方を含めて一人としてください。 3 貴法人の役員及びその役員と生計を一にする方が寄附者である場合、寄附者数及び寄附金額に含めないでください。			

チェック欄

●寄附者の数

	a	b	c	d	e
寄附者の数が50人以上である	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ

【チェック欄】

- 寄附者の氏名(法人・団体にあつては、その名称)及びその住所が明らかな寄附者の数のみを数えていますか。
 - 寄附者の数の算出に当たって、寄附者本人と生計を一にする方を含めて一人としていますか。
 - 貴法人の役員及びその役員と生計を一にする方が寄附者の場合、それらの方を寄附者数から除いていますか。
- 実績判定期間内において、寄附者の数が年50人未満の事業年度がある場合は、下欄により、年平均50人以上かどうかを判定してください。

寄附者の数	a	b	c	d	e	合計		
	人	人	人	人	人	A	人	
実績判定期間の月数							B	月
(注) 一月未満の端数がある場合は、一月に切り上げます。								

$$\frac{\text{実績判定期間の寄附者数}}{\text{実績判定期間の月数}} = \frac{A \text{ 人}}{B \text{ 月}} \times 12 \geq 50 \text{ 人}$$

●寄附金の額

	a	b	c	d	e
寄附金の額が15万円以上である	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ

【チェック欄】

- 寄附者の氏名(法人・団体にあつては、その名称)及びその住所が明らかな寄附金の額のみを数えていますか。
 - 貴法人の役員及びその役員と生計を一にする方が寄附者の場合、それらの寄附を寄附金の額から除いていますか。
- 実績判定期間内において、寄附金額が年15万円未満の事業年度がある場合は、下欄により、年平均15万円以上かどうかを判定してください。

寄附金の額	a	b	c	d	e	合計		
	円	円	円	円	円	A	円	
実績判定期間の月数							B	月
(注) 一月未満の端数がある場合は、一月に切り上げます。								

$$\frac{\text{実績判定期間の寄附金額}}{\text{実績判定期間の月数}} = \frac{A \text{ 円}}{B \text{ 月}} \times 12 \geq 15 \text{ 万円}$$

(注意事項)

- ・ 指定審査の過程において、寄附者数及び寄附金額の算出根拠について確認させていただく場合がありますので、寄附者数及び寄附金額の算出根拠を示す書類を法人の主たる事務所に確実に保管するようお願いいたします。
- ・ 寄附者数は休眠預金等交付金関係助成金のみの寄附者を除き、寄附金額は同助成金額を除きます。

「指定基準チェック表③」（寄附者・寄附金基準用）記載要領

	項 目	記 載 要 領	注 意 事 項
寄附者の数	「寄附者の数が 50 人以上である」欄	<p>各事業年度において、寄附者の数が 50 人以上である場合は「はい」、50 人未満である場合は「いいえ」に○をします。</p> <p>なお、「a」から「c」については、指定基準チェック表①に記載する各期間（「a」から「c」）を示したものです。</p> <p>実績判定期間内のすべての事業年度において、「はい」に○がされている場合は、その下の「寄附者の数」の計算の表及びその下の計算式の記入は必要ありません。</p> <p>なお、寄附者の数が 50 人以上であるかどうかの判定に当たっては、チェック欄の事項にご注意ください（確認後は、□に✓を記入してください）。</p>	<p>寄附者の数の算出に当たっては、次の点に注意してください。</p> <p>ア 寄附者の氏名（法人・団体にあつては、その名称）及びその住所が明らかな寄附者のみを数えます。</p> <p>イ 寄附者本人と生計を一にする方を含めて一人とします。</p> <p>ウ 貴法人の役員及びその役員と生計を一にする方は寄附者の数に含めません。</p>
	「寄附者の数」欄	<p>実績判定期間内の各事業年度における寄附者の数を、「a」から「c」の各欄に記載（実績判定期間が 2 年の法人は「a」及び「b」欄のみ記載）し、合計を「A」欄に記載します。</p>	
	「実績判定期間の月数」欄	<p>実績判定期間の月数の総数を「B」欄に記載します。</p>	<p>月数は暦に従って計算し、一月未満の端数がある場合は一月に切り上げます。</p>
寄附金の額	「寄附金の額が 15 万円以上である」欄	<p>各事業年度において、寄附金の額が 15 万円以上である場合は「はい」、15 万円未満である場合は「いいえ」に○をします。</p> <p>なお、「a」から「c」については、指定基準チェック表①に記載する各期間（「a」から「c」）を示したものです。</p> <p>実績判定期間内のすべての事業年度において、「はい」に○がされている場合は、その下の「寄附金の額」の計算の表及びその下の計算式の記入は必要ありません。</p> <p>なお、寄附金の額が 15 万円以上であるかどうかの判定に当たっては、チェック欄の事項にご注意ください（確認後は、□に✓を記入してください）。</p>	<p>寄附金の額の算出に当たっては、次の点に注意してください。</p> <p>ア 寄附者の氏名（法人・団体にあつては、その名称）及びその住所が明らかな寄附者からの寄附のみを数えます。</p> <p>イ 貴法人の役員及びその役員と生計を一にする方からの寄附は寄附金の額に含めません。</p>
	「寄附金の額」欄	<p>実績判定期間内の各事業年度における寄附金の額を、「a」から「c」の各欄に記載（実績判定期間が 2 年の法人は「a」及び「b」欄のみ記載）し、合計を「A」欄に記載します。</p>	
	「実績判定期間の月数」欄	<p>実績判定期間の月数の総数を「B」欄に記載します。</p>	<p>月数は暦に従って計算し、一月未満の端数がある場合は一月に切り上げます。</p>

指定基準チェック表③（市民等からの支援に関する基準【従事者・時間数基準用】）（初葉）

法人名		実績判定期間	年 月 日～ 年 月 日
-----	--	--------	--------------

実績判定期間内の各事業年度中のボランティアの人数が年平均延べ50人以上で、かつ、ボランティアが当該事業に従事した時間の合計時間が年平均300時間以上であること。ただし、ボランティアの実人数は20人以上であること。

チェック欄

【留意事項】

- 1 ボランティアとは、無償で法人の特定非営利活動に係る事業に従事した者をいいます。
- 2 ボランティアの氏名及びその住所が明らかな人数及びその従事時間のみを数えてください。
- 3 実費相当額以上の額の金銭、物品その他の財産上の利益の供与を受けて事業に従事した場合は含めないでください。
- 4 貴法人の役員及びその役員と生計を一にする方がボランティアである場合、人数及び従事時間に含めないでください。

●ボランティア人数

	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕
ボランティアの人数が延べ50人以上である	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ
ボランティアの人数が実人数20人以上である	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ

【チェック欄】

- 実費相当額以上の金銭等を受けて事業に従事した者を除いていますか。
- ボランティアの氏名及びその住所が明らかな人数のみを数えていますか。
- 貴法人の役員及びその役員と生計を一にする方がボランティアの場合、それらの方を人数から除いていますか。
- 貴法人の行う特定非営利活動に係る事業に従事した者のみを数えていますか。

○ 実績判定期間内において、ボランティアの延べ人数が年50人未満又は実人数が20人未満の事業年度がある場合は、下欄により、年平均従事人数が50人又は20人以上かどうかを判定してください。

	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	合計	
ボランティア延べ人数	人	人	人	人	人	A	人
ボランティア実人数	人	人	人	人	人	B	人
実績判定期間の月数 (注) 一月未満の端数がある場合は、一月に切り上げます。						C	月

$$\frac{\text{実績判定期間のボランティアの延べ人数}}{\text{実績判定期間の月数}} = \frac{A \text{ 人} \times 12}{C \text{ 月}} = \boxed{\quad} \text{ 人} \geq 50 \text{ 人}$$

$$\frac{\text{実績判定期間のボランティアの実人数}}{\text{実績判定期間の月数}} = \frac{B \text{ 人} \times 12}{C \text{ 月}} = \boxed{\quad} \text{ 人} \geq 20 \text{ 人}$$

(注意事項)

- ・ 指定審査の過程において、ボランティア数及び従事時間の算出根拠について確認させていただく場合がありますので、算出根拠を示す書類を法人の主たる事務所に確実に保管するようお願いします。

表③ (次葉)

●ボランティア従事時間

	①	②	③	④	⑤
従事した時間の合計時間が年平均300時間以上である	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ

【チェック欄】

- 実費相当額以上の金銭等を受けて事業に従事した者の従事時間を除いていますか。
- 氏名及びその住所が明らかなボランティアの従事時間のみを数えていますか。
- 貴法人の役員及びその役員と生計を一にする方がボランティアの場合、それらの方の従事時間を除いていますか。
- 貴法人の行う特定非営利活動に係る事業に従事した時間のみを数えていますか。

○ 実績判定期間内において、従事時間が年 300 時間未満の事業年度がある場合は、下欄により、年平均 300 時間以上かどうかを判定してください。

従事した時間	①	②	③	④	⑤	合計	
	時間	時間	時間	時間	時間	A	時間
実績判定期間の月数						B	月
(注) 一月未満の端数がある場合は、一月に切り上げます。							

$$\frac{\text{実績判定期間の従事時間}}{\text{実績判定期間の月数}} = \frac{A \text{ 時間} \times 12}{B \text{ 月}} \geq 300 \text{ 時間}$$

【記載要領】

項目	記載要領	注意事項	
ボランティア人数	「ボランティアの人数が延べ50人以上である」欄 「ボランティアの人数が実人数20人以上である」欄	各事業年度において、ボランティアの延べ人数及び実人数がそれぞれ50人・20人以上である場合は「はい」、50人・20人未満である場合は「いいえ」に○をします。 なお、「①」から「⑤」については、指定基準チェック表①に記載する各期間（「①」から「⑤」）を示したものです。 実績判定期間内のすべての事業年度において、「はい」に○がされている場合は、その下の計算の表及びその下の計算式の記入は必要ありません。 なお、人数の判定に当たっては、チェック欄の事項にご注意ください（確認後は、□に✓を記入してください。）。	ボランティアの人数の算出に当たっては、次の点に注意してください。 ア 実費相当額以上の金銭等を受けて事業に従事した者は含めません。 イ ボランティアの氏名及びその住所が明らかな人数のみを数えます。 ウ 貴法人の役員及びその役員と生計を一にする方は人数に含めません。
	「ボランティア延べ人数」欄 「ボランティア実人数」欄	実績判定期間内の各事業年度における従事者の延べ人数及び実人数を、「①」から「⑤」の各欄に記載（実績判定期間が2年の法人は「①」及び「⑤」欄のみ記載）し、延べ人数の合計を「A」欄、実人数の合計を「B」欄にそれぞれ記載します。	
	「実績判定期間の月数」欄	実績判定期間の月数の総数を「C」欄に記載します。	月数は暦に従って計算し、一月未満の端数がある場合は一月に切り上げます。
ボランティア従事時間	「従事した時間の合計時間が年平均300時間以上である」欄	各事業年度において、従事時間の合計が300時間以上である場合は「はい」、300時間未満である場合は「いいえ」に○をします。 なお、「①」から「⑤」については、指定基準チェック表①に記載する各期間（「①」から「⑤」）を示したものです。 実績判定期間内のすべての事業年度において、「はい」に○がされている場合は、その下の計算の表及びその下の計算式の記入は必要ありません。 なお、従事時間の判定に当たっては、チェック欄の事項にご注意ください（確認後は、□に✓を記入してください。）。	従事時間の算出に当たっては、次の点に注意してください。 ア 実費相当額以上の金銭等を受けて事業に従事した者の従事時間は含めません。 イ 氏名及びその住所が明らかなボランティアの従事時間のみを数えます。 ウ 貴法人の役員及びその役員と生計を一にする方の従事した時間は含めません。
	「従事した時間」欄	実績判定期間内の各事業年度における従事時間を、「①」から「⑤」の各欄に記載（実績判定期間が2年の法人は「①」及び「⑤」欄のみ記載）し、合計を「A」欄に記載します。	
	「実績判定期間の月数」欄	実績判定期間の月数の総数を「B」欄に記載します。	月数は暦に従って計算し、一月未満の端数がある場合は一月に切り上げます。

指定基準チェック表④（活動の対象に関する基準）

法人名		チェック欄
<p>実績判定期間における事業活動のうち次の共益的な活動の占める割合が50%未満であること</p> <p>ア 会員等に対する資産の譲渡若しくは貸付け又は役務の提供（以下「資産の譲渡等」という。）、会員等相互の交流、連絡又は意見交換その他その対象が会員等である活動（資産の譲渡等のうち対価を得ないで行われるもの等を除く。）</p> <p>イ 会員等、特定の団体の構成員、特定の職域に属する者その他便益の及ぶ者が特定の範囲の者である活動（地縁に基づく地域に居住する者等に対する活動及び会員等に対する資産の譲渡等を除く。）</p> <p>ウ 特定の著作物又は特定の者に関する普及啓発、広告宣伝、調査研究、情報提供その他の活動</p> <p>エ 特定の者に対し、その者の意に反した作為又は不作為を求める活動</p>		
実績判定期間		
すべての事業活動に係る金額等	① (指標)
①のうちア～エの活動に係る金額等	②
ア	会員等に対する資産の譲渡等の活動（対価を得ないで行われるもの等を除く。）に係る金額等	① a
	会員等相互の交流、連絡又は意見交換その他その対象が会員等である活動に係る金額等	① b
イ	便益が及ぶ者が特定の範囲の者である活動に係る金額等	① c
ウ	特定の著作物又は特定の者に関する活動に係る金額等	① d
エ	特定の者に対し、その者の意に反した作為又は不作為を求める活動に係る金額等	① e
合計	(a+b+c+d+e)	① f
基準となる割合 (②÷①)		③

⇒②へ

（注意事項）

- ・ 指定基準チェック表④は、条例 13 条第 1 項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時には記載及び添付の必要はありません。
- ・ 指定の有効期間の更新の申出に当たっては、記載及び添付の必要があります。

「指定基準チェック表④」記載要領

項 目	記 載 要 領	注 意 事 項
「すべての事業活動に係る金額等①」欄	活動計算書（収支計算書）の事業費の合計金額（その他の事業がある場合は、特定非営利活動に係る事業費計とその他の事業の事業費計の合計金額）を記載します。算出方法を具体的に示す資料を添付してください。	実績判定期間において使用する「指標」は、例えば、その実績判定期間に行った事業活動に係る事業費の額、従事者の作業時間数など合理的なものを使用します。
「①のうち上記ア～エの活動に係る金額等②」欄	「合計①」欄の金額等を転記します。	
「①～⑤」各欄共通事項	「①～⑤」の各欄に記載する金額等は、①で用いた「指標」と同様の「指標」により算出します。	「①～⑤」の各欄に記載する金額等については、重複する部分がある場合には一方から控除して記載します。
「会員等に対する資産の譲渡等の活動（対価を得ないで行われるもの等を除く。）に係る金額等④」欄	会員等に対する資産の譲渡若しくは貸付け又は役務の提供に係る活動（対価を得ないで行われるもの等を除きます。）に係る金額等を記載します。	この表において「会員等」とは、次の者をいいます。 ① 会員 ② 当該申出に係る法人から継続的に若しくは反復して資産の譲渡等を受ける者又は相互の交流、連絡若しくは意見交換に参加する者として当該法人の帳簿又は書類その他に氏名（法人・団体にあっては、その名称）が記載された者であって、継続的に若しくは反復して資産の譲渡等を受ける者又は相互の交流、連絡若しくは意見交換に参加する者 ③ 役員 なお、①及び②においては、当該法人の運営又は業務の執行に関係しない者で、当該法人が行う不特定多数の者を対象とする資産の譲渡等の相手方であって、当該資産の譲渡等以外の当該法人の活動に関係しない者は除きます。 また、「対価を得ないで行われるもの等」には、次の対価を得て行うものを含みます。 ① 資産の譲渡等に係る通常の対価の10%相当額以下のもの及び交通費、消耗品費等の実費相当額 ② 役務の提供の対価で最低賃金法による最低賃金相当金額以下のもの及び付随費用の実費相当額
「会員等相互の交流、連絡又は意見交換その他その対象が会員等である活動に係る金額等⑥」欄	会員等相互の交流、連絡、意見交換など、その対象が会員等である活動（以下の①及び②に該当するものを除きます。）に係る金額等を記載します。 ① 会員等に対する資産の譲渡若しくは貸付け又は役務の提供（以下「資産の譲渡等」といいます。）に係る活動 ② 特定非営利活動促進法別表第19号に掲げる活動又は同表第20号の規定により同表19号に掲げる活動に準ずる活動として都道府県又は指定都市の条例で定める活動を主たる目的とする法人が行う、その会員等の活動（公益社団法人若しくは公益財団法人又は認定特定非営利活動法人である会員等が参加しているものに限ります。）に対する助成	
「便益が及ぶ者が特定の範囲の者である活動に係る金額等③」欄	会員等、特定の団体の構成員、特定の職域に属する者その他その便益が及ぶ者が特定の範囲の者である活動（以下の①、②及び③に該当するものを除きます。）に係る金額等を記載します。 ① 便益の及ぶ者が地縁に基づく地域に居住する者等である活動に係るもの ② 会員等に対する資産の譲渡等の活動に係るもの ③ 特定非営利活動促進法別表第19号に掲げる活動又は同表第20号の規定により同表19号に掲げる活動に準ずる活動として都道府県又は指定都市の条例で定める活動を主たる目的とする法人が行う、その会員等の活動（公益社団法人若しくは公益財団法人又は認定特定非営利活動法人である会員等が参加しているものに限ります。）に対する助成	この表において「特定の地域」とは、一の市区町村の一部で地縁に基づく地域をいいます。
「特定の著作物又は特定の者に関する活動に係る金額等⑧」欄	特定の著作物又は特定の者に関する普及啓発、広告宣伝、調査研究、情報提供その他の活動に係る金額等を記載します。	
「特定の者に対し、その者の意に反した作為又は不作為を求める活動に係る金額等⑨」欄	特定の者に対し、その者の意に反した作為又は不作為を求める活動に係る金額等を記載します。	

指定基準チェック表⑤（運営及び経理に関する基準）

（初葉）

法人名		チェック欄
運営組織及び経理に関して次に掲げる基準に適合していること ア 役員の総数のうちに次の者の数の占める割合がそれぞれ3分の1以下であること (1) 役員及びその親族等 (2) 特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等 イ 各社員の表決権が平等であること ウ 会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けていること、又は帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存について青色申告法人に準じて行われていること エ 支出した金銭の費途が明らかでないものがある等の不適正な経理が行われていないこと		

ア

項目 区分	役員数	最も人数が多い「親族等」のグループの人数	割合 (②÷①)	最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等」のグループの人数	割合 (④÷①)
	①	②	③	④	⑤
①	人	人	%	人	%
②	人	人	%	人	%
③	人	人	%	人	%
④	人	人	%	人	%
⑤	人	人	%	人	%
申出時	人	人	%	人	%

⑨ 各欄の人数等は、表⑤付表1「役員の状況」から転記してください。

イ

各社員の表決権が平等である	①	②	③	④	⑤	申出時
上記を証する書類の名称とその内容等	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ

（注意事項）

- ・ 指定基準チェック表⑤は、条例第13条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時においても記載及び添付する必要があります。その場合、上記イの記載の必要はありません。
- ・ 指定の有効期間の更新の申出に当たっては、条例第13条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、改めて記載する必要はありません

表⑤（次葉）

ウ

項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	申 出 時
会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ
帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ

㉖ 該当する項目を○で囲み、監査証明書又は表⑤付表2「帳簿組織の状況」を添付してください。

エ

項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	申 出 時
費途が明らかでない支出がある、帳簿に虚偽の記載がある等の不適正な経理の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

(注意事項)

- ・ 指定の有効期間の更新の申出に当たっては、条例13条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

「指定基準チェック表⑤」記載要領

項 目	記 載 要 領	注 意 事 項
アの各欄	表⑤付表1「役員の状況」を記載して、「①」、「②」及び「④」の各欄に該当する人数を転記します。 なお、「㉑」から「㉕」については、指定基準チェック表①に記載する各期間（「㉑」から「㉕」）を示したものです。	
イの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 「上記を証する書類の名称とその内容等」欄には、例えば、「定款（又は会則）第〇条に正社員の表決権（又は議決権）は平等に一票を与えると規定」のように記載します。	
ウの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 なお、「㉑」から「㉕」については、指定基準チェック表①に記載する各期間（「㉑」から「㉕」）を示したものです。	① 「会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている」の「はい」に「○」した場合には監査証明書を添付してください。 ② 「帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている」の「はい」に「○」した場合には、表⑤付表2「帳簿組織の状況」を記載し添付してください。
エの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 なお、「㉑」から「㉕」については、指定基準チェック表①に記載する各期間（「㉑」から「㉕」）を示したものです。	

「役員の状況」 表⑤付表 1 記載要領

- 1 「役員の内訳」欄は「親族等」又は「特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等」のグループごとに記載します。
- 2 「就任等の状況」の「@」から「©」及び「申出時」の各欄は役員であった時期に「○」を付します。
なお、当該「@」から「©」については、指定基準チェック表①に記載する各期間（「@」から「©」）を示したものです。
- 3 この表において、「親族等」とは特定非営利活動法人の役員である次の者が該当します。
 - ① 役員の配偶者及び三親等以内の親族
 - ② 役員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
 - ③ 役員の使用人及び使用人以外の者で当該役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
 - ④ ②又は③に掲げる者の配偶者及び三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている者
- 4 この表において、「特定の法人の役員又は使用人である者並びにこれらの者の親族等」とは特定非営利活動法人の役員である次の者が該当します。
 - ① 特定の法人の役員又は使用人
 - ② ①に掲げる者と役員の配偶者及び三親等以内の親族
 - ③ ①に掲げる者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
 - ④ ①に掲げる者の使用人及び使用人以外の者で当該①に掲げる者から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
 - ⑤ ③又は④に掲げる者の配偶者及び三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている者
- 5 上記の「特定の法人」には、特定の法人との間に発行済株式の総数又は出資の総額（以下「発行済株式の総数等」といいます。）の50%以上の株式の数又は出資の金額（以下「株式の数等」といいます。）を直接又は間接に保有する関係にある法人を含みます。
なお、50%以上の株式の数等を直接又は間接に保有する関係とは以下のとおりです。
 - 直接に保有する関係
一の法人が他方の法人の発行済株式の総数等の50%以上の株式の数等を保有する場合の一の法人と他方の法人との関係（以下「直接支配関係」といいます。）
 - 間接に保有する関係
一の法人及び一の法人と直接支配関係にある法人又は一の法人と直接支配関係にある法人が、他方の法人の発行済株式の総数等の50%以上の株式の数等を保有する場合の一の法人、一の法人と直接支配関係にある法人及び他方の法人との関係

指定基準チェック表⑥（事業活動に関する基準）

（初葉）

法人名		チェック欄
事業活動に関して次に掲げる基準に適合していること ア 宗教活動又は政治活動等を行っていないこと イ 役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益を与えないこと、役員等又は役員等が支配する法人と当法人との間の資産の譲渡等に関して特別の利益を与えないこと、役員等に対し役員の選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えないこと、及び営利を目的とした事業を行う者、上記アの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対し寄附を行わないこと ウ 実績判定期間における事業費の総額のうち特定非営利活動に係る事業費の額の占める割合が80%以上であること エ 実績判定期間における受入寄附金総額の70%以上を特定非営利活動の事業費に充てていること		

ア

項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	申出時
宗教の教義を広め、儀式を行い、及び信者を教化育成する活動	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対する活動	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対する活動	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

イ

項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	申出時
役員職務の内容、職員に対する給与の支給の状況、当法人とその活動内容及び事業規模が類似する他の法人の役員に対する報酬の支給の状況等に照らして、当法人の役員に対する報酬の支給として過大と認められる報酬の支給その他役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益の供与の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
役員等又は役員等が支配する法人に対しその対価の額が当該資産のその譲渡の時における価額に比して著しく過少と認められる資産の譲渡その他役員等又は役員等が支配する法人と当法人の間の資産の譲渡等に関して特別の利益の供与の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
役員等に対し役員の選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益の供与の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
営利を目的とした事業を行う者及びアの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対する寄附の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

（注意事項）

- ・ 指定基準チェック表⑥は、条例第13条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時においても記載及び添付する必要があります。その場合、「指定基準チェック表⑥（次葉）」（ウ及びエ）の記載及び添付の必要はありません。
- ・ 指定の有効期間の更新の申出に当たっては、条例第13条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

表⑥（次葉）

ウ

項 目		実績判定期間
事業費の総額	①	円
特定非営利活動に係る事業費の額	②	円
特定非営利活動の割合 (②÷①)	③	%

③ 「ウ」について、事業費以外の指標により計算を行う場合には、使用した指標（面積割合等）及び単位を記載してください。

使用した指標	単位
-----	-----

- 算出方法を具体的に示す資料を添付してください。

エ

項 目		実績判定期間
受入寄附金総額	①	円
受入寄附金総額のうち特定非営利活動に係る事業費に充てた額	②	円
受入寄附金の充当割合 (②÷①)	③	%

※ウ、エについて、実績判定期間中に「特定資産」等の勘定科目を設定した場合、以下に勘定科目及び金額を記載してください。

勘定科目	金額
	円

（注意事項）

- 「指定基準チェック表⑥（次葉）」（ウ及びエ）は、条例第13条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時には記載及び添付の必要はありません。
- 指定の有効期間の更新の申出に当たっては、記載及び添付の必要があります。

「指定基準チェック表⑥」記載要領

項 目	記 載 要 領	注 意 事 項	
ア及びイの各欄共通	<p>該当する一方を「○」で囲みます。</p> <p>「役員等」とは、役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係のある者をいいます。</p> <p>「特殊の関係」とは次に掲げる関係をいいます。</p> <p>① 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある関係</p> <p>② 使用人である関係及び使用人以外の者で当該役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している関係</p> <p>③ 上記①又は②に掲げる関係にある者の配偶者及び三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている関係</p>	<p>第⑥表付表1「役員等に対する報酬等の状況」及び2「役員等に対する資産の譲渡等の状況」を記載し添付してください。</p> <p>なお、当該「①」から「③」については、指定基準チェック表①に記載する各期間（「①」から「③」）を示したものです。</p>	
ウ	共通事項	「事業費」以外の指標により計算を行う場合には、使用した指標及び単位を③欄に記載し、具体的な算出方法を示す資料を添付してください。	
	「事業費の総額①」欄	実績判定期間における活動計算書（収支計算書）の事業費の合計金額（その他の事業がある場合は、特定非営利活動に係る事業費計とその他の事業の事業費計の合計金額）を記載します。	
	「特定非営利活動に係る事業費の額②」欄	活動計算書（収支計算書）における特定非営利活動に係る事業費の合計額を記載します。	
エ	「受入寄附金総額①」欄	<p>活動計算書（収支計算書）の収益（収入）の部の受取寄附金及び助成金（対価性のないものに限ります。）の合計を記載します。</p> <p>なお、国の補助金等の金額は、寄附金及び助成金には含まれません。</p>	受取寄附金は、実際に入金したのみ受入寄附金総額として計上します。
	「受入寄附金総額のうち特定非営利活動に係る事業費に充てた額②」欄	「受入寄附金総額①」欄のうち、特定非営利活動に係る事業費に充てた額を記載します。	一定の条件の下、将来の特定非営利活動に充てるために当期に特定資産等として貸借対照表に計上した金額は、当期の「受入寄附金総額のうち特定非営利活動に係る事業費に充てた額②」欄に算入できます。
	「受入寄附金の充当割合③」欄	割合が100%を超える場合は、100%と記載します。	

（注意事項）

- ウについて、一定の条件の下、将来の特定非営利活動に充てるために当期に「特定資産」等として貸借対照表に計上した金額は、当期の「事業費の総額①」欄、「特定非営利活動に係る事業費の額②」欄に、それぞれ参入できます。
- エについて、一定の条件の下、将来の特定非営利活動に充てるために当期に「特定資産」等として貸借対照表に計上した金額は、当期の「受入寄附金総額①」欄、「受入寄附金のうち特定非営利活動に係る事業費に充てた額②」欄に、それぞれ参入できます。

役員等に対する報酬等の状況

表⑥付表 1

法 人 名	
-------	--

役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係^(注1)にある者（以下「役員等」という）に対する報酬又は給与の支給等（実績判定期間及び申出書の提出日を含む事業年度開始の日から申出書の提出の日までに行った取引等）について以下の項目を記載してください。

(注1)「特殊の関係」とは次に掲げる関係をいいます。

- ① 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある関係
- ② 使用人である関係及び使用人以外の者で当該役員等から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している関係
- ③ 上記①又は②に掲げる関係にある者の配偶者及び三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている関係

1 役員等に対する報酬又は給与の支給

氏 名	職 名	法人との関係 (注2)	報酬・給与の 区 分	支 給 期 間 等	支 給 金 額
					円
					円
					円
					円
					円
					円
					円
					円

(注2) 注①～③の内容を具体的に記述します。

2 給与を得た職員の総数及び総額

集 計 期 間	年 月 日 ~ 年 月 日
---------	---------------

給 与 を 得 た 職 員 の 総 数	左 記 の 職 員 に 対 す る 給 与 総 額
	円

法 人 名					
<p>1 役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係^(注)にある者（以下「役員等」という）又は役員等が支配する法人に対する資産の譲渡等（実績判定期間及び申出書の提出日を含む事業年度開始の日から申出書の提出の日までに行った取引等）について以下の項目を記載してください。</p> <p>（注）「特殊の関係」とは次に掲げる関係をいいます。</p> <p>① 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある関係</p> <p>② 使用人である関係及び使用人以外の者で当該役員等から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している関係</p> <p>③ 上記①又は②に掲げる関係にある者の配偶者及び三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている関係</p>					
<p>(1) 資産の譲渡（棚卸資産を含む。）</p>					
取引先の氏名等	法人との 関 係	譲渡資産の内容	譲 渡 年 月 日	譲 渡 価 格	そ の 他 の 取 引 条 件 等
【法人から役員等への資産の譲渡】					
				円	
				円	
【役員等から法人への資産の譲渡】					
				円	
				円	
				円	
<p>(2) 資産の貸付け（金銭の貸付けを含む。）</p>					
取引先の氏名等	法人との 関 係	貸付資産の内容	貸 付 年 月 日	対 価 の 額	そ の 他 の 取 引 条 件 等
【法人から役員等への資産の貸付】					
				円	
				円	
【役員等から法人への資産の貸付】					
				円	
				円	
				円	

（注意事項）

- ・ 「役員等に対する資産の譲渡等の状況等（表⑥付表2）」は、条例13条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時には記載及び添付の必要はありません。
- ・ 指定の有効期間の更新の申出に当たっては、条例13条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

(3) 役務の提供 (施設の利用等を含む。)

取引先の氏名等	法人との関係	役務の提供の内容	役務の提供年月日	対価の額	その他の取引条件等
【法人から役員等への役務の提供】					
				円	
				円	
				円	
				円	
【役員等から法人への役務の提供】					
				円	
				円	
				円	
				円	

2 役員を選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関する事項

(該当する事項がある場合にその内容を具体的に記載してください。)

3 支出した寄附金(実績判定期間及び申出書の提出日を含む事業年度開始の日から申出書の提出の日までに支出した寄附金)

支出先の名称等	住所等	支出金額	支出年月日	寄附の目的等

(注意事項)

- ・ 「役員等に対する資産の譲渡等の状況等 (表⑥付表 2)」は、条例 13 条第 1 項に基づく書類 (役員報酬規程等提出書類) の提出時には記載及び添付の必要はありません。
- ・ 指定の有効期間の更新の申出に当たっては、条例 13 条第 1 項に基づく書類 (役員報酬規程等提出書類) に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

指定基準チェック表⑦（情報公開に関する基準）

法人名		チェック欄
次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させること		
ア 特定非営利活動促進法第 28 条に規定する事業報告書等、役員名簿及び定款等 （個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの）		
イ 各指定基準等に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類		
ウ 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類		
エ 役員報酬又は職員給与の支給に関する規程		
オ 収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項その他一定の事項等を記載した書類		
カ 助成の実績を記載した書類		

次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させることに同意する。		同意	
		する	しない
ア	① 事業報告書等（事業報告書、活動計算書、貸借対照表、財産目録、年間役員名簿、社員のうち 10 人以上の者の氏名及び住所又は居所を記した書面） ② 役員名簿 ③ 定款等（定款、認証書の写し、登記事項証明書の写し） ※いずれも閲覧の対象となるのは、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの		
イ	各指定基準等に適合する旨を説明する書類、欠格事由に該当しない旨を説明する書類		
ウ	寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類		
エ	前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程		
オ	次の事項を記載した書類 ① 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項 ② 資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項 ③ 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項 ・ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の多い上位 5 者との取引 ・ 役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係のある者との取引 ④ 寄附者（役員、役員の配偶者若しくは三親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、当該法人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が 20 万円以上であるものに限る。）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日 ⑤ 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況 a 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況（b に係る部分を除く） b 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項 ⑥ 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日 ⑦ 海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日		
カ	助成金の支給を行った場合に事後に市長に提出した書類の写し		

（注意事項）

- ・ 指定基準チェック表⑦は、条例第 13 条第 1 項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時に記載及び添付する必要があります。
- ・ 指定の有効期間の更新の申出に当たっては、添付の必要はありません。

「指定基準チェック表⑦」記載要領

項 目	記 載 要 領	注 意 事 項
「同意」欄	該当する一方を「○」で囲みます。	閲覧に関する細則（社内規則）等がある場合には、その細則（社内規則）等を添付してください。
「オ」欄		<p>③、④の「特殊の関係」とは、次に掲げる関係をいいます。</p> <p>① 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある関係</p> <p>② 使用人である関係及び使用人以外の者で当該役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している関係</p> <p>③ 上記①又は②に掲げる関係にある者の配偶者及び三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている関係</p>

指定基準チェック表⑧⑨⑩

法人名	
-----	--

指定基準チェック表⑧（事業報告書等の提出に関する基準）

実績判定期間を含む各事業年度の特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等及び役員名簿並びに定款等を同法第29条の規定により所轄庁に提出していること	チェック欄			
特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等及び役員名簿並びに定款等の所轄庁への提出の有無				
①	②	③	④	⑤
有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無

指定基準チェック表⑨（不正行為等に関する基準）

法令又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実がないこと	チェック欄				
法令に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実の有無					
①	②	③	④	⑤	申出時
有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無
⑨ 指定基準チェック表⑨は、条例第13条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時に記載及び添付する必要があります。					

指定基準チェック表⑩（設立後の経過期間に関する基準）

申出書を提出した日を含む事業年度の初日において、その設立の日以後1年を超える期間が経過していること	チェック欄		
事業年度	月 日～ 月 日	設立年月日	平成 年 月 日

（注意事項）

- ・ 条例第13条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時に当たっては、指定基準チェック表（⑧及び⑩）は、記載する必要はありません。
- ・ 指定の有効期間の更新の申出に当たっては、指定基準チェック表（⑧及び⑩）の記載の必要はありません。また、条例第13条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

「指定基準チェック表⑧」記載要領

項 目	記 載 要 領	注 意 事 項
各欄共通	該当する一方を「○」で囲みます。	「a」から「e」については、指定基準チェック表①に記載する各期間（「a」から「e」）を示したものです。

「指定基準チェック表⑨」記載要領

項 目	記 載 要 領	注 意 事 項
各欄共通	該当する一方を「○」で囲みます。	「a」から「e」については、指定基準チェック表①に記載する各期間（「a」から「e」）を示したものです。

「指定基準チェック表⑩」記載要領

項 目	記 載 要 領	注 意 事 項
各欄共通	該当する年月日を記載します。	

欠格事由チェック表

法人名		チェック欄
<p>指定又は指定の有効期間の更新の基準にかかわらず、次のいずれかの欠格事由に該当する法人は指定又は指定の有効期間の更新を受けることができません。</p> <p>1 役員のうちに、次のいずれかに該当する者がある場合</p> <p>ア 指定特定非営利活動法人が指定を取り消された場合、認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は特例認定特定非営利活動法人が特例認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該指定特定非営利活動法人、当該認定特定非営利活動法人又は当該特例認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しないもの</p> <p>イ 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者</p> <p>ウ 特定非営利活動促進法若しくは暴力団員不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法204条等^(注1)若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者</p> <p>エ 暴力団の構成員等^(注2)</p> <p>2 指定、認定又は特例認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人</p> <p>3 定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人</p> <p>4 国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人（指定及び指定の有効期間の更新の申出時には、所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書の添付が必要となります^(注3)）。</p> <p>5 国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人</p> <p>6 次のいずれかに該当する法人</p> <p>イ 暴力団</p> <p>ロ 暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人</p>		

1	役員のうち、次のいずれかに該当する者の有無	
ア	指定特定非営利活動法人が指定を取り消された場合、認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は特例認定特定非営利活動法人が特例認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該指定特定非営利活動法人、当該認定特定非営利活動法人又は当該特例認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しない者の有無	有・無
イ	拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無	有・無
ウ	特定非営利活動促進法若しくは暴力団員による不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法204条等若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無	有・無
エ	暴力団の構成員等の有無	有・無

2	指定、認定又は特例認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人	はい・いいえ
---	--------------------------------------	--------

3	定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人	はい・いいえ
---	---------------------------	--------

4	国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人	はい・いいえ
添付書類	指定又は指定の有効期間の更新の申出時に、上記4に係る所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書を添付すること（役員報酬規程等提出書には添付不要）	はい・いいえ

5	国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人	はい・いいえ
---	---	--------

6	次のいずれかに該当する法人	
イ	暴力団	はい・いいえ
ロ	暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人	はい・いいえ

(注意事項)

- 1 「刑法 204 条等」とは、刑法第 204 条、第 206 条、第 208 条、第 208 条の 2、第 222 条若しくは第 247 条をいいます。
- 2 「暴力団の構成員等」とは、法第 12 条第 1 項第 3 号ロに規定する暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含みます。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から 5 年を経過しない者をいいます。
- 3 添付が必要となる納税証明書は、国税及び地方税の納付の有無にかかわらず、主たる事務所が所在する所轄税務署長、都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書となります。また、従たる事務所において国税又は地方税を納付している場合には、当該従たる事務所が所在する所轄税務署長、都道府県知事又は市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書の添付も必要となります。

寄附金を充当する予定の事業内容等

法人名	
-----	--

事業名	具体的な事業内容	実施予定 年 月	実施予 定場所	従事者の 予定人数	受益対象者の 範囲及び予定 人 数	寄附金充当 予 定 額

第3章 指定NPO法人の管理・運営について

1 指定 NPO 法人の報告義務

(1) 事業年度終了後の事業報告書等の報告

指定 NPO 法人は、毎事業年度 1 回、以下ア～ウに掲げる書類を市長に提出しなければなりません（条例 13①、規則 19③）。

（注）すべての NPO 法人は、条例で定めるところにより、毎事業年度 1 回、所轄庁に事業報告書等を提出する必要があります（法 29）。

○ 名古屋市に毎事業年度提出する書類

ア 事業報告書等

	提出書類	必要部数
①	事業報告書	2 部
②	計算書類（活動計算書、貸借対照表）	2 部
③	財産目録	2 部
④	年間役員名簿（役員であったことのある者全員の氏名及び住所又は居所並びにこれらの者への報酬の有無を記載した名簿）	2 部
⑤	社員のうち 10 人以上の者の氏名及び住所等を記載した名簿	2 部

※名古屋市が所轄庁の指定 NPO 法人でも提出が必要です。

イ 役員報酬規程等の報告

	提出書類	必要部数	参照ページ
①	指定特定非営利活動法人の役員報酬規程等提出書	1 部	99、100
②	前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程（内容に変更がない場合、毎事業年度の提出は不要）	2 部	101～108
③	収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項を記載した書類	2 部	
④	次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項を記載した書類 イ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の最も多いものから順次その順位を付した場合におけるそれぞれ第 1 順位から第 5 順位までの取引 ロ 役員等 ^{（注1）} との取引		
⑤	寄附者（当該指定 NPO 法人の役員、役員の配偶者若しくは三親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者 ^{（注2）} で、前事業年度における当該指定 NPO 法人に対する寄附金の合計額が 20 万円以上であるものに限り）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日を記載した書類		

⑥	役員等に対する報酬又は給与の状況 イ 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況（ロに係る部分を除く。） ロ 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項			
⑦	支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日			
⑧	海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び用途並びにその実施日を記載した書類			
⑨	第2章「2(1)指定の基準の概要」(1)、(2)、(5)（イの部分を除きます。）、(6)ア及びイ、(7)並びに(9)に掲げる基準に適合している旨及び欠格事由のいずれにも該当していない旨を説明する書類 ※指定基準チェック表（①、②、⑤、⑥（初葉）、⑦、⑨）、欠格事由チェック表	各2部	59 71～76 82～87	

(注1) ④欄の「役員等」とは、役員、社員、職員、寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは3親等以内の親族又はこれらの者と次のア～ウに掲げる特殊の関係にある者をいいます。

ア 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある関係

イ 使用人である関係及び使用人以外の者でこれらの者から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している関係

ウ 上記ア、イに掲げる関係のある者の配偶者及び3親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている関係

(注2) ⑤欄の「特殊の関係」は、(注1)ア～ウに掲げる関係をいいます。

ウ 地域の課題の解決に資する事業の報告書（109～110頁参照） 1部

(2) 助成金の報告

指定NPO法人は、助成金の支給を行ったときは、支給後遅滞なく助成金の実績を記載した書類を作成し、市長に提出しなければなりません（2部）（条例13②、規則20④）。

(3) 変更の届出

指定NPO法人は、以下①～⑤に掲げる事項を変更した場合には、以下ア・イに掲げる書類を市長に提出しなければなりません（条例11①②、規則18①②）。

①定款

②役員の名氏又は住所若しくは居所

③代表者の名氏

④主たる事務所又は市内の事務所の所在地

⑤現に行っている事業の概要

(注)ただし、市所轄法人であるものについては、以下の場合は届出が不要です（条例11②）。

- ・①を変更した場合で、定款変更の認証を受けたとき又は定款変更届出書を提出したとき
- ・②を変更した場合で、役員変更届出書を提出したとき
- ・③を変更した場合で、認定NPO法人である法人が認定NPO法人の代表者変更届出書を提出したとき

○ 提出書類

ア 指定特定非営利活動法人の変更届出書（113 頁参照）

イ 変更事項別の添付書類

変更箇所		提出書類		必要部数
①	定款	定款の変更に係る登記をした場合	①変更後の定款	2部
			②定款の変更に関する登記をしたことを証する登記事項証明書	1部
		定款の変更に係る登記をしない場合	①変更後の定款	2部
			②定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本（定款変更認証を受ける必要がない場合のみ）	1部
		③定款変更認証書の写し（定款変更認証を受ける必要がある場合のみ）	1部	
②	役員の氏名又は住所若しくは居所	①変更後の役員名簿	2部	
		②第2章「2(2)欠格事由の概要」(1)の欠格事由に該当しない旨を説明する書類	1部	
③	代表者の氏名	変更に関する登記をしたことを証する登記事項証明書	1部	
④	主たる事務所又は市内の事務所の所在地	変更に関する登記をしたことを証する登記事項証明書	1部	
⑤	現に行っている事業の概要	変更後の現に行っている事業の概要を説明する書類	1部	

(4) 解散の届出

指定 NPO 法人が解散した場合、その清算人は、登記事項証明書を添付した「指定特定非営利活動法人の解散届出書」（114 頁参照）を市長に提出しなければなりません（条例 15、規則 22①②）。（名古屋市が所轄庁でない指定 NPO 法人のみ）

2 指定 NPO 法人の情報公開

(1) 指定 NPO 法人の情報公開（閲覧）

指定 NPO 法人は、以下の書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これをその事務所において閲覧させなければならないこととされています（94 頁の「指定 NPO 法人、市における閲覧等書類一覧」参照）（条例 12⑤）。

- ① 事業報告書等
- ② 役員名簿
- ③ 定款等
- ④ 指定の申出書に添付した指定の基準に適合する旨を説明する書類及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類
- ⑤ 指定の申出書に添付した寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類
- ⑥ 前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程
- ⑦ 前事業年度の収益の明細など
- ⑧ ⑦のほか、規則 19③で定める書類
- ⑨ 助成金の支給の実績を記載した書類

《参考》

指定 NPO 法人は、指定を受けたときは、以下の書類をその事務所に備え置かなければならないこととされています（条例 12①～④）。

書 類 名	備え置き期間
指定の申出書に添付した指定の基準に適合する旨を説明する書類及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類（条例 12①）	指定の日から起算して 5 年間
指定の申出書に添付した寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類（条例 12①）	
事業報告書等（条例 12①）	
上記 1 (3)⑤の事項を変更した場合の変更届出書に添付した現に行っている事業の概要を説明する書類（条例 12①、規則 19①）	
前事業年度の寄附者名簿（条例 12②(1)）	作成の日から起算して 5 年間
前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程（条例 12②(2)）	作成の日から起算して 5 年が経過した日を含む事業年度の末日までの間
前事業年度の収益の明細など（条例 12②(3)）	
第 2 章「2 (1) 指定の基準の概要」の(1)、(2)、(5)（イの部分を除きます。）、(6)ア及びイ、(7)並びに(9)に掲げる基準に適合している旨並びに欠格事由のいずれにも該当しない旨を説明する書類（条例 12②(4)、規則 19③）	
「助成金の支給の実績」を記載した書類（条例 12③）	

(2) 市の情報公開（閲覧・謄写）

市長は、指定 NPO 法人から提出を受けた上記(1)の書類について、閲覧又は謄写の請求があったときは、名古屋市市民活動推進センターにおいて、これを閲覧させ、又は謄写させなければならないこととされています(条例 14、規則 21)。

○指定 NPO 法人、市における閲覧等書類一覧

指定 NPO 法人及び市において閲覧（市においては謄写も可能です。）対象となる書類及びその閲覧可能年分は以下のとおりです。

書 類 名		指定 NPO 法人 (閲覧)	市 (閲覧又は謄写)	
事業報告書等 (注1)	事業報告書	○	○	
	計算書類（活動計算書（収支計算書）、貸借対照表）			
	財産目録			
	年間役員名簿（各事業年度において役員であった者全員の氏名及び住所等並びに報酬の有無を記載した名簿）			
	社員のうち 10 人以上の者の氏名及び住所等を記載した書面			
役員名簿 (注1)				
定款等（定款、認証及び登記に関する書類の写し）		(注2)		
指定の申出書に添付した指定の基準に適合する旨を説明する書類及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類	○	期間中 指定の有効	○	
指定の申出書に添付した寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類	○	期間中 指定の有効	○	
前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程	○	作成日から5年が経過した日を含む事業年度の末日まで	○	
前事業年度の収益の明細など	収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項を記載した書類		○	○
	資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項を記載した書類		○	×
	次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項を記載した書類 イ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の最も多いものから順次その順位を付した場合におけるそれぞれ第1順位から第5順位までの取引 ロ 役員等との取引		○	○
	寄附者（当該指定 NPO 法人の役員、役員の配偶者若しくは3親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、前事業年度における当該指定 NPO 法人に対する寄附金の額の合計額が 20 万円以上であるものに限り、）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日を記載した書類		○	○
	役員等に対する報酬又は給与の状況を記載した書類 イ 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況（ロに係る部分を除く。） ロ 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項		○	○
	支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日を記載した書類		○	○
	海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日を記載した書類		○	○
				過去5年間に提出を受けたもの

第2章「2(1)指定の基準の概要」の(1)、(2)、(5) (イの部分を除きます。)、(6)ア及びイ、(7)並びに(9)に掲げる基準に適合している旨並びに欠格事由のいずれにも該当しない旨を説明する書類	○		○	
「助成金の支給の実績」を記載した書類	○		○	
寄附者名簿		×		×
指定申出書		×		×
指定申出書の添付書類のうち上記に含まれていないもの		×		×

(注1) 指定NPO法人が閲覧させる場合、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除くことができます。

所轄庁が閲覧又は謄写させる場合、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いて閲覧又は謄写させなければいけません。(令和2年改正条例12⑤、14)

(注2) 市又は指定NPO法人において役員名簿又は定款等の閲覧等を行う場合には、最新のものが閲覧等の対象となります。

3 指定 NPO 法人に対する監督

(1) 指定 NPO 法人に対する報告及び検査

ア 市長は、指定 NPO 法人が法令、法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款に違反し、又はその運営が著しく適正を欠いている疑いがあると認めるときは、当該指定 NPO 法人に対し、その業務若しくは財産の状況に関し報告をさせることができます。

また、市長は、職員に当該指定 NPO 法人の事務所その他の施設に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができます(条例 16①)。

イ 上記アの検査については、次のように定められています。

① 市長は、当該検査をする職員に、上記アの疑いがあると認める理由を記載した書面を、あらかじめ、指定 NPO 法人の役員等に提示させるものとされています(条例 16②)。

② 市長が、上記アの検査の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認める場合には、あらかじめ、上記イ①の書面の提示を要しないものとされています(条例 16③)。

③ 市長は、その検査を終了するまでの間に、当該検査をする職員に、指定 NPO 法人の役員等に上記イ①の書面を提示させるものとされています(条例 16④)。

④ 上記アの検査をする職員が、当該検査により上記イ①又は③で理由として提示した事項以外の事項について、アの疑いがあると認められることとなった場合において、当該事項に関し検査を行うことを妨げるものではないものとされています。この場合、イ①又は③の規定による書面の提示は、当該事項に関する検査については適用しないものとされています(条例 16⑤)。

⑤ アの検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならず、この検査の権限は犯罪捜査のために認められたものではありません(条例 16⑥⑦)。

(2) 指定 NPO 法人に対する勧告、命令等

ア 市長は、指定 NPO 法人について、(4)イ①から④の指定の取消事由のいずれかに該当すると疑うに足りる相当な理由がある場合には、指定 NPO 法人に対し、期限を定めて、その改善のために必要な措置を採るべき旨の勧告をすることができます(条例 17①)。

イ 市長は、上記アの規定による勧告を受けた指定 NPO 法人が、正当な理由がなく、その勧告に係る措置を採らなかったときは、当該指定 NPO 法人に対し、その勧告に係る措置を採るべきことを命ずることができます(条例 17③)。

ウ 上記アの勧告並びにイの命令は、書面により行います(条例 17④)。

エ 市長は、上記アの勧告又はイの命令をしたときは、インターネットの利用その他適切な方法により、その勧告の内容又は命令をした旨を公表することとされています(条例 17⑤)。

(3) その他の事業の停止

ア 市長は、その他の事業を行う指定 NPO 法人につき、その他の事業から生じた利益が当該指定 NPO 法人が行う特定非営利活動に係る事業以外の目的に使用されたと認めるときは、当該指定 NPO 法人に対し、その他の事業の停止を命ずることができます(条例 18①)。

イ 市長は、上記アの命令を書面により行うこととされており、当該命令をしたときは、インターネットの利用その他適切な方法により、その旨を公表することとされています(条例 18②)。

(4) 指定 NPO 法人に対する指定の取消し

ア 市長は、指定 NPO 法人が次のいずれかに該当するときは、指定の取消しのために必要な手続きを行わなければなりません(条例 19①)。

- ① 市内に事務所を有しなくなったとき。
- ② 欠格事由(指定を取り消され、その取消の日から5年を経過しないものを除きます。欠格事由については45頁を参照願います。)のいずれかに該当するとき
- ③ 偽りその他不正の手段により指定又は指定の有効期間の更新を受けたとき
- ④ 正当な理由がなく、上記(2)イの命令又は(3)アのその他の事業の停止命令に従わないとき
- ⑤ 指定 NPO 法人から指定の取消しの申出があったとき

イ 市長は、指定 NPO 法人が次のいずれかに該当する場合において、上記(2)イの命令によってはその改善を期待することができないことが明らかであるときは、指定の取消しのために必要な手続きを行うことができます(条例 19②)。

- ① 第2章「2(1)指定の基準の概要」(2)、(5)、(6)ア若しくはイ又は(9)(33・34頁参照)に掲げる基準に適合しなくなったとき
- ② 「1(1)事業年度終了後の事業報告書等の報告」アからウ(90・91頁参照)に掲げる書類を市長に提出しないとき、「2(1)指定 NPO 法人の情報公開(閲覧)」(93頁参照)に違反して書類を閲覧させないとき
- ③ 上記(1)アの規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき
- ④ 上記①から③のほか、法令又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反したとき

ウ 指定の取消しに係る手続きについて、次のように定められています。

- ① 市長は、上記ア(⑤を除く)又はイの取消しを行う場合には、名古屋市行政手続条例に基づく聴聞等の手続きをとらなければならないとされています(名古屋市行政手続条例 13~26)
- ② 市長は、上記イの手続きを行う場合には、あらかじめ名古屋市指定特定非営利活動法人審査会の意見を聴くものとします(条例 19⑤)。
- ③ 市長は、指定の取消しがあったときは、その理由を付した書面をもって指定を受

けていた NPO 法人にその旨を通知するとともに、インターネットの利用その他の適切な方法により、その旨を公表することとされています(条例 19③④)。

第3章 指定NPO法人の管理・運営について

1 指定 NPO 法人の報告義務

(1) 事業年度終了後の事業報告書等の報告

指定 NPO 法人は、毎事業年度 1 回、以下ア～ウに掲げる書類を市長に提出しなければなりません（条例 13①、規則 19③）。

（注）すべての NPO 法人は、条例で定めるところにより、毎事業年度 1 回、所轄庁に事業報告書等を提出する必要があります（法 29）。

○ 名古屋市に毎事業年度提出する書類

ア 事業報告書等

	提出書類	必要部数
①	事業報告書	2 部
②	計算書類（活動計算書、貸借対照表）	2 部
③	財産目録	2 部
④	年間役員名簿（役員であったことのある者全員の氏名及び住所又は居所並びにこれらの者への報酬の有無を記載した名簿）	2 部
⑤	社員のうち 10 人以上の者の氏名及び住所等を記載した名簿	2 部

※名古屋市が所轄庁の指定 NPO 法人でも提出が必要です。

イ 役員報酬規程等の報告

	提出書類	必要部数	参照ページ
①	指定特定非営利活動法人の役員報酬規程等提出書	1 部	99、100
②	前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程（内容に変更がない場合、毎事業年度の提出は不要）	2 部	101～108
③	収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項を記載した書類	2 部	
④	次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項を記載した書類 イ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の最も多いものから順次その順位を付した場合におけるそれぞれ第 1 順位から第 5 順位までの取引 ロ 役員等 ^{（注1）} との取引		
⑤	寄附者（当該指定 NPO 法人の役員、役員の配偶者若しくは三親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者 ^{（注2）} で、前事業年度における当該指定 NPO 法人に対する寄附金の合計額が 20 万円以上であるものに限り）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日を記載した書類		

⑥	役員等に対する報酬又は給与の状況 イ 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況（ロに係る部分を除く。） ロ 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項			
⑦	支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日			
⑧	海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び用途並びにその実施日を記載した書類			
⑨	第2章「2(1)指定の基準の概要」(1)、(2)、(5)（イの部分を除きます。）、(6)ア及びイ、(7)並びに(9)に掲げる基準に適合している旨及び欠格事由のいずれにも該当していない旨を説明する書類 ※指定基準チェック表（①、②、⑤、⑥（初葉）、⑦、⑨）、欠格事由チェック表	各2部	59 71～76 82～87	

(注1) ④欄の「役員等」とは、役員、社員、職員、寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは3親等以内の親族又はこれらの者と次のア～ウに掲げる特殊の関係にある者をいいます。

ア 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある関係

イ 使用人である関係及び使用人以外の者でこれらの者から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している関係

ウ 上記ア、イに掲げる関係のある者の配偶者及び3親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている関係

(注2) ⑤欄の「特殊の関係」は、(注1)ア～ウに掲げる関係をいいます。

ウ 地域の課題の解決に資する事業の報告書（109～110頁参照） 1部

(2) 助成金の報告

指定NPO法人は、助成金の支給を行ったときは、支給後遅滞なく助成金の実績を記載した書類を作成し、市長に提出しなければなりません（2部）（条例13②、規則20④）。

(3) 変更の届出

指定NPO法人は、以下①～⑤に掲げる事項を変更した場合には、以下ア・イに掲げる書類を市長に提出しなければなりません（条例11①②、規則18①②）。

①定款

②役員の名氏又は住所若しくは居所

③代表者の名氏

④主たる事務所又は市内の事務所の所在地

⑤現に行っている事業の概要

(注)ただし、市所轄法人であるものについては、以下の場合は届出が不要です（条例11②）。

- ・①を変更した場合で、定款変更の認証を受けたとき又は定款変更届出書を提出したとき
- ・②を変更した場合で、役員変更届出書を提出したとき
- ・③を変更した場合で、認定NPO法人である法人が認定NPO法人の代表者変更届出書を提出したとき

○ 提出書類

ア 指定特定非営利活動法人の変更届出書（113 頁参照）

イ 変更事項別の添付書類

	変更箇所	提出書類		必要部数
①	定款	定款の変更に係る登記をした場合	①変更後の定款	2部
			②定款の変更に関する登記をしたことを証する登記事項証明書	1部
		定款の変更に係る登記をしない場合	①変更後の定款	2部
			②定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本（定款変更認証を受ける必要がない場合のみ）	1部
		③定款変更認証書の写し（定款変更認証を受ける必要がある場合のみ）	1部	
②	役員の氏名又は住所若しくは居所	①変更後の役員名簿		2部
		②第2章「2(2)欠格事由の概要」(1)の欠格事由に該当しない旨を説明する書類		1部
③	代表者の氏名	変更に関する登記をしたことを証する登記事項証明書		1部
④	主たる事務所又は市内の事務所の所在地	変更に関する登記をしたことを証する登記事項証明書		1部
⑤	現に行っている事業の概要	変更後の現に行っている事業の概要を説明する書類		1部

(4) 解散の届出

指定 NPO 法人が解散した場合、その清算人は、登記事項証明書を添付した「指定特定非営利活動法人の解散届出書」（114 頁参照）を市長に提出しなければなりません（条例 15、規則 22①②）。（名古屋市が所轄庁でない指定 NPO 法人のみ）

2 指定 NPO 法人の情報公開

(1) 指定 NPO 法人の情報公開（閲覧）

指定 NPO 法人は、以下の書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これをその事務所において閲覧させなければならないこととされています（94 頁の「指定 NPO 法人、市における閲覧等書類一覧」参照）（条例 12⑤）。

- ① 事業報告書等
- ② 役員名簿
- ③ 定款等
- ④ 指定の申出書に添付した指定の基準に適合する旨を説明する書類及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類
- ⑤ 指定の申出書に添付した寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類
- ⑥ 前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程
- ⑦ 前事業年度の収益の明細など
- ⑧ ⑦のほか、規則 19③で定める書類
- ⑨ 助成金の支給の実績を記載した書類

《参考》

指定 NPO 法人は、指定を受けたときは、以下の書類をその事務所に備え置かなければならないこととされています（条例 12①～④）。

書 類 名	備え置き期間
指定の申出書に添付した指定の基準に適合する旨を説明する書類及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類（条例 12①）	指定の日から起算して 5 年間
指定の申出書に添付した寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類（条例 12①）	
事業報告書等（条例 12①）	
上記 1 (3)⑤の事項を変更した場合の変更届出書に添付した現に行っている事業の概要を説明する書類（条例 12①、規則 19①）	
前事業年度の寄附者名簿（条例 12②(1)）	作成の日から起算して 5 年間
前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程（条例 12②(2)）	作成の日から起算して 5 年が経過した日を含む事業年度の末日までの間
前事業年度の収益の明細など（条例 12②(3)）	
第 2 章「2 (1) 指定の基準の概要」の(1)、(2)、(5)（イの部分を除きます。）、(6)ア及びイ、(7)並びに(9)に掲げる基準に適合している旨並びに欠格事由のいずれにも該当しない旨を説明する書類（条例 12②(4)、規則 19③）	
「助成金の支給の実績」を記載した書類（条例 12③）	

(2) 市の情報公開（閲覧・謄写）

市長は、指定 NPO 法人から提出を受けた上記(1)の書類について、閲覧又は謄写の請求があったときは、名古屋市市民活動推進センターにおいて、これを閲覧させ、又は謄写させなければならないこととされています(条例 14、規則 21)。

○指定 NPO 法人、市における閲覧等書類一覧

指定 NPO 法人及び市において閲覧（市においては謄写も可能です。）対象となる書類及びその閲覧可能年分は以下のとおりです。

書 類 名		指定 NPO 法人 (閲覧)	市 (閲覧又は謄写)	
事業報告書等 (注1)	事業報告書	○	○	
	計算書類（活動計算書（収支計算書）、貸借対照表）			
	財産目録			
	年間役員名簿（各事業年度において役員であった者全員の氏名及び住所等並びに報酬の有無を記載した名簿）			
	社員のうち 10 人以上の者の氏名及び住所等を記載した書面			
役員名簿 (注1)				
定款等（定款、認証及び登記に関する書類の写し）				
指定の申出書に添付した指定の基準に適合する旨を説明する書類及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類	○	期間中 指定の有効	○	
指定の申出書に添付した寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類	○	期間中 指定の有効	○	
前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程	○	作成日から5年が経過した日を含む事業年度の末日まで	○	
前事業年度の収益の明細など	収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項を記載した書類		○	○
	資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項を記載した書類		○	×
	次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項を記載した書類 イ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の最も多いものから順次その順位を付した場合におけるそれぞれ第1順位から第5順位までの取引 ロ 役員等との取引		○	○
	寄附者（当該指定 NPO 法人の役員、役員の配偶者若しくは3親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、前事業年度における当該指定 NPO 法人に対する寄附金の額の合計額が 20 万円以上であるものに限り、）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日を記載した書類		○	○
	役員等に対する報酬又は給与の状況を記載した書類 イ 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況（ロに係る部分を除く。） ロ 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項		○	○
	支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日を記載した書類		○	○
	海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日を記載した書類		○	○

第2章「2(1)指定の基準の概要」の(1)、(2)、(5) (イの部分を除きます。)、(6)ア及びイ、(7)並びに(9)に掲げる基準に適合している旨並びに欠格事由のいずれにも該当しない旨を説明する書類	○		○	
「助成金の支給の実績」を記載した書類	○		○	
寄附者名簿		×		×
指定申出書		×		×
指定申出書の添付書類のうち上記に含まれていないもの		×		×

(注1) 指定NPO法人が閲覧させる場合、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除くことができます。

所轄庁が閲覧又は謄写させる場合、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いて閲覧又は謄写させなければいけません。(令和2年改正条例12⑤、14)

(注2) 市又は指定NPO法人において役員名簿又は定款等の閲覧等を行う場合には、最新のものが閲覧等の対象となります。

3 指定 NPO 法人に対する監督

(1) 指定 NPO 法人に対する報告及び検査

ア 市長は、指定 NPO 法人が法令、法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款に違反し、又はその運営が著しく適正を欠いている疑いがあると認めるときは、当該指定 NPO 法人に対し、その業務若しくは財産の状況に関し報告をさせることができます。

また、市長は、職員に当該指定 NPO 法人の事務所その他の施設に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができます(条例 16①)。

イ 上記アの検査については、次のように定められています。

① 市長は、当該検査をする職員に、上記アの疑いがあると認める理由を記載した書面を、あらかじめ、指定 NPO 法人の役員等に提示させるものとされています(条例 16②)。

② 市長が、上記アの検査の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認める場合には、あらかじめ、上記イ①の書面の提示を要しないものとされています(条例 16③)。

③ 市長は、その検査を終了するまでの間に、当該検査をする職員に、指定 NPO 法人の役員等上記イ①の書面を提示させるものとされています(条例 16④)。

④ 上記アの検査をする職員が、当該検査により上記イ①又は③で理由として提示した事項以外の事項について、アの疑いがあると認められることとなった場合において、当該事項に関し検査を行うことを妨げるものではないものとされています。この場合、イ①又は③の規定による書面の提示は、当該事項に関する検査については適用しないものとされています(条例 16⑤)。

⑤ アの検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならず、この検査の権限は犯罪捜査のために認められたものではありません(条例 16⑥⑦)。

(2) 指定 NPO 法人に対する勧告、命令等

ア 市長は、指定 NPO 法人について、(4)イ①から④の指定の取消事由のいずれかに該当すると疑うに足りる相当な理由がある場合には、指定 NPO 法人に対し、期限を定めて、その改善のために必要な措置を採るべき旨の勧告をすることができます(条例 17①)。

イ 市長は、上記アの規定による勧告を受けた指定 NPO 法人が、正当な理由がなく、その勧告に係る措置を採らなかつたときは、当該指定 NPO 法人に対し、その勧告に係る措置を採るべきことを命ずることができます(条例 17③)。

ウ 上記アの勧告並びにイの命令は、書面により行います(条例 17④)。

エ 市長は、上記アの勧告又はイの命令をしたときは、インターネットの利用その他適切な方法により、その勧告の内容又は命令をした旨を公表することとされています(条例 17⑤)。

(3) その他の事業の停止

ア 市長は、その他の事業を行う指定 NPO 法人につき、その他の事業から生じた利益が当該指定 NPO 法人が行う特定非営利活動に係る事業以外の目的に使用されたと認めるときは、当該指定 NPO 法人に対し、その他の事業の停止を命ずることができます(条例 18①)。

イ 市長は、上記アの命令を書面により行うこととされており、当該命令をしたときは、インターネットの利用その他適切な方法により、その旨を公表することとされています(条例 18②)。

(4) 指定 NPO 法人に対する指定の取消し

ア 市長は、指定 NPO 法人が次のいずれかに該当するときは、指定の取消しのために必要な手続きを行わなければなりません(条例 19①)。

- ① 市内に事務所を有しなくなったとき。
- ② 欠格事由(指定を取り消され、その取消の日から5年を経過しないものを除きます。欠格事由については45頁を参照願います。)のいずれかに該当するとき
- ③ 偽りその他不正の手段により指定又は指定の有効期間の更新を受けたとき
- ④ 正当な理由がなく、上記(2)イの命令又は(3)アのその他の事業の停止命令に従わないとき
- ⑤ 指定 NPO 法人から指定の取消しの申出があったとき

イ 市長は、指定 NPO 法人が次のいずれかに該当する場合において、上記(2)イの命令によってはその改善を期待することができないことが明らかであるときは、指定の取消しのために必要な手続きを行うことができます(条例 19②)。

- ① 第2章「2(1)指定の基準の概要」(2)、(5)、(6)ア若しくはイ又は(9)(33・34頁参照)に掲げる基準に適合しなくなったとき
- ② 「1(1)事業年度終了後の事業報告書等の報告」アからウ(90・91頁参照)に掲げる書類を市長に提出しないとき、「2(1)指定 NPO 法人の情報公開(閲覧)」(93頁参照)に違反して書類を閲覧させないとき
- ③ 上記(1)アの規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき
- ④ 上記①から③のほか、法令又は法令に基づいてする行政庁の処分違反したとき

ウ 指定の取消しに係る手続きについて、次のように定められています。

- ① 市長は、上記ア(⑤を除く)又はイの取消しを行う場合には、名古屋市行政手続条例に基づく聴聞等の手続きをとらなければならないとされています(名古屋市行政手続条例 13~26)
- ② 市長は、上記イの手続きを行う場合には、あらかじめ名古屋市指定特定非営利活動法人審査会の意見を聴くものとします(条例 19⑤)。
- ③ 市長は、指定の取消しがあったときは、その理由を付した書面をもって指定を受

けていた NPO 法人にその旨を通知するとともに、インターネットの利用その他の適切な方法により、その旨を公表することとされています(条例 19③④)。

第6号様式（第20条第2項関係）

指定特定非営利活動法人の役員報酬規程等提出書

年 月 日 (宛先) 名古屋市長	主たる事務所の 所在地	〒 電話 () — FAX () —
	(フリガナ)	
	法人名	
	(フリガナ)	
	代表者の氏名	
	指定の有効期間	事業年度
	年 月 日から 年 月 日まで	年 月 日から 年 月 日まで

名古屋市指定特定非営利活動法人の指定の基準等に関する条例第13条第1項の規定により、以下の書類を提出します。

(1) 前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程	チェック欄	④ 役員等に対する報酬又は給与の状況 イ 役員等に対する報酬又は給与の支給(口を除く) ロ 給与を得た職員の総数及び総額	
	提出しない場合		
最後に役員報酬規程を提出した事業年度 (年度)		⑤ 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日	
最後に職員給与規程を提出した事業年度 (年度)			
(2) 前事業年度の収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項その他の規則で定める事項を記載した書類 (条例第12条第2項第3号に定める事項を記載した書類のうち、資産の譲渡等に関する事項を記載した書類を除く。)		⑥ 海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日	
① 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項		(3) 条例第4条第1項第1号、第2号、第5号ア及びイ、第6号並びに第8号(法第45条第1項第3号ロ及び同項第6号に係る部分を除く。)に掲げる基準に適合している旨並びに条例第6条各号のいずれにも該当していない旨を説明する書類	
② 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項 イ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の最も多いものから順次その順位を付した場合におけるそれぞれ第1順位から第5順位までの取引 ロ 役員等との取引			
③ 寄附者(当該指定特定非営利活動法人等の役員、役員の配偶者若しくは3親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、前事業年度における当該指定特定非営利活動法人等に対する寄附金の額の合計額が20万円以上であるものに限る。)の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日			

注 「チェック欄」には、提出する書類の項目に○をつけてください。
備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

「指定特定非営利活動法人の役員報酬規程等提出書」の記載上の留意点等

- 1 この用紙は、指定特定非営利活動法人が、名古屋市指定特定非営利活動法人の指定の基準等に関する条例（以下、「条例」といいます。）第13条第1項の規定により、毎事業年度開始の日から3か月以内に条例第12条第2項第2号から第4号に掲げる書類を名古屋市に提出する際に使用します。
- 2 各書類を作成するごとに右欄の「チェック欄」にチェックし、この用紙を提出書類の一番前にとじて、提出してください。

「(1) 前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程」について、提出しない場合は「提出しない場合」にチェックするとともに、「最後に役員報酬規程を提出した事業年度」「最後に職員給与規程を提出した事業年度」の空欄に事業年度を記載していただき、「チェック欄」にチェックしてください。
- 3 提出書類の様式について
条例第13条第1項の規定により提出する書類のうち、「条例第4条第1項第1号、第2号、第5号ア及びイ、第6号並びに第8号（法第45条第1項第3号ロ及び同項第6号に係る部分を除く。）に掲げる基準に適合している旨並びに条例第6条各号のいずれにも該当していない旨を説明する書類」については、指定申出書の添付書類としての「指定基準チェック表」の①、②、⑤（「イ」欄の記載は必要ありません。）、⑤付表1・2、⑥（初葉）、⑦、⑨及び欠格事由チェック表を使用することができますが、その際には表①の「年 月 日～年 月 日」の欄に当該事業年度を記載の上、使用してください。

名古屋市指定特定非営利活動法人の指定の基準等に関する条例
第12条第2項第3号に定める事項を記載した書類

法人名		事業年度	年 月 日～ 年 月 日
-----	--	------	--------------

- 1 **資金に関する事項** [①収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項]
 ※ 丸数字は、特定非営利活動促進法施行規則第32条第1項各号に対応しています。以下同じです。

(1) 収益の源泉別の明細

収 益 源 泉 の 内 訳	金 額
	円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
合 計	円

(2) 借入金の明細

借 入	金 額
	円
	円
	円
	円
	円
合 計	円

(3) その他

2 取引の内容に関する事項 [②次に掲げる取引先、取引金額その他その内容に関する事項 イ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の最も多いものから順次その順位を付した場合におけるそれぞれ第一順位から第五順位までの取引 ロ 役員等との取引]

(1) 収益の生ずる取引の上位5者

氏名又は名称	住所又は所在地	取引金額	取引内容等
		円	
		円	
		円	
		円	
		円	

(2) 費用の生ずる取引の上位5者

氏名又は名称	住所又は所在地	取引金額	取引内容等
		円	
		円	
		円	
		円	
		円	

(3) 役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の親族等との取引
イ 資産の譲渡（棚卸資産を含む。）

取引先の氏名等	法人との関係	譲渡資産の内容等	譲渡年月日	譲渡価格	その他の取引条件等
【法人から役員等への資産の譲渡】					
				円	
				円	
				円	
				円	
【役員等から法人への資産の譲渡】					
				円	
				円	
				円	
				円	

ロ 資産の貸付け（金銭の貸付けを含む。）

取引先の氏名等	法人との 関 係	貸付資産の内容等	貸 付 年月日	対 価 の 額	その他の取引条件等
【法人から役員等への資産の貸付け】					
				円	
				円	
				円	
				円	
【役員等から法人への資産の貸付け】					
				円	
				円	
				円	
				円	

ハ 役務の提供（施設の利用等を含む。）

取引先の氏名等	法人との 関 係	役務提供の内容等	役務の提 供年月日	対 価 の 額	その他の取引条件等
【法人から役員等への役務の提供】					
				円	
				円	
				円	
				円	
【役員等から法人への役務の提供】					
				円	
				円	
				円	
				円	

5 支出した寄附金に関する事項 [⑤支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日]

支出年月日	支出先の名称	所在地	寄附の目的等	支出した寄附金額
. .				円
. .				円
. .				円
. .				円
. .				円
. .				円
. .				円
. .				円
. .				円
. .				円
合 計				円

6 海外への送金等に関する事項 [⑥海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日]

実施日	使 途	金 額
. .		円
. .		円
. .		円
. .		円
. .		円
. .		円
. .		円
. .		円
. .		円
. .		円

※この書類は所轄庁への提出は不要ですが、作成、備置、閲覧が必要です。

法人名

事業年度

年 月 日～ 年 月 日

資産の譲渡等の内容に関する事項 [資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項]

(1) 資産の譲渡に係る料金及び条件等

譲 渡 資 産 の 内 容	料 金	条 件 等
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	

(2) 資産の貸付けに係る料金及び条件等

貸 付 資 産 の 内 容	料 金	条 件 等
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	

(3) 役務の提供に係る料金及び条件等

役 務 の 提 供 の 内 容	料 金	条 件 等
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	

**「名古屋市指定特定非営利活動法人の指定の基準等に関する条例
第12条第2項第3号に定める事項を記載した書類」記載要領**

1 「1 資金に関する事項」欄

- (1)欄には、受取寄附金、〇〇事業収益、〇〇資産売却益、受取利息等の収益の源泉別の内訳を記載します。
(2)欄には、借入金がある場合に、その借入先ごとの内訳を記載します。
(3)欄には、上記の他に資金に関する重要な事項がある場合に記載します。

2 「2 取引の内容に関する事項」欄

(1)及び(2)の各欄には、収益及び費用が生ずる取引それぞれについて取引金額の最も多いものから上位5者に対する、取引内容等について記載します。

(3)の各欄には、役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の親族等との取引等について記載します。

(注意事項)

この場合の「役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の親族等」とは次の者が該当します。

- ① 役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族
- ② ①の者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- ③ ①の者の使用人及び使用人以外の者で「役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族」から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
- ④ ②又は③に掲げる者の配偶者若しくは三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている者

3 「3 寄附者に関する事項」欄

当期中の寄附者のうち、役員、役員の親族等で寄附金の額の事業年度中の合計額が20万円以上の者について記載します。

(注意事項)

この場合の「役員の親族等」とは次の者が該当します。

- ① 役員の配偶者若しくは三親等以内の親族
- ② 役員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- ③ 役員の使用人及び使用人以外の者で当該役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの
- ④ ②又は③に掲げる者の配偶者若しくは三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしているもの

4 「4 役員等に対する報酬又は給与の状況」欄

イの欄には、役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係にある者に対する報酬又は給与の支給について記載します。ロの欄には、当期中に給与を支給した従業員の総数と総額を記載します。

5 「5 支出した寄附金に関する事項」欄

当期中に支出した寄附金（助成金を含みます。）について記載します。

6 「6 海外への送金等に関する事項」欄

海外への送金又は金銭の持出しを行った場合に記載します。

※「資産の譲渡等の内容に関する事項」欄

所轄庁への提出は不要ですが、NPO法人において、作成、備置、閲覧については引き続き行う必要があります。

(1)～(3)の各欄には、譲渡資産等の内容、料金及び特定の者に対する割引販売等の譲渡等における条件を記載します。個別の記載に代えて、料金表、カタログ等を添付する場合には、その旨を記載します。

第7号様式（第20条第3項関係）

地域の課題の解決に資する事業の報告書

年 月 日 (宛先) 名古屋市長	主たる事務所の	〒	
	所在地	電話 ()	—
	(フリガナ)	FAX ()	—
	法人名		
	(フリガナ)		
	代表者の氏名		
	指定の有効期間	事業年度	
年 月 日から 年 月 日まで	年 月 日から 年 月 日まで		

名古屋市指定特定非営利活動法人の指定の基準等に関する条例第13条第1項の規定により、次のとおり報告します。

事業の内容 (日時、場所及び 課題への対応が 分かるように記 入してください。)	
--	--

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

「地域の課題の解決に資する事業の報告書」の記載上の留意点等

この用紙は、名古屋市指定特定非営利活動法人の指定の基準等に関する条例第 13 条第 1 項の規定により、指定特定非営利活動法人が毎事業年度開始の日から3か月以内に前事業年度の地域の課題の解決に資する事業の報告書を名古屋市に提出する際に使用します。

「事業の内容」の欄は、事業の実施日時、場所及び地域の課題への対応等を具体的に記載します。

第5号様式（第19条第4項関係）

指定特定非営利活動法人が助成金の支給を行った場合の実績の提出書

年 月 日 (宛先) 名古屋市長	主たる事務所の所在地	〒
	(フリガナ)	電話 () — FAX () —
	法人名	
	(フリガナ)	
	代表者の氏名	
	指定年月日	年 月 日
	指定の有効期間	年 月 日から 年 月 日まで

助成金の支給を行ったので、名古屋市指定特定非営利活動法人の指定の基準等に関する条例第13条第2項の規定により、助成の実績を以下のとおり提出します。

支 給 日	支 給 対 象 者	支 給 金 額	助 成 対 象 の 事 業 等
年 月 日		円	
年 月 日		円	
年 月 日		円	
年 月 日		円	
年 月 日		円	
年 月 日		円	
年 月 日		円	
年 月 日		円	
年 月 日		円	
年 月 日		円	
年 月 日		円	
年 月 日		円	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

「指定特定非営利活動法人が助成金の支給を行った場合の実績の提出書」の記載上の留意点等

この提出書は、指定特定非営利活動法人が助成金の支給を行った場合に、名古屋市指定特定非営利活動法人の指定の基準等に関する条例第 13 条第2項の規定により助成の実績を記載した書類を名古屋市に提出する必要がありますので、その際に使用します。

「助成対象の事業等」の欄は、事業等の内容を具体的に記載します。

第4号様式（第18条第1項関係）

指定特定非営利活動法人の変更届出書

年 月 日 (宛先) 名古屋市長	主たる事務所の	〒	電話 ()	—
	所在地		FAX ()	—
	(フリガナ)			
	法人名			
	(フリガナ)			
	代表者の氏名			
	指定年月日		年 月 日	
指定の有効期間		年 月 日から 年 月 日まで		

次のとおり変更がありましたので、名古屋市指定特定非営利活動法人の指定の基準等に関する条例第11条第1項の規定により届け出ます。

変更年月日	変更事項	変更前	変更後

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

第8号様式（第22条第1項関係）

指定特定非営利活動法人の解散届出書

年 月 日 (宛先) 名古屋市長	主たる事務所の所在地	〒	電話 () —
	(フリガナ)		FAX () —
	法人名		
	(フリガナ)		
	清算人の氏名		
	清算人の住所又は居所	〒	電話 () —

下記のとおり指定特定非営利活動法人が解散したので、名古屋市指定特定非営利活動法人の指定の基準等に関する条例第15条の規定により届け出ます。

記

解散年月日	
解散の理由	
残余財産の処分方法	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

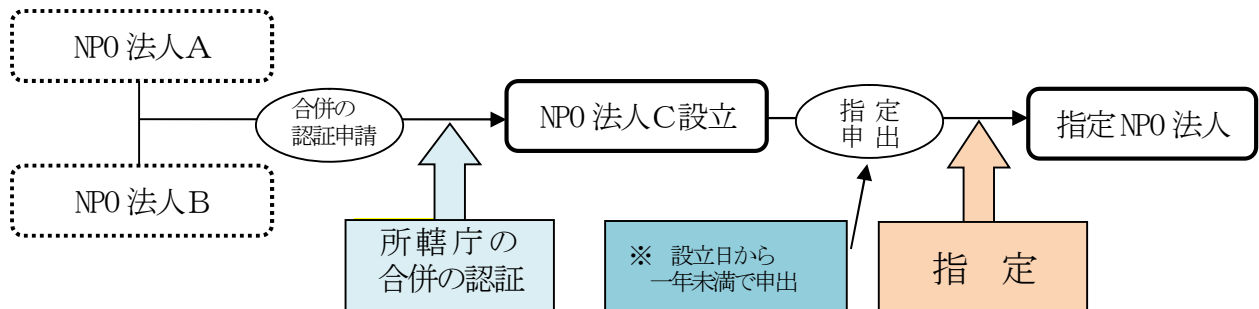
第4章 指定NPO法人の合併について

1 合併法人に係る指定の基準の適用

合併により設立されたNPO法人又は合併後存続するNPO法人は、市長に指定の申出を行うこととなります。申出書の提出日を含む事業年度の初日において合併後1年を超える期間を経過していないものが、指定を受けようとする場合には、指定の基準の適用において次のように取り扱われます。

(1) 合併によって設立されたNPO法人が申出を行う場合

指定を受けようとするNPO法人が合併によって設立されたNPO法人で申出書の提出日を含む事業年度の初日において合併後1年を超える期間を経過していないもの（以下「合併新設法人」といいます。）である場合の実績判定期間及び指定の基準は、次のとおりとなります。



※ この取扱いは、合併によって設立された日から指定の申出日を含む事業年度の初日において1年を超える期間を経過していない法人が対象となります。

ア 実績判定期間

合併新設法人の実績判定期間は、次のとおりとなります（条例5、規則13③）。

(ア) 実績判定期間の終了日

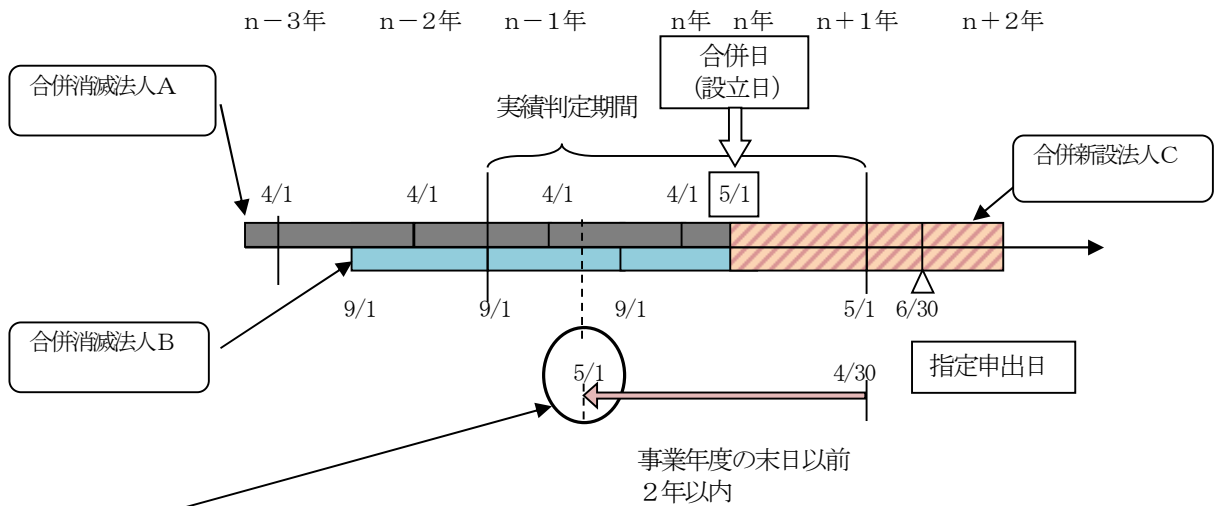
- ① 合併新設法人が設立後最初の事業年度を終了しているとき
その最初の事業年度の末日
- ② 合併新設法人が設立後最初の事業年度を終了していないとき
設立の日の前日

(イ) 実績判定期間の開始日

上記ア(ア)①又は②の日以前5年（過去に指定を受けたことのないNPO法人が指定を受けようとする場合は2年）内に終了した合併によって消滅した各NPO法人（以下「合併消滅法人」といいます。）の各事業年度のうち最も早い事業年度の初日

(設立後最初の事業年度が終了した合併新設法人が初めて指定を受けようとする場合の実績判定期間)

- ① 法人A (事業年度：4月～3月) と法人B (n-3年9月1日設立、事業年度：9月～8月) が、
- ② n年5月1日に合併して新設法人C (事業年度：5月～4月) を設立し、
 (注) 合併新設法人の最初の事業年度は、必ずしも1年間で設定されるとは限らず、1年間よりも短く設定される場合もあります。
- ③ 新設法人Cがn+1年6月30日に指定の申出を行う場合

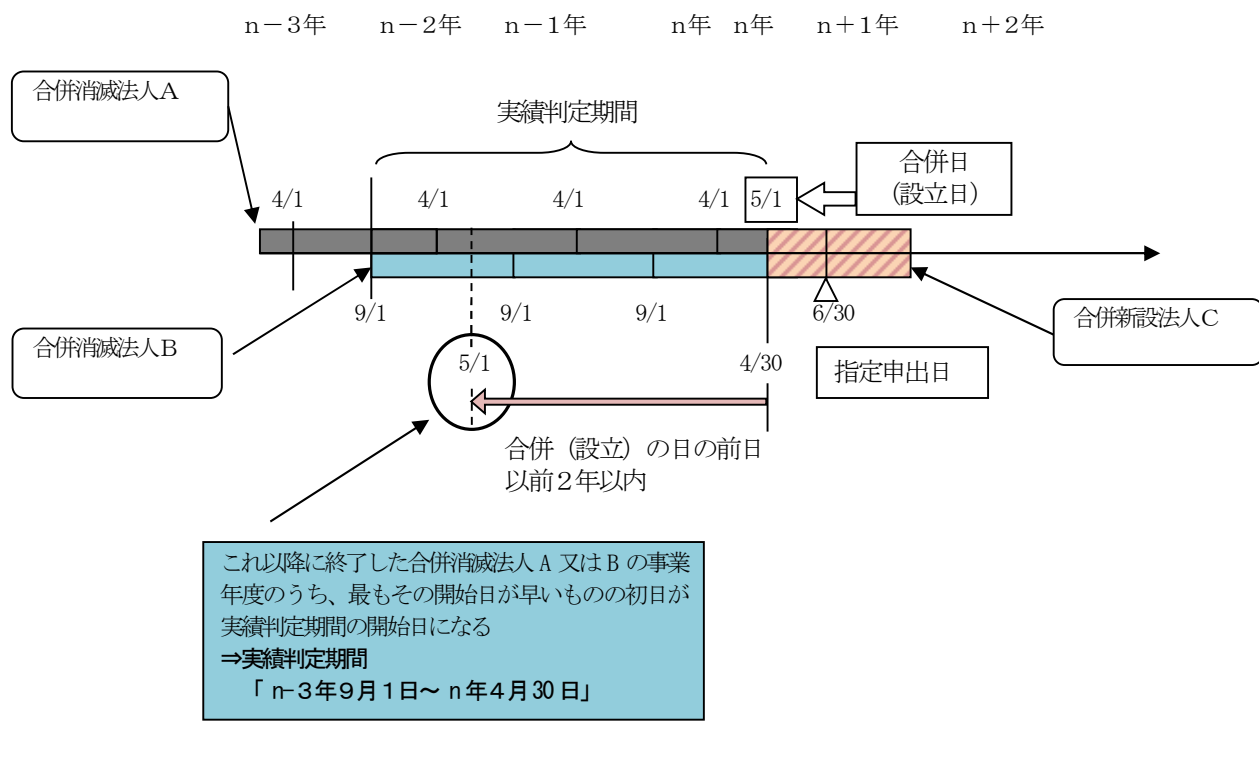


これ以降に終了した合併消滅法人A又はBの事業年度のうち、最もその開始日が早いものの初日が実績判定期間の開始日になる
 ⇒実績判定期間
 「n-2年9月1日～n+1年4月30日」

《ポイント》
 この例の場合、申出書を提出するn+1年6月30日に係る事業年度の初日 (n+1年5月1日) においては、設立の日以後1年を超える期間が経過していません。
 なお、申出書を提出した日を含む事業年度の初日において、設立の日以後1年を超える期間が経過している場合には、原則どおり申出した合併新設法人の事業年度で実績判定期間を判定することとなります。

(設立後最初の事業年度が終了していない合併新設法人が初めて指定を受けようとする場合の実績判定期間)

- ① 法人A (事業年度：4月～3月) と法人B (n-3年9月1日設立、事業年度：9月～8月) が、
- ② n年5月1日に合併して新設法人C (事業年度：5月～4月) を設立し、
- ③ 新設法人Cがn年6月30日に指定の申出を行う場合



(参考:各規定の読替え (規則13③))

通常の出出時	読替え後
<p>(実績判定期間について)</p> <p>指定を受けようとする特定非営利活動法人の直前に終了した事業年度の末日以前5年(指定を受けたことのない特定非営利活動法人が指定を受けようとする場合にあっては、2年)内に終了した各事業年度のうち最も早い事業年度の初日から当該末日までの期間をいう(条例3②(3))。</p>	<p>(実績判定期間について)</p> <p>指定を受けようとする特定非営利活動法人の直前に終了した事業年度の末日(申出書を提出しようとする日の前日において、設立後最初の事業年度が終了していない場合にあっては、その設立の日の前日。以下この号において同じ。)以前5年(指定を受けたことのない特定非営利活動法人が指定を受けようとする場合にあっては、2年)内に終了した合併によって消滅した各特定非営利活動法人の各事業年度のうち最も早い事業年度の初日から当該末日までの期間をいう(条例3②(3))。</p>
<p>(設立後の経過期間について)</p> <p>申出書を提出した日を含む事業年度の初日において、その設立の日以後1年を超える期間が経過していること(条例4①(7))。</p>	<p>(設立後の経過期間について)</p> <p>申出書を提出した日を含む事業年度の初日において、合併によって消滅した各特定非営利活動法人の設立の日のうち最も早い日以後1年を超える期間が経過していること(条例4①(7))。</p>

イ 法人の設立前の期間における指定基準への適合の判定（条例5、規則13②③）

申出をしようとするNPO法人が合併新設法人である場合は、実績判定期間中に合併新設法人の設立前の期間が含まれることとなるため、この場合の特例として、次の取扱いが定められています。

- ① 設立後の期間については、合併新設法人について基準の適合を判定します。
- ② 設立前の期間（実績判定期間中に限ります。）については、次表の判定方法によって、各合併消滅法人について基準の適合を判定します。

指定基準		合併前の判定方法
(1) 事務所の所在地に関する基準		各合併消滅法人を一の法人とみなして判定します。
(2) 活動の内容に関する基準		
(3) 市民等からの支援に関する基準		
(4) 活動の対象に関する基準		
(5) 運営組織及び経理に関する基準		各合併消滅法人のそれぞれについて判定します。
(6) 事業活動に関する基準	ア 宗教活動、政治活動及び特定の公職者等又は政党を推薦、支持又は反対する活動を行っていないこと	
	イ 役員、社員、職員又は寄附者等に特別の利益を与えないこと及び営利を目的とした事業を行う者等に寄附を行っていないこと	
	ウ 実績判定期間における事業費の総額のうち特定非営利活動に係る事業費の額の占める割合が80%以上であること	
	エ 実績判定期間における受入寄附金総額の70%以上を特定非営利活動に係る事業費に充てていること	
(7) 情報公開に関する基準	ア 事業報告書等、役員名簿及び定款等を閲覧させること（個人の住所又は居所に係る記載の部分を除く）	各合併消滅法人のそれぞれについて判定します。
	イ 各指定基準に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類、役員報酬又は職員給与の支給に関する規定、収益に関する事項等、助成金の提出書、寄附金を充当する予定の事業の内容を記載した書類等を閲覧させること	各合併消滅法人（実績判定期間中に指定を受けていた期間が含まれるものに限り）のそれぞれについて判定します。
(8) 事業報告書等の提出に関する基準		各合併消滅法人のそれぞれについて判定します。
(9) 不正行為に関する基準		

また、(10) 設立後の経過期間に関する基準は次のとおりとなります。

合併新設法人が申出書を提出しようとする事業年度の初日においてその設立の日から1年を超える期間が経過していない場合には、各合併消滅法人のうち最も設立の早い法人の設立の日を基準として判定することとなります。

(注) 各基準の前の()内の番号は第2章 解説編「3 指定NPO法人としての指定を受けるための基準（36～44頁）」の番号に対応しています。各基準の詳細は、同頁を参照してください。

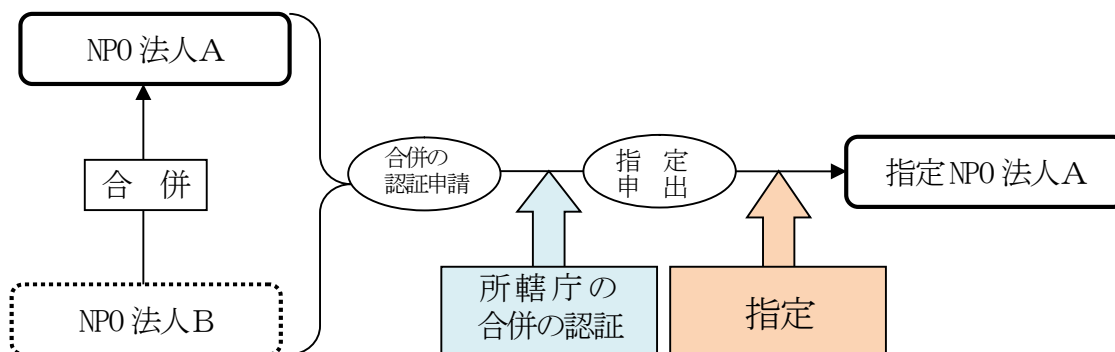
《ポイント》

指定申出書の添付書類は、合併新設法人に加え、各合併消滅法人の実績判定期間に係る添付書類も提出する必要があります。

また、(1)、(2)、(5)、(6)のアとイ、(7)、(8)、(9)の基準は、実績判定期間内の各事業年度だけでなく指定の時まで満たしておく必要があります（条例4①(9)）。

(2) 合併後存続したNPO法人が申出を行う場合

指定を受けようとするNPO法人が合併後存続するNPO法人で申出書の提出日を含む事業年度の初日において合併後1年を超える期間を経過していないもの（以下「合併存続法人」といいます。）である場合の実績判定期間及び指定の基準は、次のとおりとなります。



※ この取扱いは、合併の日から指定の申出日を含む事業年度の初日において1年を超える期間を経過していない法人が対象となります。

ア 実績判定期間

合併存続法人の実績判定期間は、次のとおりとなります（条例5、規則13①）。

(7) 実績判定期間の終了日

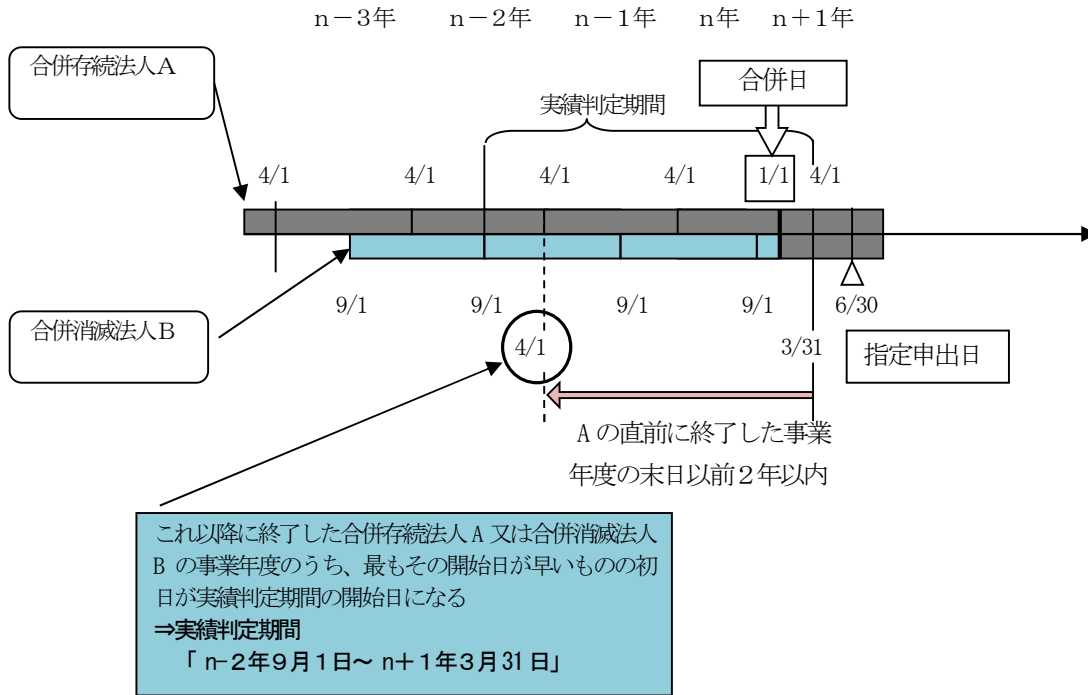
- ① 合併存続法人が合併後最初の事業年度を終了しているとき
その最初の事業年度の末日
- ② 合併存続法人が合併後最初の事業年度を終了していないとき
合併の日の前日

(イ) 実績判定期間の開始日

上記ア(7)①又は②の日以前5年（過去に指定を受けたことのないNPO法人が指定を受けようとする場合は2年）内に終了した合併存続法人又は各合併消滅法人の各事業年度のうち、最も早い事業年度の初日

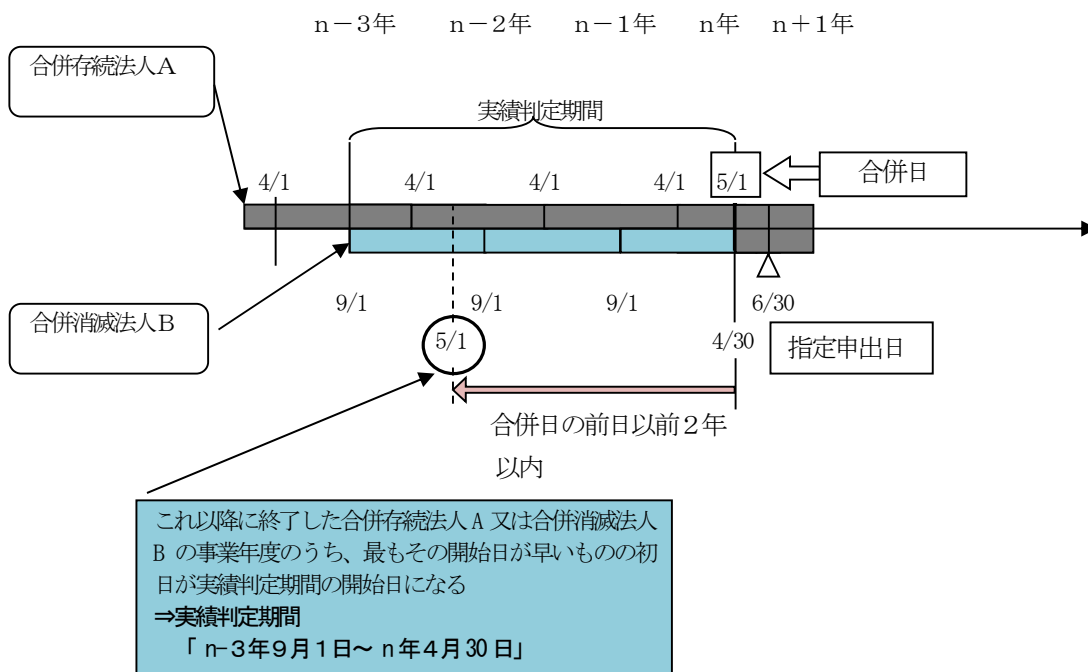
(合併後最初の事業年度が終了した合併存続法人が初めて指定を受けようとする場合の実績判定期間)

- ① 法人A (事業年度: 4月~3月) と法人B (n-3年9月1日設立、事業年度: 9月~8月) が、
- ② n+1年1月1日に合併して法人Aが存続し、
- ③ 合併後の法人Aがn+1年6月30日に指定の申出を行う場合



(合併後最初の事業年度が終了していない合併存続法人が初めて指定を受けようとする場合の実績判定期間)

- ① 法人A (事業年度: 4月~3月) と法人B (n-3年9月1日設立、事業年度: 9月~8月) が、
- ② n年5月1日に合併して法人Aが存続し、
- ③ 合併後の法人Aがn年6月30日に指定の申出を行う場合



(参考:各規定の読替え(規則13①))

通常の出出時	読替え後
(実績判定期間について) 指定を受けようとする特定非営利活動法人の直前に終了した事業年度の末日以前5年(指定を受けたことのない特定非営利活動法人が指定を受けようとする場合にあつては、2年)内に終了した各事業年度のうち最も早い事業年度の初日から当該末日までの期間をいう(条例3②(3))。	(実績判定期間について) 指定を受けようとする特定非営利活動法人の直前に終了した事業年度の末日(当該末日の翌々日以後に合併をした場合にあつてはその合併の日の前日。以下この号において同じ。)以前5年(指定を受けたことのない特定非営利活動法人が指定を受けようとする場合にあつては、2年)内に終了した当該特定非営利活動法人又は合併によって消滅した各特定非営利活動法人の各事業年度のうち最も早い事業年度の初日から当該末日までの期間をいう(条例3②(3))。
(設立後の経過期間について) 申出書を提出した日を含む事業年度の初日において、その設立の日以後1年を超える期間が経過していること(条例4①(7))。	(設立後の経過期間について) 申出書を提出した日を含む事業年度の初日において、当該申出に係る特定非営利活動法人又は合併によって消滅した各特定非営利活動法人の設立の日のうち最も早い日以後1年を超える期間が経過していること(条例4①(7))。

イ 法人の合併前の期間における指定基準への適合の判定(条例5、規則13①②)

申出をしようとするNPO法人が合併存続法人である場合は、実績判定期間中に合併存続法人の合併前の期間が含まれることとなるため、この場合の特例として、次の取扱いが定められています。

- ① 合併後の期間については、合併存続法人について基準の適合を判定します。
- ② 合併前の期間(実績判定期間中に限ります。)については、次表の判定方法によって、合併前の合併存続法人(以下「合併前法人」といいます。)及び各合併消滅法人について基準の適合を判定します。

指定基準		合併前の判定方法
(1) 事務所の所在地に関する基準		合併前法人及び合併消滅法人を一つの法人とみなして判定します。
(2) 活動の内容に関する基準		
(3) 市民等からの支援に関する基準		
(4) 活動の対象に関する基準		
(5) 運営組織及び経理に関する基準		
(6) 事業活動に関する基準	ア 宗教活動、政治活動及び特定の公職者等又は政党を推薦、支持又は反対する活動を行っていないこと	合併前法人及び合併消滅法人のそれぞれについて判定します。
	イ 役員、社員、職員又は寄附者等に特別の利益を与えないこと及び営利を目的とした事業を行う者等に寄附を行っていないこと	
	ウ 実績判定期間における事業費の総額のうち特定非営利活動に係る事業費の額の占める割合が80%以上であること エ 実績判定期間における受入寄附金総額の70%以上を特定非営利活動に係る事業費に充てていること	合併前法人及び合併消滅法人を一つの法人とみなして判定します。
(7) 情報公開に関する基準	ア 事業報告書等、役員名簿及び定款等を閲覧させること(個人の住所又は居所に係る記載の部分を除く)	合併前法人及び合併消滅法人のそれぞれについて判定します。
	イ 各指定基準に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類、役員報酬又は職員給与の支給に関する規定、収益に関する事項等、助成金の提出書、寄附金を充当する予定の事業の内容を記載した書類等を閲覧させること	合併前法人及び合併消滅法人(実績判定期間中に指定を受けていた期間が含まれるものに限ります。)のそれぞれについて判定します。

(8) 事業報告書等の提出に関する基準	合併存続法人及び合併消滅法人のそれぞれについて判定します。
(9) 不正行為に関する基準	

また、(10) 設立後の経過期間に関する基準は次のとおりとなります。

合併存続法人が申出書を提出しようとする事業年度の初日においてその合併の日から1年を超える期間が経過していないものである場合には、合併存続法人又は合併消滅法人のうち最も設立の早い法人の設立の日を基準として判定することとなります。

(注) 各基準の前の()内の番号は第2章 解説編「3 指定NPO法人としての指定を受けるための基準(36～44頁)」の番号に対応しています。各基準の詳細は、同頁を参照してください。

《ポイント》

指定申出書の添付書類は、合併存続法人に加え、各合併消滅法人の実績判定期間に係る書類も提出する必要があります。

また、(1)、(2)、(5)、(6)のアとイ、(7)、(8)、(9)の基準は、実績判定期間内の各事業年度だけでなく指定の時まで満たしておく必要があります(条例4①(9))。

(3) 指定NPO法人の合併

ア 指定NPO法人が指定NPO法人でないNPO法人と合併した場合

指定NPO法人が指定NPO法人でないNPO法人と合併した場合で、合併後存続又は合併によって設立したNPO法人は、その合併について市長の確認を受けたときに限り、指定NPO法人としての地位を承継します(条例10①)。

イ 合併の確認の申請

上記アの市長の合併の確認を受けようとするNPO法人は、市所轄法人である場合には合併の認証の申請に併せて、市所轄法人でない場合には所轄庁への合併の認証の申請後速やかに市長に当該合併の確認の申請をしなければなりません(条例10②)。

ウ 実績判定期間及び指定基準

合併後存続するNPO法人又は合併によって設立されたNPO法人が、上記アの市長の合併の確認を受けようとする場合の実績判定期間及び各指定基準は、次のとおりとなります。

(7) 実績判定期間

合併の確認に係る実績判定期間は、次のとおりとなります(条例10③、規則17①)。

①実績判定期間の終了日

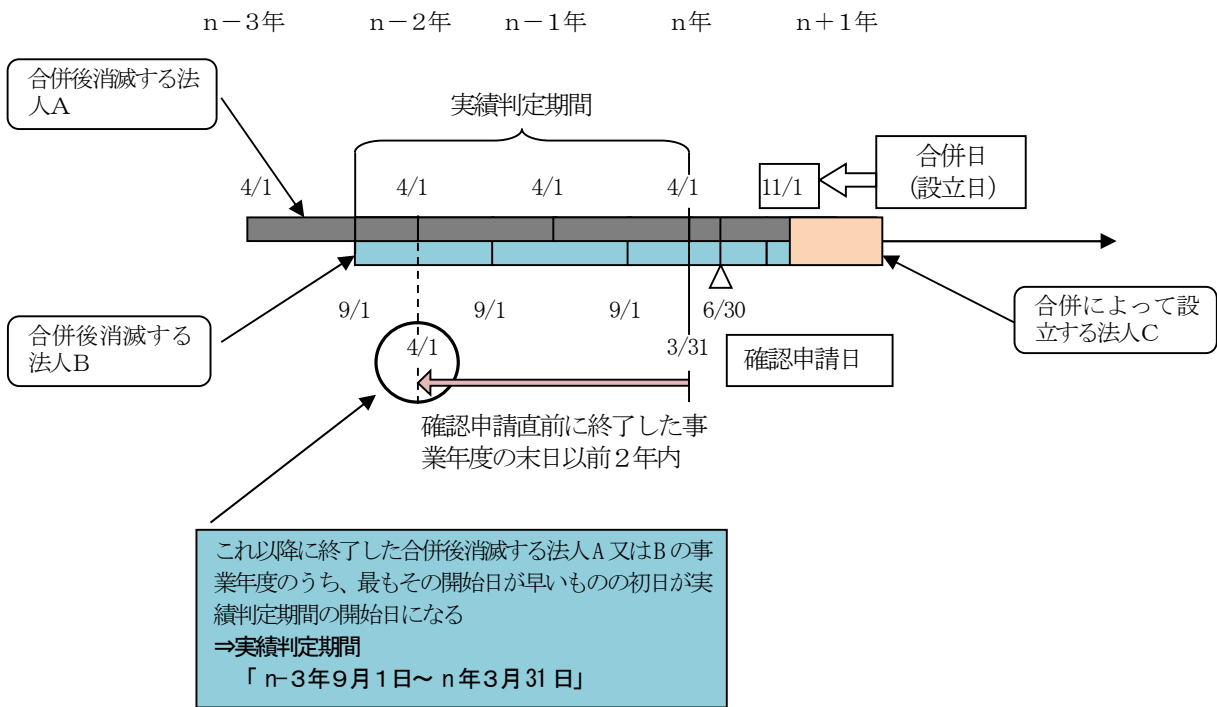
合併後存続するNPO法人又は合併によって消滅する各NPO法人(合併によってNPO法人を設立する場合にあっては、合併によって消滅する各NPO法人。以下同じです。)の各事業年度のうち申請書を提出する直前に終了した事業年度の末日

②実績判定期間の開始日

上記①の日以前2年以内に終了した合併後存続するNPO法人又は合併によって消滅する各NPO法人の各事業年度のうち、最も早い事業年度の初日

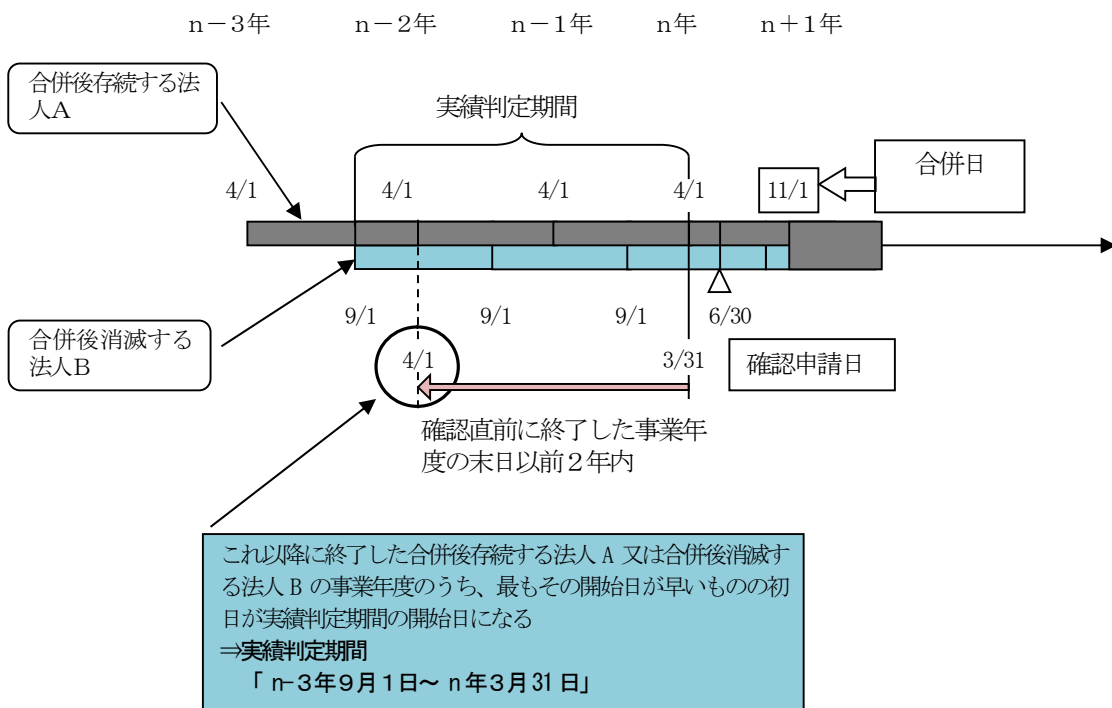
(合併によって設立されるNPO法人が合併の確認を受けようとする場合の実績判定期間)

- ① 法人A (事業年度：4月～3月) と法人B (n-3年9月1日設立、事業年度：9月～8月) が、
- ② n年11月1日に合併して新設法人C (事業年度：5月～4月) を設立するため、
- ③ n年6月30日に合併の確認の申請を行う場合



(合併後存続するNPO法人が合併の確認を受けようとする場合の実績判定期間)

- ① 法人A (事業年度：4月～3月) と法人B (n-3年9月1日設立、事業年度：9月～8月) が、
- ② n年11月1日に合併してAを存続させるため、
- ③ n年6月30日に合併の確認の申請を行う場合



(参考:各規定の読替え(規則17①))

通常の出時	読替え後
(実績判定期間について) 指定を受けようとする特定非営利活動法人の直前に終了した事業年度の末日以前5年(指定を受けたことのない特定非営利活動法人が指定を受けようとする場合にあつては、2年)内に終了した各事業年度のうち最も早い事業年度の初日から当該末日までの期間をいう(条例3②(3))。	(実績判定期間について) 合併後存続する特定非営利活動法人又は合併によって消滅する各特定非営利活動法人(合併によって特定非営利活動法人を設立する場合にあつては、合併によって消滅する各特定非営利活動法人。以下この号において同じ。)の各事業年度のうち直前に終了した事業年度の末日以前2年以内に終了した合併後存続する特定非営利活動法人又は合併によって消滅する各特定非営利活動法人の各事業年度のうち最も早い事業年度の初日から当該末日までの期間をいう(条例3②(3))。

(4) 指定基準への適合の判定(条例10. 規則17②)

指定基準への適合の判定については、次の判定方法によって、合併後存続するNPO法人及び合併によって消滅する各NPO法人の実績について判定を行うこととなります。

指定基準		合併前の判定方法
(1) 事務所の所在地に関する基準		合併後存続するNPO法人及び合併によって消滅する各NPO法人を一の法人とみなして判定します。
(2) 活動の内容に関する基準		
(3) 市民等からの支援に関する基準		
(4) 活動の対象に関する基準		
(5) 運営組織及び経理に関する基準		
(6) 事業活動に関する基準	ア 宗教活動、政治活動及び特定の公職者等又は政党を推薦、支持又は反対する活動を行っていないこと	合併後存続するNPO法人及び合併によって消滅する各NPO法人のそれぞれについて判定します。
	イ 役員、社員、職員又は寄附者等に特別の利益を与えないこと及び営利を目的とした事業を行う者等に寄附を行っていないこと	
	ウ 実績判定期間における事業費の総額のうち特定非営利活動に係る事業費の額の占める割合が80%以上であること	合併後存続するNPO法人及び合併によって消滅する各NPO法人を一の法人とみなして判定します。
	エ 実績判定期間における受入寄附金総額の70%以上を特定非営利活動に係る事業費に充てていること	
(7) 情報公開に関する基準	ア 事業報告書等、役員名簿及び定款等を閲覧させること(個人の住所又は居所に係る記載の部分を除く)	合併後存続するNPO法人及び合併によって消滅する各NPO法人のそれぞれについて判定します。
	イ 各指定基準に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類、役員報酬又は職員給与の支給に関する規定、収益に関する事項等、助成金の提出書、寄附金を充当する予定の事業の内容を記載した書類等を閲覧させること	合併後存続するNPO法人及び合併によって消滅する各NPO法人(実績判定期間中に指定を受けていた期間が含まれるものに限り)のそれぞれについて判定します。
(8) 事業報告書等の提出に関する基準		合併後存続するNPO法人及び合併によって消滅する各NPO法人のそれぞれについて判定します。
(9) 不正行為に関する基準		

(注1) 各基準の前の()内の番号は第2章 解説編「3 指定NPO法人としての指定を受けるための基準(36~44頁)」の番号に対応しています。各基準の詳細は、同頁を参照してください。

(注2) 設立後の経過期間に関する基準(条例4①(7))は適用対象にはなりません(条例10③)。

第3号様式（第16条第1項関係）

名古屋市指定特定非営利活動法人の指定の基準等に関する条例第10条第1項の合併の確認を受けるための申請書

年 月 日 (宛先) 名古屋市長	主たる事務所の所在地	〒	
		電話 ()	—
		FAX ()	—
	(フリガナ)		
	法人名		
	(フリガナ)		
	代表者の氏名		
指定年月日	年 月 日	本申請において適用する条例第4条第1項第3号に掲げる基準 <input type="checkbox"/> 寄附者・寄附金 <input type="checkbox"/> 従事者・時間数	
指定の有効期間	年 月 日から 年 月 日まで		
事業年度	月 日から 月 日まで		

名古屋市指定特定非営利活動法人の指定の基準等に関する条例第10条第1項の合併の確認を受けたいので申請します。

法人名	主たる事務所の所在地	市内の事務所の所在地	指定の有無
合併後存続する法人名又は合併によって設立する法人名 (代表者名)	電話 () — FAX () —	電話 () — FAX () —	有・無
合併によって消滅する法人名 (代表者名)	電話 () — FAX () —	電話 () — FAX () —	有・無
合併によって消滅する法人名 (代表者名)	電話 () — FAX () —	電話 () — FAX () —	有・無

注 該当する□の中にレ印をつけてください。
備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

(注意事項)

- ・ この申請書は、名古屋市指定特定非営利活動法人の指定の基準等に関する条例第 10 条第 2 項の規定に基づき、同条第 1 項の確認を受けようとする指定特定非営利活動法人が、名古屋市所轄法人であるものにあつては特定非営利活動促進法第 34 条第 3 項の認証の申請に併せて、名古屋市所轄法人でないものにあつては同項の認証申請後速やかに、名古屋市に提出してください。
- ・ 指定の有無欄は、その法人が該当する一つを「○」で囲みます。
- ・ この申請に係る実績判定期間については、合併後存続する法人又は合併によって消滅する各法人（合併によって法人を設立する場合にあつては、合併によって消滅する各法人）の各事業年度のうち申請書提出の直前に終了した事業年度の末日以前 2 年以内に終了した各事業年度のうち最も早い事業年度の初日から申請書提出の直前に終了した各事業年度の末日までの期間となります。
- ・ 申請書には「条例第 10 条第 1 項の合併の確認申請書及び添付書類一覧（兼チェック表）」に掲げる書類を添付してください。

条例第 10 条第 1 項の合併の確認申請書及び添付書類一覧（兼チェック表）

申請書・添付書類		チェック
名古屋市指定特定非営利活動法人の指定の基準等に関する条例第 10 条第 1 項の合併の確認を受けるための申請書		
1 指定基準等に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類		
指定基準チェック表①②		
地域の課題の解決に資する事業の実施状況等（表②付表）		
ア、イのいずれか 1 つの基準を選択してください。		
ア 寄附者・寄附金基準		
指定基準チェック表③（寄附者・寄附金基準用）		
寄附者名簿		
イ 従事者・時間数基準		
指定基準チェック表③（従事者・時間数基準用）		
ボランティア名簿		
指定基準チェック表④		
指定基準チェック表⑤		
役員状況（表⑤付表 1）		
帳簿組織の状況（表⑤付表 2）		
指定基準チェック表⑥		
役員等に対する報酬等の状況（表⑥付表 1）		
役員等に対する資産の譲渡等の状況等（表⑥付表 2）		
指定基準チェック表⑦		
指定基準チェック表⑧⑨⑩		(注) 3
欠格事由チェック表		
2 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類		
3 実績判定期間内の各事業年度の事業報告書等		
事業報告書		
計算書類（活動計算書（収支計算書）、貸借対照表）		
財産目録		
年間役員名簿（役員であったことのある者全員の氏名及び住所又は居所並びにこれらの者への報酬の有無を記載した名簿）		
社員のうち 10 人以上の者の氏名及び住所等を記載した名簿		
4 最新の役員名簿		
5 定款等		
定款		
認証に関する書類の写し		
登記に関する書類の写し		
6 法 34 条第 4 項の合併認証申請書の写し		

（注意事項）

- 各指定基準チェック表のうち、①～④及び⑥（ウ及びビに係る事項に限ります。）の記載に当たっては、合併後存続する法人及び合併によって消滅する法人（合併によって法人を設立する場合にあっては、合併によって消滅する各法人。以下同じです。）を一つの法人とみなして記載してください（規則 17②）。
- 各指定基準チェック表のうち⑤、⑥（ア及びイに係る事項に限ります。）、⑦、⑧及び⑨については、合併後存続する法人、合併によって設立する法人及び合併によって消滅する法人について、それぞれ記載してください（規則 17②）。
- 指定基準チェック表⑩の記載は必要ありません（条例 10③）。
- 所轄庁が名古屋市である NPO 法人の場合は、3～5 の書類を添付する必要はありません（条例 3②）

申請法人名		(合併確認申請書次葉)		
法人名	主たる事務所の所在地	現に行っている事業の概要	指定の有無	
合併によって消滅する法人名 (代表者名)	電話 () — FAX () —		有・無	
合併によって消滅する法人名 (代表者名)	電話 () — FAX () —		有・無	
合併によって消滅する法人名 (代表者名)	電話 () — FAX () —		有・無	
合併によって消滅する法人名 (代表者名)	電話 () — FAX () —		有・無	
合併によって消滅する法人名 (代表者名)	電話 () — FAX () —		有・無	
合併によって消滅する法人名 (代表者名)	電話 () — FAX () —		有・無	
合併によって消滅する法人名 (代表者名)	電話 () — FAX () —		有・無	
合併によって消滅する法人名 (代表者名)	電話 () — FAX () —		有・無	

指定NPO法人に係る諸手続きの手引きQ&A

第1章 条例個別指定制度の概要

(問1) 条例個別指定制度とは、どのような制度でしょうか。

(答) 個人住民税の寄附金税額控除の対象となる寄附金を受け入れるNPO法人を、都道府県又は市区町村の条例で個別に条例で指定する地方税法に定められた制度です。

上記の指定を受けたNPO法人に対し、当該NPO法人の行う特定非営利活動に係る事業に関連する寄附（その寄附をした者に特別の利益が及ぶと認められるものを除きます。）をした場合には、都道府県又は市区町村の個人住民税について、寄附金税額控除が適用されます（地方法314の7④）。名古屋市の条例個別指定制度で指定を受けた場合には、名古屋市の個人住民税の寄附金税額控除が適用されます。

また、その他にも条例個別指定を受けると、認定NPO法人制度に係るパブリック・サポート・テスト基準（PST基準）を満たすものとして認められるというメリットがあります（法45①(1)ハ）。

第2章 条例個別指定制度について

(問2) 指定を受けたいと考えていますが、どこに相談すればよいでしょうか。

(答) 指定の手続が円滑に進められるよう、申出に関する相談等を行っていますので、名古屋市市民活動推進センターにご相談ください。

事前相談は任意の手続ですが、指定の申出を行う皆様と市の双方が、指定基準等についての理解を共有するためのものであり、この事前相談を行うことにより、指定の申出を行う皆様にとっては、申出時に必要な資料作成事務を効率的に行うことができ、また、市における申出後の審査の円滑化・迅速化の効果が期待できるため、事前相談を積極的にご活用されることをお勧めします。

なお、事前相談は、原則として予約制としておりますので、相談を希望される方は、名古屋市市民活動推進センターに事前に電話で相談の日時等を予約ください。

(問3) 指定の申出は、NPO法人設立後、いつからすることができますか。

(答) 指定を受けるためには、申出書を提出した日を含む事業年度の初日において、その設立の日以後1年を超える期間が経過していることが基準とされています（条例4①(7)）。

例えば、事業年度の期間が1年である法人について、その設立初年度が1年に満たない期間となっている場合には、事業年度の期間が1年である第2期が終了し、設立後の第1期及び第2期の事業年度報告書等を作成し、所轄庁に提出していれば、設立の日以後1年を超える期間が経過していることになりますので、指定の申出をすることができます。

(問4) 指定の審査に当たり、申出法人の実態確認が行われますか。

(答) NPO法人から指定の申出書が提出されると、市の職員が当該申出書の内容等を確認するために申出法人に臨場し、実態確認を行う場合があります。

実態確認においては、指定基準等適合性や申出書類の記載内容を確認するための参考資料として、以下のような書類の提示（又は提出）をお願いする可能性があります。

確認させていただく書類の事例		(参考) 確認する主な指定基準
1	NPO 法人の事業活動内容がわかる資料 (パンフレット、会報誌、マスコミで紹介されている記事、事業所一 覧等)	活動の内容に関する基準
		活動の対象に関する基準
		事業活動に関する基準
		不正行為等に関する基準
2	NPO 法人の従業員一覧、給与台帳	運営組織及び経理に関する基準
		事業活動に関する基準
		不正行為等に関する基準
3	総勘定元帳など作成している帳簿や取引記録 (会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている場合の 「監査証明書」を含みます。)	市民等からの支援に関する基準 (寄附)
		活動の対象に関する基準
		運営組織及び経理に関する基準
		事業活動に関する基準
4	申出書に記載された数字の計算根拠となる資料 (例) ・事業費と管理費の区分基準 ・役員の総数に占める一定のグループの人数割合	活動の対象に関する基準
		運営組織及び経理に関する基準
		事業活動に関する基準
5	事業費の内容がわかる資料 (事業活動の対象、イベント等の実績 (開催回数、募集内容等) 、 支出先など)	活動の対象に関する基準
		運営組織及び経理に関する基準
		事業活動に関する基準
6	寄附金・会費の内容がわかる資料 (現物寄附の評価額、寄附金・会費に係る特典等)	市民等からの支援に関する基準 (寄附)
		活動の対象に関する基準
		事業活動に関する基準
7	市民等からの支援に関する基準 (寄附・ボランティア) の算出方法 がわかる資料	市民等からの支援に関する基準
8	助成金・補助金収入を受けている場合、その募集要項、申請書及び 報告書等	市民等からの支援に関する基準 (寄附)
9	閲覧に関する細則 (社内規則)	情報公開に関する基準
10	NPO 法人が特定の第三者を通じて活動を行っている場合、特定の第三 者の活動内容及び NPO 法人と特定の第三者との関係がわかる資料	活動の対象に関する基準
		事業活動に関する基準
		不正行為等に関する基準

(注) 上記は、確認させていただく資料の一例であり、指定審査等の過程において、必要に応じて、これら以外の資料を確認させていただく場合があります。また、これらの資料は、事前相談の際にも確認させていただく場合があります。

(問5) 指定の更新をすることはできますか。

(答) 指定の有効期間は、指定の日から起算して5年となっており、指定の有効期間の満了後、引き続き指定 NPO 法人として活動を行おうとする指定 NPO 法人は、有効期間の満了の日の7月前の日の属する月の初日から5月前の日の属する月の末日までの間に、有効期間の更新の申出書を提出し、有効期間の更新を受けることができます (条例8①～③、規則15①)。

(問6) 寄附者・寄附金基準の判定に当たって、会費を寄附金として取り扱うことはできるのでしょうか。

(答) 「寄附金」とは、支出する側に任意性があり、直接の反対給付がない経済的利益の供与と考えられ

ます。一方、「会費」とは、サービス利用の対価又は会員たる地位にあるものが会を成り立たせるために負担すべきものであって、寄附金と異なり対価性を有するものと考えられます。

したがって、会員から受領する「会費」については、一般的には、寄附者・寄附金基準の判定上、寄附金の額として取り扱うことはできません。

ただし、会費という名目であっても、定款や規約等から実質的に判断して、明らかに贈与と認められる会費（すなわち対価性が認められない会費^(注)。いわゆる「賛助会費」がこれに該当する場合は多いと思われます。）については、その名称にかかわらず、寄附者・寄附金基準の判定上、寄附金として取り扱って差し支えないこととしております。

(注) 対価性の有無の判断に当たっては、例えば、不特定多数の者に対して無償で配布される機関誌等を会員が受け取っている程度であれば、対価性がないものとして取り扱われます。

(問7) NPO 法人が寄附者から古本を寄贈（現物寄附）され、当該古本を業者に買い取ってもらったところ5千円に換金できました。この場合、当該古本（現物寄附）の換金額を寄附金として寄附者・寄附金基準の判定に含めてよろしいでしょうか。

(答) NPO 法人が寄附者からの現物寄附を受け入れた場合には、当該現物寄附が経済的価値のある場合には受入時の時価で適正に評価し、寄附者・寄附金基準の判定上、寄附金の額に含めることができます。

したがって、お尋ねのような古本を寄附として受領した場合、当該 NPO 法人は当該古本を業者による換金により時価で適正に評価されたものとして、活動計算書において受取寄附金勘定中の資産受贈益（例えば古本受贈益）として当該金額を計上することにより、寄附者・寄附金基準の寄附金の額に含めて計算することができます。

なお、現物寄附を受けた法人が指定 NPO 法人や認定 NPO 法人等である場合には、当該 NPO 法人が寄附者に領収書を発行することにより、寄附者は税制上の優遇措置を受けることができます（問 28、問 31 参照）。

(注) NPO 法人が受領した現物寄附が、例えば不要となった子どもの洋服（古着）など経済的価値がない場合には、時価ゼロ若しくは備忘価額1円として評価することとなります。

(問8) 寄附者の氏名（名称）だけ判明していれば、その寄附金は、寄附者・寄附金基準の判定に含めてもよろしいでしょうか。

(答) 寄附者・寄附金基準の判定上寄附金として取り扱わないこととされている「寄附者の氏名（法人・団体にあっては、その名称）及びその住所が明らかな寄附金以外の寄附金」とは、寄附者の確認（寄附者の特定）ができない寄附金のことを指しますので、寄附者・寄附金基準上の寄附金として取り扱うためには、寄附者が確認（特定）できること、つまり、氏名（名称）のみならずその住所又は主たる事務所の所在地も明確になっている必要があります。

したがって、お尋ねのような、氏名（名称）以外分からない寄附金については、寄附者・寄附金基準の判定上の寄附金として取り扱うことはできません^(注)。

例えば、口座振込による寄附金で氏名以外分からない場合には、寄附者が特定されているとはいえ、「寄附者の氏名又は名称及びその住所又は主たる事務所の所在地が明らかな寄附金以外の寄附金」に該当し、寄附者・寄附金基準の判定上、寄附金として取り扱わないこととなります。

(問9) NPO 法人の設立に当たり、当該 NPO 法人の前身の団体から財産を受け入れた場合には、当該受入財産については寄附として取り扱ってもよろしいのでしょうか。

(答) 新たに NPO 法人を設立し、その前身の団体が有していた財産をそのまま無償で引き継いだ場合には、

新しく設立された NPO 法人と前身の団体とは法律上は別組織と考えられますので、前身の団体からの寄附として取り扱うこととなります。

したがって、当該受入財産については、寄附金（受入時の時価）として取り扱うこととなります。

なお、前身の団体が単なる個人の集合体である場合には、NPO 法人に寄附した財産はそれぞれの財産所有者である個人からの寄附となりますので、寄附者数を数える場合には注意が必要です。

(問 10) 国や地方公共団体からの補助金を、寄附者・寄附金基準の計算上、寄附として取り扱ってもよろしいでしょうか。

(答) 国、地方公共団体、法人法別表第一に掲げる独立行政法人、地方独立行政法人、国立大学法人、大学共同利用機関法人及び我が国が加盟している国際機関（以下、「国等」といいます。）からの補助金その他名称のいかんにかかわらず、反対給付を受けないで国等が、直接、NPO 法人に対して交付するものについては、寄附者・寄附金基準の計算上は寄附に含みません。

(問 11) 社会福祉法人などの公益法人等から交付される助成金等は寄附者・寄附金基準の計算上、寄附として計算してもよいのでしょうか。

(答) 社会福祉法人などの公益法人等から交付される助成金等は、寄附者・寄附金基準の計算上、寄附金と同様に取り扱うことができます。

なお、寄附金と同様に扱うことができる助成金等は、対価性がないものに限られます。また、休眠預金等交付金関係助成金は、寄附者・寄附金基準の計算上、寄附金と取り扱うことはできません。

(問 12) 寄附者名簿にはどのような内容を記載すればよいのでしょうか。

(答) 寄附者名簿には、原則として、寄附者全員の「氏名（法人・団体にあつては、その名称）及び住所並びにその寄附金の額及び受け入れた年月日」を記載する必要があります。

ただし、匿名で行われた寄附 については、例えば、「匿名寄附 ○口 計○○○○円」というように省略して記載しても差し支えありません。

(問 13) 寄附者名簿を作成していないと指定を受けることができませんか。

(答) 寄附者・寄附金基準による申出の場合には、実績判定期間内の日を含む各事業年度の寄附者名簿を、指定基準に適合する旨を説明する書類として作成し、申出書に添付してください（条例 4②(1)）

また、指定後においても、毎事業年度初めの 3 月以内に、前事業年度の寄附者名簿を作成し、その作成の日から起算して 5 年間その事務所に備え置く必要があります（条例 12②）。

したがって、指定を受けることをお考えの方は、寄附者名簿を確実に作成・保管しておく必要があります。

(問 14) 市民等からの支援に関する基準について寄附者・寄附金基準を採用した場合、寄附者数に含めた者・含めなかった者の区別を寄附者名簿に記載する必要はありますか。

(答) 寄附者・寄附金基準による場合であっても、法令上、寄附者名簿への明記は特に必要とされていません。しかしながら、寄附者数及び寄附金額の計上に当たっては、

- ① 寄附者の氏名（法人・団体にあつては、その名称）及びその住所の明らかな寄附者・寄附金のみを数える。
- ② 寄附者の数は、寄附者本人と生計を一にする者を含めて一人とする。

③ 指定申出を行う NPO 法人の役員又は役員と生計を一にする者が寄附者である場合には、その者からの寄附を寄附者数及び寄附金額に含めない。

といった点に注意していただく必要があります、指定審査に当たって、市から、寄附者数及び寄附金額の算出方法等について確認させていただく場合があります。

そのため、寄附者数及び寄附金額の算出方法等が分かる何らかの資料の作成・保管（寄附者名簿に明記していただく方法でも構いません。）をお願いいたします。

(問 15) 寄附者数を算出するに当たり、役員からの寄附金かどうか、生計を一にするかどうかは、いつの時点で判断すればよいのでしょうか。

(答) 寄附をしたときの現況で判断することになります。

したがって、事業年度末において役員であったとしても、寄附をしたときに役員でなければ、寄附者・寄附金基準の計算上は、寄附者数に含めて差し支えありません。

また、生計を一にするかどうかについては、原則として、寄附をしたときの現況で判断していただくこととなりますが、生計を一にするかどうかは、寄附をした時点の現況だけで判断することが難しい場合もありますので、前後の生活状況等を踏まえた上で判断していただいで差し支えありません。

(注) 寄附者名簿など外形的な情報に基づき寄附者数をカウントする場合、生計を一にするかどうかの一義的な判断は、姓及び住所が同一かどうかで判断して差し支えありません。

(問 16) 寄附者（又は役員）と生計を一にする者とは具体的にどのような者を指すのでしょうか。

(答) 寄附者（又は役員）と生計を一にする者とは、寄附者（又は役員）と日常生活の資を共通にしている者をいいます。

したがって、同居していなくても仕送り等により日常生活の資を共通にしている場合には、その者は生計を一にする者となります。

(注) 「生計を一にする」とは、必ずしも同一の家屋に起居していることをいうものではありませんので、次のような場合には、それぞれ次によります。

(1) 勤務、修学、療養等の都合上他の親族と日常の起居を共にしていない親族がいる場合であっても次に掲げる場合に該当するときは、これらの親族は生計を一にするものとされます。

ア 当該他の親族と日常の起居を共にしていない親族が、勤務、修学等の余暇には当該他の親族のもとで起居を共にすることを常例としている場合

イ これらの親族間において、常に生活費、学資金、療養費等の送金が行われている場合

(2) 親族が同一の家屋に起居している場合には、明らかに互いに独立した生活を営んでいると認められる場合を除き、これらの親族は生計を一にするものとされます。

(問 17) 寄附者・寄附金基準において、同一人物が年度をまたいで寄附している場合、寄附者数はどのように計算するのでしょうか。

(答) 寄附者数については、各事業年度ごとに判定することとなります。

したがって、例えば3月決算（実績判定期間が令和2年3月期、令和3年3月期の2事業年度とします）の法人が、以下のように寄附者 A さんから各年度にそれぞれ 1,000 円の寄付を受け、寄附者 B さんから初年度に合計 2,000 円の寄附を受けた場合には、A さんからの寄附は実績判定期間中に 2 人分カウントでき、B さんからの寄附は 1 人分しかカウントできないこととなります。

なお、寄附金額については、どちらのケースでも合計 2,000 円を算入することとなります。

《寄附者Aさんからの寄附内訳》

事業年度	寄附年月	寄附金額	備 考
令和2年3月期	令和2年2月	1,000円	⇒寄附者数1人としてカウント
令和3年3月期	令和2年5月	1,000円	⇒寄附者数1人としてカウント
合 計		2,000円	寄附者数 <u>2人</u> としてカウント

《寄附者Bさんからの寄附内訳》

事業年度	寄附年月	寄附金額	備 考
令和2年3月期	令和元年7月	1,000円	⇒寄附者数1人としてカウント
	令和2年2月	1,000円	
令和3年3月期	なし	なし	
合 計		2,000円	寄附者数 <u>1人</u> としてカウント

(問18) ボランティアに活動場所まで来るのに必要な交通費を渡して、法人の特定非営利活動に係る事業に従事してもらいました。この場合、当該ボランティアの人数や従事時間を従事者・時間数基準の判定に含めてよろしいでしょうか。

(答) 従事者・時間数基準の判定において、実費相当額以上の額の金銭、物品等を受けて事業に従事した者の従事者数及び従事時間は計算に含めることはできません。

ただし、活動に際して必要な交通費や、現物で支給している活動の合間の食事及び飲料など、従事するにあたって必要な金銭、物品の支給と認められるもののみを受け取って事業に従事した場合については、従事者・時間数基準における従事者数及び従事時間に含めて計算することができます。

また、ボランティア保険の保険料など、活動に必要なと認められる経費を法人が負担して事業に従事した場合にも、従事者数及び従事時間に含めることができます。

(問19) 運営組織に関する要件のうち「配偶者及び3親等以内の親族」とは、具体的にどのような範囲をいいますか。

(答) 例えば、NPO法人の役員が8名いるとして、その中にYさんの夫であるAさんと、YさんのいとこのBさん、Bさんの長男のCさんがいます。なお、Yさんは当該NPO法人の役員とはなっていません。

このような役員構成の場合には、BさんとCさんは親族となります（1親等の血族）が、AさんはBさん及びCさんと親族関係はありません（4親等及び5親等の姻族となります。）。

したがって、「配偶者及び3親等以内の親族」に該当する人数は2人となります（条例4①(8)、法45①三イ(1)）。

(注) 41頁の《3親等以内の親族図》を参照ください。

(問20) 運営組織に関する基準のうち「特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者と親族関係を有する者並びにこれらの者と特殊の関係のある者」とは、具体的にどのような範囲をいいますか。

(答) 例えば、NPO法人の役員が10名いるとして、その中に株式会社Xの役員であるAさんとBさん及びAさんの長男であるCさんがいます。

このような場合には、株式会社Xを「特定の法人」とみると、Aさん及びBさんは株式会社Xの役

員であることから「その法人の役員又は使用人である者」に該当し、CさんはAさんの長男であることから「これらの者と親族関係を有する者」に該当することになります。

したがって、「特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者と親族関係を有する者並びにこれらの者と特殊の関係のある者」に該当する人数は3人となります（条例4①(8)、法45①三イ(2)）。

(注) 「特定の法人」には、地方公共団体も含まれます。

(問21) 経理に関する基準に「公認会計士又は監査法人の監査を受けていること」というものがありますが、小さな規模の法人でも必ず監査は受けなければならないのでしょうか。

(答) 会計については、公認会計士若しくは監査法人の監査を受けていること、又は青色申告法人と同等の帳簿書類を備え付けてこれに取引を記録し、当該帳簿書類を保存していることが指定基準ですので、後者の指定基準を満たしていれば、必ずしも公認会計士等の監査を必要とするものではありません(条例4①(8)、法45①三ハ、法規20)。

(問22) 経理に関する基準に「帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存について青色申告法人に準じて行われている」こととありますが、どのような帳簿書類の備付けなどが必要ですか。

(答) 青色申告法人の帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存について、その具体的な内容は以下のとおりです。

- ① 資産、負債及び資本に影響を及ぼす一切の取引を複式簿記の原則に従って、整然と、かつ、明りように記録し、その記録に基づいて決算を行うこと（法人規53）。
- ② 仕訳帳、総勘定元帳その他必要な帳簿を備え、取引に関する一定事項を記載すること（法人規54、同別表二十）。
- ③ 仕訳帳には、取引の発生順に、取引の年月日、内容、勘定科目及び金額を記載し、総勘定元帳には、その勘定ごとに記載の年月日、相手方勘定科目及び金額を記載すること（法人規55）。
- ④ たな卸表を作成すること（法人規56）。
- ⑤ 一定の科目をもって貸借対照表及び損益計算書を作成すること（法人規57、同別表二十一）。
- ⑥ 帳簿書類を7年間整理保存すること（法人規59）。

(注) NPO 法上の活動計算書を作成していれば、⑤の損益計算書を作成していることとして取り扱っても差し支えありません。

(問23) 将来の特定非営利活動事業に充てるための積立金は、指定基準のうち、「総事業費のうち80%以上を特定非営利活動事業費に充てること」及び「受入寄附金総額の70%以上を特定非営利活動事業費に充てること」の両基準において「特定非営利活動事業費」に含めることができますか。

(答) NPO 法人の特定非営利活動において、その法人の将来の特定非営利活動事業に充てるために、集めた寄附金の一部を一定期間法人内部に積み立てる場合も考えられます。

このような場合、当該積立金相当額は、活動計算書上「費用」とはなりません。積立金の使用目的（その法人の今後の特定非営利活動事業に充当するために法人の内部に積み立てるものであること）や事業計画、目的外取り崩しの禁止等について、理事会又は社員総会で議決するなど適正な手続きを踏んで積み立て、貸借対照表に例えば「特定資産」として計上するなどしているものであれば、いわゆる「総事業費の80%基準」や「受入寄附金の70%基準」の判定において、特定非営利活動事業費及び総事業費に含めて差し支えありません。

実績判定期間中に「特定資産」等の勘定科目を設定した場合、勘定科目と金額を「指定基準チェック表⑥(次葉)」(P77 参照)に記載してください。

なお、この場合、当該積立金相当額は、既に「総事業費の80%基準」等の判定において特定非営利活動事業費及び総事業費として含めておりますので、事後に当該積立金を取り崩して費消（資産の取得等を含みます。）し、かつ、活動計算書（収支計算書）において費用（支出）（取得資産に係る減価償却費を含みます。）として計上されている場合には、当該費用を特定非営利活動事業費及び総事業費から除いたところで「総事業費の80%基準」等の判定をする必要があります。

(問24) 活動計算書と収支計算書では各指定基準の計算の仕方は違うのですか。

(答) 指定の審査は提出された活動計算書又は収支計算書に基づいて行われるものであり、書類の違いにより指定の基準が変わることはありません。

(問25) 役員が指定、認定又は特例認定の取消しを受けた他の法人の理事を兼ねていたことを知らなかった場合であっても、その法人は欠格事由の対象となるのでしょうか。

(答) 他の指定 NPO 法人が指定を取り消された場合又は認定 NPO 法人等が認定等を取り消された場合において、当該指定又は認定等の取消しの原因となった事実があった日以前 1 年以内に当該他の指定 NPO 法人又は認定 NPO 法人等のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から 5 年を経過しないものが役員に在る指定 NPO 法人は、義務的取消しの対象となります（条例6(1)アイ、19①(2)）。

しかしながら、義務的取消しであっても欠格事由に該当する疑いがあれば即座に取り消されるわけではなく、義務的取消しという不利益処分については、原則として、市は聴聞による事実確認を行うことが必要であり、欠格事由に該当するかは聴聞を踏まえて判断されることとなります。

したがって、指定、認定又は特例認定の取消しに関する聴聞手続きが行われる前に、その役員を解任するなどの措置をとっていれば、義務的取消しの対象とならず、欠格事由の対象とはなりません。

(問26) 指定の申出を行った NPO 法人に対して、その申出に対する結果は通知されるのですか。また、有効期間が満了して指定が失効した場合、市から NPO 法人に通知されるのですか。

(答) 市は、指定があったときはその旨を、指定のために必要な手続きを行わないことを決定したとき又は指定がなかったときはその旨及びその理由を、指定の申出を行った NPO 法人に対して速やかに書面により通知しなければならないこととされています（条例7①）。

また、市は、指定があったときは、インターネットの利用その他の適切な方法により、次の事項を公表しなければならないこととなっています（条例7②）。

- ① 当該指定 NPO 法人の名称
- ② 代表者の氏名
- ③ 主たる事務所及びその他の事務所の所在地
- ④ 当該指定の有効期間
- ⑤ 当該指定 NPO 法人に対する寄附金が個人市民税の税額控除の対象となる期間

なお、有効期間の満了等により指定の効力を失った場合には、市から NPO 法人に対する通知はされませんが、市は、インターネットの利用その他の適切な方法により、その旨を公表しなければならないこととされています（条例9②）。

(問27) 国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの（条例6(3)、法第47条第4号）とはどのような状態をいうのですか。

(答) 国税又は地方税の滞納処分が執行されているものとは、その法人が国税又は地方税を完納しない場合に租税債権の強制的実現を図るため、各行政機関が財産の差押え、交付要求（参加差押えを含みます。）、換価、

配当等の行政処分を執行している状態をいいます。

(問 28) 個人が指定 NPO 法人に寄附をした場合に税制上の優遇措置を受けるためには、どのような手続きが必要ですか。

(答) 寄附金を支出した者等の個人住民税の申告等において、次の手続を行う必要があります。

① 認定 NPO 法人等以外の指定 NPO 法人への寄附

認定 NPO 法人等以外の指定 NPO 法人への寄附金は、個人住民税の控除の対象となりますが、所得税の控除対象となっていないため、控除を受ける場合は、確定申告とは別に、名古屋市への申告が必要となります。その場合には、寄附先の法人から受け取った領収書などを申告書に添付することが必要です。

② 認定 NPO 法人等でもある指定 NPO 法人への寄附

認定 NPO 法人等である指定 NPO 法人の場合には、所得税の確定申告を行うことにより、個人住民税控除の適用も受けることができます（所得税の確定申告を行う方は住民税の申告は不要です）。

なお、個人住民税の寄附金控除だけを受けようとする場合には、所得税の確定申告の代わりに、住所地の市区町村に申告を行うこととなります（この場合、所得税の控除は受けられません）。

(問 29) 認定の申請をする場合、指定はいつの時点で受けていけばよいのですか。

(答) 認定申請書を提出する日の前日において、指定を受けている（個人住民税の寄附金税額控除の対象として都道府県又は市区町村の条例で定められており、かつ、その条例の効力が生じている^(注)）必要があります。

(注) その条例が、地方自治法第 16 条《条例及び規則の公告式》に基づき公布され、かつ、施行されていることをいいます。

第 3 章 指定 NPO 法人の管理・運営について

(問 30) 事業年度終了後の報告のほかに、指定 NPO 法人が市に提出しなければならない書類はありますか。

(答) 指定 NPO 法人は、助成金の支給を行ったときには、支給後遅滞なく、助成金の実績を記載した書類を作成し、市へ提出する必要があります（条例 13②）。

そのほか、定款を変更した場合など一定の場合に該当するときは、市に届出をする必要があります。

(問 31) 指定 NPO 法人が寄附者に対して発行する領収書には、形式の定めはありますか。

(答) 指定 NPO 法人が発行する領収書は、特に形式は問いませんが、地方税法施行規則上、「地方税法第 314 条の 7 第 3 項に規定する控除対象特定非営利活動法人の受領した旨（当該寄附金が当該控除対象特定非営利活動法人の行う特定非営利活動に係る事業に関連する寄附金である旨を含む。）、当該寄附金の額及びその受領した年月日を証する書類を添付しなければならない。」とされていることから、寄附者の住所及び氏名、受領した寄附金の額及び受領年月日並びに市民税の控除対象となる名古屋市の条例個別指定寄附金であること及び認定 NPO 法人に対するものである場合にはその旨（その寄附金が指定 NPO 法人の行う特定非営利活動に係る事業に関連する寄附金である旨を含みます。）が記載されている必要があります（地方規 2 の 2③）。

(問 32) どのような場合に指定は取り消されますか。

- (答) ① 次の場合には、指定が取り消されることとなります (条例 19①)。
- ア 市内に事務所を有しなくなったとき。
 - イ 欠格事由 (指定を取り消され、その取消しの日から 5 年を経過しないものを除きます。) のいずれかに該当するとき
 - ウ 偽りその他不正の手段により指定、指定の有効期間の更新を受けたとき
 - エ 正当な理由がなく、市の命令に従わないとき
 - オ 指定 NPO 法人から指定の取消しの申請があったとき
- ② 次の場合には、市は指定を取り消すことができます (条例 19②)。
- ア 条例第 4 条第 1 項第 2 号、第 5 号ア若しくはイ又は第 8 号 (法第 45 条第 1 項第 3 号及び第 7 号に係る部分に限る。) に掲げる指定基準に適合しなくなったとき
 - イ 条例第 12 条第 5 項の閲覧の規定、第 13 条第 1 項の事業報告書等の提出の規定を遵守していないとき
 - ウ 条例第 16 条第 1 項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき
 - エ 上記②アからウに掲げるもののほか、法令又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反したとき

(問 33) 指定基準に適合しなくなった場合や、指定 NPO 法人としての義務違反があった場合、勧告・命令を経ずに取消しが行われることはありますか。

(答) 指定の基準に適合しなくなった場合や事業報告書等を市に提出していないなどの義務違反があった場合には、市は指定の取消しのために必要な手続きを行うことができるとされています (条例 19②)。通常、指定基準を回復することが十分に期待される場合や、義務違反行為を発生させるに至ったものの、再発防止策や法令遵守体制の整備が十分に講じられ、今後の是正が十分期待しうるような場合には勧告、命令等が措置され事後の適正な発展を期することとなりますが、指定 NPO 法人の行為等が著しく悪質である等の場合には勧告、命令等の段階的な処分を前置するとなく指定を取り消されることがあります。

なお、市内に事務所を有しなくなり、指定基準のうちの事務所の所在地に関する基準に適合しなくなった場合には、市は当該指定 NPO 法人について指定の取消しのために必要な手続きを行わなければならないとされています (条例 19①)

(問 34) 事業年度の途中で役員の子族割合基準を満たさなくなった場合、直ちに指定取消しとなるのでしょうか。

(答) 指定 NPO 法人が役員の子族割合基準を満たさなくなった場合には、市は指定の取消しのために必要な手続きを行うことができるとされています (条例 19②)。なお、何らかの理由で理事が欠けた場合に、結果として子族割合が変動してしまう場合などが考えられ、そのような場合には法人の努力や市の指導監督で改善が期待されることが少なくないことから、事態の度合いに応じて市が取消しの必要性を判断することとなります。

(問 35) 指定の取消しを受けた NPO 法人は、二度と指定を受けることはできないのでしょうか。

(答) 指定の取消しを受けた場合は欠格事由に該当することとなりますが、指定の取消しの日から 5 年を経過した法人は指定の申出を行うことができます (条例 6 (2))。

第4章 指定NPO法人の合併について

(問36) 指定NPO法人の合併確認の基準適合は、どのように判定するのですか。

(答) 合併により設立されたNPO法人又は合併後存続するNPO法人が指定を受けようとする場合は、市に指定の申出を行う必要があります。当該法人について、①合併後の期間については、合併後のNPO法人、②合併前については、次表の判定方法によって、基準の適合を判定します(121・124・125頁参照)。

指定基準		合併前の判定方法
(1) 事務所の所在地に関する基準		各合併消滅法人(合併後存続したNPO法人の場合は、合併前法人及び合併消滅法人)を一の法人とみなして判定します。
(2) 活動の内容に関する基準		
(3) 市民等からの支援に関する基準		
(4) 活動の対象に関する基準		
(5) 運営組織及び経理に関する基準		各合併消滅法人(合併後存続したNPO法人の場合は、合併前法人及び合併消滅法人)のそれぞれについて判定します。
(6) 事業活動に関する基準	ア 宗教活動、政治活動及び特定の公職者等又は政党を推薦、支持又は反対する活動を行っていないこと	
	イ 役員、社員、職員又は寄附者等に特別の利益を与えないこと及び営利を目的とした事業を行う者等に寄附を行っていないこと	
	ウ 実績判定期間における事業費の総額のうち特定非営利活動に係る事業費の額の占める割合が80%以上であること	
	エ 実績判定期間における受入寄附金総額の70%以上を特定非営利活動に係る事業費に充てていること	
(7) 情報公開に関する基準	ア 事業報告書等、役員名簿及び定款等を閲覧させること(個人の住所又は居所にかかる記載の部分を除く)	各合併消滅法人(合併後存続したNPO法人の場合は、合併前法人及び合併消滅法人)のそれぞれについて判定します。
	イ 各指定基準に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類、役員報酬又は職員給与の支給に関する規程、収益に関する事項等、助成金の提出書、寄附金を充当する予定の事業の内容を記載した書類等を閲覧させること	各合併消滅法人(合併後存続したNPO法人の場合は、合併前法人及び合併消滅法人)(実績判定期間中に指定を受けていた期間が含まれるものに限ります。)のそれぞれについて判定します。
(8) 所轄庁への書類の提出に関する基準		各合併消滅法人(合併後存続したNPO法人の場合は、合併前法人及び合併消滅法人)のそれぞれについて判定します。
(9) 不正行為に関する基準		

また、(10) 設立後の経過期間に関する基準は次のとおりとなります。

合併新設法人が申請書を提出しようとする事業年度の初日においてその設立の日から1年を超える期間が経過していない場合には、各合併消滅法人(合併後存続したNPO法人の場合は、合併前法人及び合併消滅法人)のうち最も設立の早い法人の設立の日を基準として判定することとなります。

参考法令

名古屋市指定特定非営利活動法人の指定の基準等に関する条例（平成27年名古屋市条例第43号）

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、地方税法（昭和25年法律第226号）第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人（特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号。以下「法」という。）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人をいう。以下同じ。）の指定の基準等及び指定特定非営利活動法人の適正な事業活動の確保に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 指定 特定非営利活動法人を地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人として別に条例で定めることをいう。
- (2) 指定特定非営利活動法人 指定を受けた特定非営利活動法人をいう。

第2章 指定

（指定の申出）

第3条 指定を受けようとする特定非営利活動法人は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出しなければならない。

- (1) 特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名、主たる事務所及びその他の事務所（市内の事務所に限る。第11条第1項第4号において同じ。）（以下「主たる事務所等」と総称する。）の所在地、電話番号並びに設立の年月日

- (2) 特定非営利活動法人が現に行っている事業の概要

2 前項の申出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、所轄庁（法第9条に規定する所轄庁をいう。）が市長である特定非営利活動法人（以下「市所轄法人」という。）が申出をする場合には、第3号から第5号までに掲げる書類を添付することを要しない。

- (1) 次条第1項各号に掲げる基準に適合する旨を説明する書類及び第6条各号のいずれにも該当しない旨を説明する書類
- (2) 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類
- (3) 実績判定期間（指定を受けようとする特定非営利活動法人の直前に終了した事業年度の末日以前5年（指定を受けたことのない特定非営利活動法人が指定を受けようとする場合にあっては、2年）内に終了した各事業年度のうち最も早い事業年度の初日から当該末日までの期間をいう。以下同じ。）内の日を含む各事業年度の事業報告書、計算書類（活動計算書及び貸借対照表をいう。）及び財産目録並びに年間役員名簿（当該事業年度において役員であったことがある者全員の氏名及び住所又は居所並びにこれらの者についての当該事業年度における報酬の有無を記載した名簿をいう。）並びに当該事業年度の末日における社員のうち10人以上の者の氏名（法人にあっては、その

名称及び代表者の氏名) 及び住所又は居所を記載した書面

- (4) 役員名簿(法第10条第1項第2号イに規定する役員名簿をいう。以下同じ。)
- (5) 定款等(法第28条第2項に規定する定款等をいう。以下同じ。)

(指定の基準等)

第4条 市長は、前条第1項の申出書を提出した特定非営利活動法人が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、指定のために必要な手続を行うものとする。

- (1) 市内に事務所を有すること。
- (2) 市内で行うその特定非営利活動に係る事業が地域の課題の解決に資するものであり、かつ、当該事業が継続して行われる見込みがあると認められること。
- (3) 次に掲げる基準のいずれかに適合すること。

ア 実績判定期間内の日を含む各事業年度における寄附者のうち規則で定めるものの数の合計数に12を乗じてこれを当該実績判定期間の月数で除して得た数が規則で定める数以上であり、かつ、実績判定期間内の日を含む各事業年度において受け入れた寄附金のうち規則で定めるものの額の合計額に12を乗じてこれを当該実績判定期間の月数で除して得た額が規則で定める額以上であること。

イ 実績判定期間内の日を含む各事業年度において、無償でその特定非営利活動に係る事業に従事した者のうち規則で定めるものの延べ人数の合計数に12を乗じてこれを当該実績判定期間の月数で除して得た数が規則で定める数以上であり、かつ、当該者が当該事業に従事した時間数の合計数に12を乗じてこれを当該実績判定期間の月数で除して得た数が規則で定める数以上であること。

- (4) 実績判定期間における事業活動のうち次に掲げる活動の占める割合として規則で定める割合が100分の50未満であること。

ア 会員又はこれに類するものとして規則で定める者(当該申出に係る特定非営利活動法人の運営又は業務の執行に関係しない者で規則で定めるものを除く。以下この号において「会員等」という。)に対する資産の譲渡若しくは貸付け又は役務の提供(以下「資産の譲渡等」という。)、会員等相互の交流、連絡又は意見交換その他その対象が会員等である活動(資産の譲渡等のうち対価を得ないで行われるものその他規則で定めるものを除く。)

イ その便益の及ぶ者が次に掲げる者その他特定の範囲の者である活動(会員等を対象とする活動で規則で定めるもの及び会員等に対する資産の譲渡等を除く。)

(ア) 会員等

(イ) 特定の団体の構成員

(ウ) 特定の職域に属する者

ウ 特定の著作物又は特定の者に関する普及啓発、広告宣伝、調査研究、情報提供その他の活動

エ 特定の者に対し、その者の意に反した作為又は不作為を求める活動

(5) その事業活動に関し、次に掲げる基準に適合していること。

ア 次に掲げる活動を行っていないこと。

(ア) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成すること。

(イ) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対すること。

(ウ) 特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対すること。

イ その役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは3親等以内の親族又はこれらの者と規則で定める特殊の関係のある者に対し特別の利益を与えないことその他の特定の者と特別の関係がないものとして規則で定める基準に適合していること。

ウ 実績判定期間における事業費の総額のうちに特定非営利活動に係る事業費の額の占める割合又はこれに準ずるものとして規則で定める割合が100分の80以上であること。

エ 実績判定期間において受け入れた寄附金の額の総額の100分の70以上を特定非営利活動に係る事業費に充てていること。

(6) 次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、当該書類（アに掲げる書類については、これらに記載された事項中、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの）をその主たる事務所等において閲覧させること。

ア 事業報告書等（法第28条第1項に規定する事業報告書等をいう。以下同じ。）、役員名簿及び定款等

イ 前条第2項第1号及び第2号に掲げる書類並びに第12条第2項第2号から第4号までに掲げる書類及び同条第3項の書類

(7) 前条第1項の申出書を提出した日を含む事業年度の初日において、その設立の日以後1年を超える期間が経過していること。

(8) 法第45条第1項第3号、第6号及び第7号に掲げる基準に適合すること。

(9) 実績判定期間において、第1号、第2号、第5号ア及びイ、第6号並びに前号に掲げる基準（当該実績判定期間中に、指定を受けていない期間が含まれる場合には、当該期間については第6号イに掲げる基準を除く。）に適合していること。

2 市長は、前項の手続を行おうとするときは、あらかじめ、名古屋市指定特定非営利活動法人審査会の意見を聴くものとする。

（令3条例13・一部改正）

（合併特定非営利活動法人に関する適用）

第5条 前2条に定めるもののほか、指定を受けようとする特定非営利活動法人が合併後存続した特定非営利活動法人又は合併によって設立した特定非営利活動法人で第3条第1項の申出書を提出しようとする事業年度の初日においてその合併又は設立の日以後1年を超える期間が経過していないものである場合における前2条の規定の適用に関し必要な事項は、規則で定める。

(欠格事由)

第6条 第4条第1項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する特定非営利活動法人は、指定を受けることができない。

(1) その役員のうち、次のいずれかに該当する者があるもの

ア 指定特定非営利活動法人が第19条第1項(第1号を除く。)又は第2項の規定により指定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該指定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しないもの

イ 法第47条第1号イからニまでのいずれかに該当する者

(2) 第19条第1項(第1号を除く。)又は第2項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から5年を経過しないもの

(3) 法第47条第2号から第6号までのいずれかに該当するもの

(指定の通知等)

第7条 市長は、指定があったときはその旨を、指定のために必要な手続を行わないことを決定したとき又は指定がなかったときはその旨及びその理由を、第3条第1項の申出書を提出した特定非営利活動法人に対し、速やかに、書面により通知しなければならない。

2 市長は、指定があったときは、インターネットの利用その他の適切な方法により、当該指定に係る指定特定非営利活動法人に係る次に掲げる事項を公表しなければならない。

(1) 名称

(2) 代表者の氏名

(3) 主たる事務所等の所在地

(4) 当該指定の有効期間

(5) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

(指定の有効期間及びその更新)

第8条 指定の有効期間(次項の有効期間の更新がされた場合にあっては、当該更新された有効期間。以下この条及び次条第1項第1号において同じ。)は、当該指定の日(次項の有効期間の更新がされた場合にあっては、従前の指定の有効期間の満了の日の翌日。第12条第1項において同じ。)から起算して5年とする。

2 前項の有効期間の満了後引き続き指定特定非営利活動法人として特定非営利活動を行おうとする指定特定非営利活動法人は、その有効期間の更新を受けなければならない。

3 前項の有効期間の更新を受けようとする指定特定非営利活動法人は、規則で定める期間(以下この項において「更新申出期間」という。)に、市長に有効期間の更新の申出をしなければならない。ただし、災害その他やむを得ない事由により更新申出期間にその申出をすることができないときは、この限りでない。

4 第3条、第4条第1項(第7号に係る部分を除く。)及び第2項並びに第5条から前条までの規定

は、第2項の有効期間の更新について準用する。この場合において、第4条第1項第8号中「法第45条第1項第3号、第6号」とあるのは「法第45条第1項第3号（ロを除く。）」と、第4条第1項第9号中「第1号、第2号、第5号ア及びイ、第6号並びに前号に掲げる基準（当該実績判定期間中に、指定を受けていない期間が含まれる場合には、当該期間については第6号イに掲げる基準を除く。）」とあるのは「第1号及び第2号に掲げる基準」と読み替えるものとする。

（指定の失効）

第9条 指定特定非営利活動法人について、次のいずれかに掲げる事由が生じたときは、指定は、その効力を失う。

- (1) 指定の有効期間が経過したとき。
- (2) 指定特定非営利活動法人が指定特定非営利活動法人でない特定非営利活動法人と合併をした場合において、その合併が次条第1項の確認を経ずにその効力を生じたとき。
- (3) 指定特定非営利活動法人が解散したとき。

2 市長は、前項の規定により指定がその効力を失ったときは、インターネットの利用その他の適切な方法により、その旨を公表しなければならない。

（指定特定非営利活動法人の合併）

第10条 指定特定非営利活動法人が指定特定非営利活動法人でない特定非営利活動法人と合併をした場合は、合併後存続する特定非営利活動法人又は合併によって設立した特定非営利活動法人は、その合併について市長の確認を受けたときに限り、合併によって消滅した特定非営利活動法人のこの条例の規定による指定特定非営利活動法人としての地位を承継する。

2 前項の確認を受けようとする指定特定非営利活動法人は、市所轄法人であるものにあつては法第34条第3項の認証の申請に併せて、市所轄法人でないものにあつては同項の認証の申請後速やかに、市長に前項の確認の申請をしなければならない。

3 第3条、第4条（第1項第7号に係る部分を除く。）、第6条、第7条及び第12条第1項の規定は、第1項の確認について準用する。この場合において、必要な技術的読替えその他これらの規定の適用に関し必要な事項は、規則で定める。

第3章 届出、書類の備置き等

（変更の届出等）

第11条 指定特定非営利活動法人は、次に掲げる事項に変更があつたときは、規則で定めるところにより、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

- (1) 定款
- (2) 役員の名又は住所若しくは居所
- (3) 代表者の氏名
- (4) 主たる事務所又はその他の事務所の所在地
- (5) 現に行っている事業の概要

2 前項の規定にかかわらず、市所轄法人であるものが、法第25条第3項の認証を受けたとき又は同条第6項の規定による届出をしたときは前項第1号に掲げる事項の変更に係る届出を、法第23条第1項の規定による届出をしたときは前項第2号に掲げる事項の変更に係る届出を、法第53条第1項の規定による届出をしたときは前項第3号に掲げる事項の変更に係る届出を要しない。

3 市長は、指定特定非営利活動法人について、第7条第2項第1号から第3号までに掲げる事項に変更があったときは、インターネットの利用その他の適切な方法により、その旨を公表しなければならない。

(申出書の添付書類等の備置き等及び閲覧)

第12条 指定特定非営利活動法人は、指定を受けたときは、第3条第2項第1号及び第2号に掲げる書類、事業報告書等その他規則で定める書類を、指定の日から起算して5年間、その主たる事務所等に備え置かなければならない。

2 指定特定非営利活動法人は、毎事業年度初めの3月以内に、次に掲げる書類を作成し、第1号に掲げる書類についてはその作成の日から起算して5年間、第2号から第4号までに掲げる書類についてはその作成の日から起算して5年が経過した日を含む事業年度の末日までの間、その主たる事務所等に備え置かなければならない。

(1) 前事業年度の寄附者名簿(当該事業年度に当該指定特定非営利活動法人が受け入れた寄附金の支払者ごとに当該支払者の氏名(法人にあっては、その名称)及び住所並びにその寄附金の額及び受け入れた年月日を記載した書類をいう。)

(2) 前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程

(3) 前事業年度の収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項その他の規則で定める事項を記載した書類

(4) 前3号に掲げるもののほか、規則で定める書類

3 指定特定非営利活動法人は、助成金の支給を行ったときは、規則で定めるところにより、遅滞なく、その助成の実績を記載した書類を作成し、その作成の日から起算して5年が経過した日を含む事業年度の末日までの間、これをその主たる事務所等に備え置かなければならない。

4 指定特定非営利活動法人は、第3条第2項各号(第3号を除く。)に掲げる書類、事業報告書等、第2項第2号から第4号までに掲げる書類又は前項の書類の閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これをその主たる事務所等において閲覧させなければならない。

5 指定特定非営利活動法人は、前項の請求があった場合において第3条第2項第4号に掲げる書類又は事業報告書等を閲覧させるときは、同項の規定にかかわらず、これらに記載された事項中、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除くことができる。

(令3条例13・一部改正)

(事業報告書等の提出)

第13条 指定特定非営利活動法人は、規則で定めるところにより、毎事業年度1回、事業報告書等、前

条第2項第2号から第4号までに掲げる書類（同項第3号に掲げる書類については、資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項以外の事項を記載した書類に限る。）及び前事業年度の地域の課題の解決に資する事業の報告書を市長に提出しなければならない。ただし、前条第2項第2号に掲げる書類については、既に市長に提出されている当該書類の内容に変更がない場合は、この限りでない。

2 指定特定非営利活動法人は、助成金の支給を行ったときは、規則で定めるところにより、前条第3項の書類を市長に提出しなければならない。

（令3条例13・一部改正）

（申出書の添付書類等の公開）

第14条 市長は、指定特定非営利活動法人から提出を受けた第3条第2項各号（第3号を除く。）に掲げる書類又は事業報告書等、第12条第2項第2号から第4号までに掲げる書類若しくは同条第3項の書類（過去5年間に提出を受けたものに限る。）について閲覧又は謄写の請求があったときは、規則で定めるところにより、これらの書類（第3条第2項第4号に掲げる書類又は事業報告書等については、これらに記載された事項中、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの）を閲覧させ、又は謄写させなければならない。

（令3条例13・一部改正）

（解散の届出）

第15条 清算人は、指定特定非営利活動法人（市所轄法人であるものを除く。）が解散した場合には、規則で定めるところにより、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

第4章 監督

（報告及び検査）

第16条 市長は、指定特定非営利活動法人が法令、法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款に違反し、又はその運営が著しく適正を欠いている疑いがあると認めるときは、当該指定特定非営利活動法人に対し、その業務若しくは財産の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、当該指定特定非営利活動法人の事務所その他の施設に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 市長は、前項の規定による検査をさせる場合においては、当該検査をする職員に、同項の疑いがあると認める理由を記載した書面を、あらかじめ、当該指定特定非営利活動法人の役員その他の当該検査の対象となっている事務所その他の施設の管理について権限を有する者（第4項において「指定特定非営利活動法人の役員等」という。）に提示させなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、市長が第1項の規定による検査の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認める場合には、前項の規定による書面の提示を要しない。

4 前項の場合において、市長は、第1項の規定による検査を終了するまでの間に、当該検査をする職員に、同項の疑いがあると認める理由を記載した書面を、指定特定非営利活動法人の役員等に提示さ

せるものとする。

5 第2項又は前項の規定は、第1項の規定による検査をする職員が、当該検査により第2項又は前項の規定により理由として提示した事項以外の事項について第1項の疑いがあると認められることとなった場合において、当該事項に関し検査を行うことを妨げるものではない。この場合において、第2項又は前項の規定は、当該事項に関する検査については適用しない。

6 第1項の規定による検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

7 第1項の規定による検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(勧告、命令等)

第17条 市長は、指定特定非営利活動法人について、第19条第2項各号のいずれかに該当すると疑うに足りる相当な理由がある場合には、当該指定特定非営利活動法人に対し、期限を定めて、その改善のために必要な措置を採るべき旨の勧告をすることができる。

2 市長は、前項の規定による勧告をしたときは、インターネットの利用その他の適切な方法により、その勧告の内容を公表しなければならない。

3 市長は、第1項の規定による勧告を受けた指定特定非営利活動法人が、正当な理由がなく、その勧告に係る措置を採らなかったときは、当該指定特定非営利活動法人に対し、その勧告に係る措置を採るべきことを命ずることができる。

4 第1項の規定による勧告及び前項の規定による命令は、書面により行うものとする。

5 市長は、第3項の規定による命令をしたときは、インターネットの利用その他の適切な方法により、その旨を公表しなければならない。

(その他の事業の停止)

第18条 市長は、その他の事業（法第5条第1項に規定するその他の事業をいう。以下この項において同じ。）を行う指定特定非営利活動法人につき、法第5条第1項の規定に違反してその他の事業から生じた利益が当該指定特定非営利活動法人が行う特定非営利活動に係る事業以外の目的に使用されたと認めるときは、当該指定特定非営利活動法人に対し、その他の事業の停止を命ずることができる。

2 前条第4項及び第5項の規定は、前項の規定による命令について準用する。

(指定の取消し)

第19条 市長は、指定特定非営利活動法人が次のいずれかに該当するときは、指定の取消しのために必要な手続を行わなければならない。

(1) 第4条第1項第1号に掲げる基準に適合しなくなったとき。

(2) 第6条各号（第2号を除く。）のいずれかに該当するとき。

(3) 偽りその他不正の手段により指定又は第8条第2項の有効期間の更新を受けたとき。

(4) 正当な理由がなく、第17条第3項又は前条第1項の規定による命令に従わないとき。

(5) 指定特定非営利活動法人から指定の取消しの申出があったとき。

2 市長は、指定特定非営利活動法人が次のいずれかに該当する場合において、第17条第3項の規定による命令によってはその改善を期待することができないことが明らかであるときは、指定の取消しのために必要な手続を行うことができる。

- (1) 第4条第1項第2号、第5号ア若しくはイ又は第8号（法第45条第1項第3号及び第7号に係る部分に限る。）に掲げる基準に適合しなくなったとき。
- (2) 第12条第4項又は第13条第1項の規定を遵守していないとき。
- (3) 第16条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、法令又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反したとき。

3 市長は、指定の取消しがあったときは、その取消しに係る特定非営利活動法人に対し、速やかに、その旨及びその理由を書面により通知しなければならない。

4 市長は、指定の取消しがあったときは、インターネットの利用その他の適切な方法により、その旨を公表しなければならない。

5 第4条第2項の規定は、第2項の手続について準用する。

第5章 名古屋市指定特定非営利活動法人審査会 (審査会)

第20条 市長の附属機関として、名古屋市指定特定非営利活動法人審査会（以下「審査会」という。）を置く。

2 審査会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議し、その結果を市長に答申する。

- (1) この条例の規定により審査会の意見を聴くこととされた事項
- (2) その他指定特定非営利活動法人に関する重要な事項
(組織及び委員)

第21条 審査会は、委員5人以内をもって組織する。

2 委員は、特定非営利活動法人の運営組織又は事業活動に関し学識経験のある者のうちから、市長が委嘱する。

3 委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(会長)

第22条 審査会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、委員のうちから会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(会議)

第23条 審査会の会議は、会長がこれを招集する。

- 2 審査会は、委員の半数以上の者の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
(参考人の出席)

第24条 審査会において必要があると認めるときは、関係者その他の参考人の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第25条 審査会の庶務は、スポーツ市民局において行う。

(令2条例19・一部改正)

(委任)

第26条 この章に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

第6章 雑則

(名称等の使用制限)

第27条 指定特定非営利活動法人でない者は、その名称又は商号中に、指定特定非営利活動法人であると誤認されるおそれのある文字を用いてはならない。

- 2 何人も、不正の目的をもって、他の指定特定非営利活動法人であると誤認されるおそれのある名称又は商号を使用してはならない。

(協力依頼)

第28条 市長は、この条例の施行のため必要があると認めるときは、官庁、公共団体その他の者に照会し、又は協力を求めることができる。

(委任)

第29条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年条例第28号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。
(役員報酬規程等に関する経過措置)
- 2 第2条の規定による改正後の名古屋市指定特定非営利活動法人の指定の基準等に関する条例(以下「新条例」という。)第12条第2項及び第14条の規定は、施行日以後に開始する事業年度に係る同項第2号から第4号までに掲げる書類について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る第2条の規定による改正前の名古屋市指定特定非営利活動法人の指定の基準等に関する条例(以下「旧条例」という。)第12条第2項第2号から第4号までに掲げる書類については、なお従前の例による。
(助成金の支給に係る書類に関する経過措置)
- 3 新条例第12条第3項及び第14条の規定は、施行日以後に行われる助成金の支給に係る同項の書類に

ついて適用し、施行日前に行われた助成金の支給に係る旧条例第12条第3項の書類については、なお従前の例による。

(海外への送金又は金銭の持出しに係る書類に関する経過措置)

- 4 この条例の施行の際現に旧条例第2条第1号に規定する指定を受けている特定非営利活動法人による施行日の属する事業年度以前における海外への送金又は金銭の持出しに係る旧条例第12条第4項の書類の作成、当該特定非営利活動法人の主たる事務所及びその他の事務所(市内の事務所に限る。)における備置き及び閲覧並びに当該書類の市長への提出並びに当該書類の市長における閲覧又は謄写については、なお従前の例による。

附 則 (令和2年条例第19号) 抄

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年条例第13号)

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年6月9日(以下「施行日」という。)から施行する。

(書類の提出に関する経過措置)

- 2 第2条の規定による改正後の名古屋市指定特定非営利活動法人の指定の基準等に関する条例第13条第1項の規定は、同条例第2条第2号に規定する指定特定非営利活動法人(以下「指定特定非営利活動法人」という。)が施行日以後に開始する事業年度において提出すべき書類について適用し、指定特定非営利活動法人が施行日前に開始した事業年度において提出すべき書類については、なお従前の例による。

名古屋市指定特定非営利活動法人の指定の基準等に関する条例施行細則（平成27年規則第42号）（抄）

（趣旨）

第1条 この規則は、名古屋市指定特定非営利活動法人の指定の基準等に関する条例（平成27年名古屋市条例第43号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（指定の申出）

第2条 条例第3条第1項の申出書の様式は、第1号様式とする。

（寄附者の要件等）

第3条 条例第4条第1項第3号アの規則で定める寄附者は、次に掲げる寄附者以外の寄附者とする。

- (1) 当該申出に係る特定非営利活動法人の役員である者
- (2) 前号に掲げる者と生計を一にする者
- (3) 休眠預金等交付金関係助成金（民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（平成28年法律第101号）第19条第2項第3号イに規定する民間公益活動を行う団体若しくは同号ロに規定する資金分配団体からの助成金（同法第8条に規定する休眠預金等交付金に係る資金をその原資に含むものに限る。）又は同法第21条第1項に規定する指定活用団体からの助成金（同法第8条に規定する休眠預金等交付金に係る資金を原資とするものに限る。）をいう。以下同じ。）のみを寄附した者

- (4) 氏名（法人にあっては、その名称）又は住所が明らかでない者

2 実績判定期間内の日を含む各事業年度において個人である寄附者と生計を一にする他の寄附者がいる場合には、条例第4条第1項第3号アの規則で定める寄附者の数は、当該寄附者と当該他の寄附者を一人とみなした数とする。

3 条例第4条第1項第3号アの規則で定める数は、50とする。

4 条例第4条第1項第3号アの規則で定める寄附金は、第1項各号に掲げる者以外のものからの寄附金（休眠預金等交付金関係助成金を除く。）とする。

5 条例第4条第1項第3号アの規則で定める額は、15万円とする。

6 条例第4条第1項第3号イの規則で定める者は、次に掲げる者以外の者とする。

- (1) 実費相当額以上の額の金銭、物品その他の財産上の利益の供与を受けて当該事業に従事した者
- (2) 当該申出に係る特定非営利活動法人の役員である者
- (3) 前号に掲げる者と生計を一にする者
- (4) 氏名又は住所が明らかでない者

7 条例第4条第1項第3号イに規定する延べ人数に係る規則で定める数は、50とする。

8 条例第4条第1項第3号イに規定する時間数に係る規則で定める数は、300とする。

9 条例第4条第1項第3号イに掲げる基準に適合するか否かを判定する場合には、実績判定期間内の日を含む各事業年度における無償でその特定非営利活動に係る事業に従事した者のうち第6

項各号に掲げる者以外のものの人数の合計数に12を乗じてこれを当該実績判定期間の月数で除して得た数が、20以上でなければならない。

(実績判定期間の月数の計算方法)

第4条 条例第4条第1項第3号ア及びイの月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。

(事業活動のうちその対象が会員等である活動等の占める割合)

第5条 条例第4条第1項第4号の規則で定める割合は、実績判定期間において、当該申出に係る特定非営利活動法人の事業活動に係る事業費の額、従事者の作業時間数その他の合理的な指標により当該事業活動のうち同号アからエまでに掲げる活動の占める割合を算定する方法により算定した割合とする。

(会員に類する者)

第6条 条例第4条第1項第4号アに規定する会員に類するものとして規則で定める者は、次に掲げる者とする。

(1) 当該申出に係る特定非営利活動法人から継続的に若しくは反復して資産の譲渡等を受ける者又は相互の交流、連絡若しくは意見交換に参加する者として当該申出に係る特定非営利活動法人の帳簿又は書類に氏名(法人にあつては、その名称)が記載された者であつて、当該申出に係る特定非営利活動法人から継続的に若しくは反復して資産の譲渡等を受け、又は相互の交流、連絡若しくは意見交換に参加するもの

(2) 当該申出に係る特定非営利活動法人の役員である者

(特定非営利活動法人の運営又は業務の執行に関係しない者)

第7条 条例第4条第1項第4号アの当該申出に係る特定非営利活動法人の運営又は業務の執行に関係しない者で規則で定めるものは、当該申出に係る特定非営利活動法人が行う不特定多数の者を対象とする資産の譲渡等の相手方であつて、当該資産の譲渡等以外の当該申出に係る特定非営利活動法人の活動に関係しないものとする。

(その対象が会員等である資産の譲渡等から除かれる活動)

第8条 条例第4条第1項第4号アの規則で定める活動は、次に掲げるものとする。

(1) 当該申出に係る特定非営利活動法人が行う資産の譲渡等であつて、特定非営利活動促進法施行規則(平成23年内閣府令第55号。以下「府令」という。)第13条第1号及び第2号に掲げるもの

(2) 府令第13条第3号に掲げるもの

(その便益の及ぶ者が特定の範囲の者である活動から除かれる活動)

第9条 条例第4条第1項第4号イの規則で定める活動は、前条第2号に掲げるものとする。

(役員等との特殊の関係のある者)

第10条 条例第4条第1項第5号イの規則で定める特殊の関係のある者は、次に掲げる者とする。

(1) 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

- (2) その役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは3親等以内の親族（次号において「役員等」という。）の使用者である者
- (3) 前号に掲げる者以外の者で当該役員等から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの
- (4) 前3号に掲げる者の配偶者又は3親等以内の親族で前3号に掲げる者と生計を一にしているもの
(特定の者と特別の関係がないものとされる基準)

第11条 条例第4条第1項第5号イの規則で定める基準は、府令第23条各号に掲げる基準とする。

(特定非営利活動に係る事業費の額の占める割合に準ずる割合)

第12条 条例第4条第1項第5号ウの規則で定める割合は、実績判定期間において、当該申出に係る特定非営利活動法人の事業活動に係る従事者の作業時間数その他の合理的な指標により当該事業活動のうち特定非営利活動が占める割合を算定する方法により算定した割合とする。

(合併特定非営利活動法人に関する条例第3条及び第4条の規定の適用)

第13条 指定を受けようとする特定非営利活動法人が合併後存続した特定非営利活動法人で条例第3条第1項の申出書を提出しようとする事業年度の初日においてその合併の日以後1年を超える期間が経過していないものである場合における同条及び条例第4条の規定の適用については、条例第3条第2項第3号中「終了した事業年度の末日」とあるのは「終了した事業年度の末日（当該末日の翌々日以後に合併をした場合にあっては、その合併の日の前日。以下この号において同じ。）」と、「終了した各事業年度」とあるのは「終了した当該特定非営利活動法人又は合併によって消滅した各特定非営利活動法人の各事業年度」と、条例第4条第1項第7号中「その設立の日」とあるのは「当該申出に係る特定非営利活動法人又は合併によって消滅した各特定非営利活動法人の設立の日のうち最も早い日」とする。

2 前項に規定する場合において、当該特定非営利活動法人の合併前の期間につき条例第4条第1項第3号、第4号、第5号ウ及びエ並びに第9号に掲げる基準に適合するか否かの判定は、次の各号に掲げる基準に応じ、当該各号に定めるところにより行うものとする。

- (1) 条例第4条第1項第3号、第4号、第5号ウ及びエ並びに第9号（同項第1号及び第2号に係る部分に限る。）に掲げる基準 当該特定非営利活動法人及び合併によって消滅した各特定非営利活動法人を一の法人とみなして判定すること。
- (2) 条例第4条第1項第9号（同項第1号、第2号及び第6号イに係る部分を除く。）に掲げる基準 当該特定非営利活動法人及び合併によって消滅した各特定非営利活動法人のそれぞれについて判定すること。
- (3) 条例第4条第1項第9号（同項第6号イに係る部分に限る。）に掲げる基準 当該特定非営利活動法人及び合併によって消滅した各特定非営利活動法人（いずれも実績判定期間中に指定を受けていた期間が含まれるものに限る。）のそれぞれについて判定すること。

3 前2項の規定は、指定を受けようとする特定非営利活動法人が合併によって設立した特定非営利活動法人で条例第3条第1項の申出書を提出しようとする事業年度の初日においてその設立の日以後1年を超える期間が経過していないものである場合における同条及び条例第4条の規定の適用について準用する。この場合において、第1項中「当該末日の翌々日以後に合併をした場合にあっては、その合併」とあるのは「前項の申出書を提出しようとする日の前日において、設立後最初の事業年度が終了していない場合にあっては、その設立」と、同項中「当該特定非営利活動法人又は合併」及び「当該申出に係る特定非営利活動法人又は合併」とあり、並びに前項各号中「当該特定非営利活動法人及び合併」とあるのは「合併」と、同項中「合併前」とあるのは「設立前」と、それぞれ読み替えるものとする。

(公表すべき事項)

第14条 条例第7条第2項第5号の規則で定める事項は、当該指定に係る指定特定非営利活動法人に対する寄附金が個人の市民税の税額控除の対象となる期間とする。

(更新申出期間等)

第15条 条例第8条第3項の規則で定める期間は、同条第1項の有効期間の満了の日の7月前の日の属する月の初日から5月前の日の属する月の末日までの期間とする。

2 条例第8条第4項において準用する条例第3条第1項の申出書の様式は、第2号様式とする。

3 第3条第1項から第5項までの規定は条例第8条第4項において準用する条例第4条第1項第3号アの規則で定める寄附者、寄附者の数、数、寄附金及び額について、第3条第6項の規定は条例第8条第4項において準用する条例第4条第1項第3号イの規則で定める者について、第3条第7項及び第8項の規定は条例第8条第4項において準用する条例第4条第1項第3号イに規定する延べ人数に係る規則で定める数及び時間数に係る規則で定める数について、第3条第9項の規定は条例第8条第4項において準用する条例第4条第1項第3号イに掲げる基準に適合するか否かを判定する場合について、第4条の規定は条例第8条第4項において準用する条例第4条第1項第3号ア及びイの月数の計算方法について、第5条の規定は条例第8条第4項において準用する条例第4条第1項第4号の規則で定める割合について、第6条の規定は条例第8条第4項において準用する条例第4条第1項第4号アに規定する会員に類するものとして規則で定める者について、第7条の規定は条例第8条第4項において準用する条例第4条第1項第4号アの当該申出に係る特定非営利活動法人の運営又は業務の執行に関係しない者で規則で定めるものについて、第8条の規定は条例第8条第4項において準用する条例第4条第1項第4号アの規則で定める活動について、第9条の規定は条例第8条第4項において準用する条例第4条第1項第4号イの規則で定める活動について、第10条の規定は条例第8条第4項において準用する条例第4条第1項第5号イの規則で定める特殊の関係のある者について、第11条の規定は条例第8条第4項において準用する条例第4条第1項第5号イの規則で定める基準について、第12条の規定は条例第8条第4項において準用する条例第4条第1項第5号ウの規則で定める割合について、第13条(第2項第2号及び第3号に係る部分を除く。)の規定は条例第8条第

4項において準用する条例第5条に規定する規則で定める事項について、前条の規定は条例第8条第4項において準用する条例第7条第2項第5号の規則で定める事項について、それぞれ準用する。この場合において、第13条第1項中「と、条例第4条第1項第7号中「その設立の日」とあるのは「当該申出に係る特定非営利活動法人又は合併によって消滅した各特定非営利活動法人の設立の日のうち最も早い日」とする」とあるのは「とする」と、同条第2項中「条例第4条第1項第3号、第4号、第5号ウ及びエ並びに第9号」とあるのは「条例第8条第4項において準用する条例第4条第1項第3号、第4号、第5号ウ及びエ並びに第9号（同項第1号及び第2号に係る部分に限る。））」と、同条第3項中「前項の」とあるのは「条例第8条第4項において準用する前項の」と、それぞれ読み替えるものとする。

（合併についての確認の申請）

第16条 条例第10条第2項の確認の申請は、第3号様式による申請書により行わなければならない。

2 前項の申請書には、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号。以下「法」という。）第34条第4項の申請書の写しを添付しなければならない。

（合併についての確認に関する技術的読替え等）

第17条 条例第10条第3項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

条例の規定中読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第3条第1項	指定を 申出書	第10条第1項の確認を 申請書
第3条第1項第1号	特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名、主たる事務所及びその他の事務所（市内の事務所に限る。第11条第1項第4号において同じ。）（以下「主たる事務所等」と総称する。）の所在地、電話番号並びに設立の年月日	合併後存続する特定非営利活動法人又は合併によって設立する特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名、主たる事務所の所在地及び電話番号
第3条第1項第2号	特定非営利活動法人が現に行っている事業の概要	合併によって消滅する特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名、主たる事務所の所在地及び電話番号
第3条第2項	申出書 申出を	申請書 申請を
第3条第2項第1号	次条第1項各号	次条第1項各号（第7号を除く。）
第3条第2項第3号	指定を受けようとする特定非営利活動法人の	合併後存続する特定非営利活動法人又は合併によって消滅する各特定非

		営利活動法人（合併によって特定非営利活動法人を設立する場合にあっては、合併によって消滅する各特定非営利活動法人。以下この号において同じ。）の各事業年度のうち
	5年（指定を受けたことのない特定非営利活動法人が指定を受けようとする場合にあっては、2年）	2年
	終了した各事業年度	終了した合併後存続する特定非営利活動法人又は合併によって消滅する各特定非営利活動法人の各事業年度
第4条第1項	前条第1項の申出書を提出した	第10条第2項の確認の申請に係る合併後存続する特定非営利活動法人又は合併によって設立した
	指定のために必要な手続を行う	同条第1項の確認をする
第4条第1項第4号ア	当該申出に係る	合併後存続する特定非営利活動法人又は合併によって設立した
第4条第2項	前項の手続	第10条第1項の確認
第6条第1項	、指定	、確認
第7条第1項	指定があったとき	第10条第1項の確認をしたとき
	指定のために必要な手続を行わないことを決定したとき又は指定がなかったとき	同項の確認をしないことを決定したとき
	申出書	申請書
第7条第2項	指定があったとき	第10条第1項の確認をしたとき
	当該指定に係る指定特定非営利活動法人	合併後存続する特定非営利活動法人又は合併によって設立した特定非営利活動法人
第12条第1項	指定を	第10条第1項の確認を
	指定の	第10条第1項の確認の

2 条例第10条第3項の規定により条例第3条第2項第3号の規定を準用する場合において、合併後存続する特定非営利活動法人及び合併によって消滅する各特定非営利活動法人（合併によって特定非営利活動法人を設立する場合にあっては、合併によって消滅する各特定非営利活動法人。以下この項において同じ。）の実績判定期間につき条例第10条第3項において準用する条例第4条第1項第3号、

第4号、第5号ウ及びエ並びに第9号に掲げる基準に適合するか否かの判定は、次の各号に掲げる基準に応じ、当該各号に定めるところにより行うものとする。

- (1) 条例第10条第3項において準用する条例第4条第1項第3号、第4号、第5号ウ及びエ並びに第9号（同項第1号及び第2号に係る部分に限る。）に掲げる基準 合併後存続する特定非営利活動法人及び合併によって消滅する各特定非営利活動法人を一の法人とみなして判定すること。
- (2) 条例第10条第3項において準用する条例第4条第1項第9号（同項第1号、第2号及び第6号イに係る部分を除く。）に掲げる基準 合併後存続する特定非営利活動法人及び合併によって消滅する各特定非営利活動法人のそれぞれについて判定すること。
- (3) 条例第10条第3項において準用する条例第4条第1項第9号（同項第6号イに係る部分に限る。）に掲げる基準 合併後存続する特定非営利活動法人及び合併によって消滅する各特定非営利活動法人（いずれも実績判定期間中に指定を受けていた期間が含まれるものに限る。）のそれぞれについて判定すること。

3 第3条第1項から第5項までの規定は条例第10条第3項において準用する条例第4条第1項第3号アの規則で定める寄附者、寄附者の数、数、寄附金及び額について、第3条第6項の規定は条例第10条第3項において準用する条例第4条第1項第3号イの規則で定める者について、第3条第7項及び第8項の規定は条例第10条第3項において準用する条例第4条第1項第3号イに規定する延べ人数に係る規則で定める数及び時間数に係る規則で定める数について、第3条第9項の規定は条例第10条第3項において準用する条例第4条第1項第3号イに掲げる基準に適合するか否かを判定する場合について、第4条の規定は条例第10条第3項において準用する条例第4条第1項第3号ア及びイの月数の計算方法について、第5条の規定は条例第10条第3項において準用する条例第4条第1項第4号の規則で定める割合について、第6条の規定は条例第10条第3項において準用する条例第4条第1項第4号アに規定する会員に類するものとして規則で定める者について、第7条の規定は条例第10条第3項において準用する条例第4条第1項第4号アの当該申出に係る特定非営利活動法人の運営又は業務の執行に関係しない者で規則で定めるものについて、第8条の規定は条例第10条第3項において準用する条例第4条第1項第4号アの規則で定める活動について、第9条の規定は条例第10条第3項において準用する条例第4条第1項第4号イの規則で定める活動について、第10条の規定は条例第10条第3項において準用する条例第4条第1項第5号イの規則で定める特殊の関係のある者について、第11条の規定は条例第10条第3項において準用する条例第4条第1項第5号イの規則で定める基準について、第12条の規定は条例第10条第3項において準用する条例第4条第1項第5号ウの規則で定める割合について、第14条の規定は条例第10条第3項において準用する条例第7条第2項第5号の規則で定める事項について、第19条第1項の規定は条例第10条第3項において準用する条例第12条第1項の規則で定める書類について、それぞれ準用する。

（変更の届出）

第18条 条例第11条第1項の規定による届出は、第4号様式による届出書により行わなければならない。

2 前項の届出書には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 条例第11条第1項第1号に掲げる事項に変更があった場合（定款の変更に係る登記をした場合に限る。） 変更後の定款及び定款の変更に係る登記をしたことを証する登記事項証明書
- (2) 条例第11条第1項第1号に掲げる事項に変更があった場合（前号に掲げる場合を除く。） 定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本（法第25条第3項の規定により所轄庁の認証を受けなければならない事項に係る変更にあつては、同条第5項において準用する法第12条第3項の書面の写し）及び変更後の定款
- (3) 条例第11条第1項第2号に掲げる事項に変更があった場合 変更後の役員名簿及び条例第6条第1号に該当しない旨を説明する書類
- (4) 条例第11条第1項第3号又は第4号に掲げる事項に変更があった場合 当該事項の変更に係る登記をしたことを証する登記事項証明書
- (5) 条例第11条第1項第5号に掲げる事項に変更があった場合 変更後の現に行っている事業の概要を説明する書類
（書類の備置き等及び閲覧）

第19条 条例第12条第1項の規則で定める書類は、前条第2項第5号に掲げる書類とする。

2 条例第12条第2項第3号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 寄附者（当該指定特定非営利活動法人の役員、役員の配偶者若しくは3親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、前事業年度における当該指定特定非営利活動法人に対する寄附金の額の合計額が20万円以上であるものに限る。）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日
- (2) 府令第32条第1項第1号から第3号まで及び第5号から第7号までに掲げる事項

3 条例第12条第2項第4号の規則で定める書類は、条例第4条第1項第1号、第2号、第5号ア及びイ、第6号並びに第8号（法第45条第1項第3号ロ及び同項第6号に係る部分を除く。）に掲げる基準に適合している旨並びに条例第6条各号のいずれにも該当していない旨を説明する書類とする。

4 条例第12条第3項の書類の様式は、第5号様式とする。

（事業報告書等の提出）

第20条 条例第13条第1項の規定による提出は、毎事業年度初めの3月以内に行わなければならない。

2 条例第13条第1項の規定による条例第12条第2項第2号から第4号までに掲げる書類（同項第3号に掲げる書類については、資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項以外の事項を記載した書類に限る。第24条第3号において同じ。）の提出は、第6号様式による提出書により行わなければならない。

3 条例第13条第1項の地域の課題の解決に資する事業の報告書の様式は、第7号様式とする。

4 条例第13条第2項の規定による提出は、助成金の支給を行った後遅滞なく行わなければならない。
（閲覧又は謄写の場所）

第21条 条例第14条の規定による閲覧又は謄写は、名古屋市市民活動推進センターにおいて行うものとする。

(解散の届出)

第22条 条例第15条の規定による届出は、第8号様式による届出書により行わなければならない。

2 前項の届出書には、解散及び清算人の登記をしたことを証する登記事項証明書を添付しなければならない。

(身分証明書)

第23条 条例第16条第6項の証明書の様式は、第9号様式とする。

(副本の添付)

第24条 条例及びこの規則の定めるところにより市長に提出する書類で次に掲げるものは、当該書類の副本を添付しなければならない。

- (1) 条例第3条第2項各号(第3号を除く。)に掲げる書類
- (2) 事業報告書等
- (3) 条例第12条第2項第2号から第4号までに掲げる書類及び同条第3項の書類
- (4) 第18条第2項第1号及び第2号に掲げる変更後の定款並びに同項第3号に掲げる変更後の役員名簿

(委任)

第25条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の名古屋市特定非営利活動促進法施行細則及び名古屋市指定特定非営利活動法人の指定の基準等に関する条例施行細則の規定に基づいて提出されている申請書及び申出書は、この規則による改正後の名古屋市特定非営利活動促進法施行細則及び名古屋市指定特定非営利活動法人の指定の基準等に関する条例施行細則の規定に基づいて提出されたものとみなす。

附 則

この規則は、令和元年7月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、令和2年12月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の各規則の規定に基づいて提出されている申請書等は、この規則による改正後の各規則の規定に基づいて提出されたものとみなす。
- 3 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の各規則の規定に基づいて作成されている用紙は、

この規則による改正後の各規則の規定にかかわらず、当分の間、修正して使用することができる。

附 則

この規則は、公布の日（令和3年3月31日）から施行する。

附 則抄

（施行期日）

- 1 この規則は、令和3年6月9日(以下「施行日」という。)から施行する。

（書類の提出に関する経過措置）

- 3 第2条の規定による改正後の名古屋市指定特定非営利活動法人の指定の基準等に関する条例施行細則の規定は、名古屋市指定特定非営利活動法人の指定の基準等に関する条例(平成27年名古屋市条例第43号)第2条第2号に規定する指定特定非営利活動法人(以下「指定特定非営利活動法人」という。)が施行日以後に開始する事業年度において提出すべき書類について適用し、指定特定非営利活動法人が施行日前に開始した事業年度において提出すべき書類については、なお従前の例による。

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）（抄）

（寄附金税額控除）

第三百十四条の七 市町村は、所得割の納税義務者が、前年中に次に掲げる寄附金を支出し、当該寄附金の額の合計額（当該合計額が前年の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額の百分の三十に相当する金額を超える場合には、当該百分の三十に相当する金額）が二千円を超える場合には、その超える金額の百分の六（当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、百分の八）に相当する金額（当該納税義務者が前年中に特例控除対象寄附金を支出し、当該特例控除対象寄附金の額の合計額が二千円を超える場合には、当該百分の六（当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、百分の八）に相当する金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。）を当該納税義務者の第三百十四条の三及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。

一及び二 略

三 所得税法第七十八条第二項第二号及び第三号に掲げる寄附金（同条第三項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。）並びに租税特別措置法第四十一条の十八の二第二項に規定する特定非営利活動に関する寄附金（次号に掲げる寄附金を除く。）のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として当該市町村の条例で定めるもの

四 特定非営利活動促進法第二条第二項に規定する特定非営利活動法人（以下この号及び第十二項において「特定非営利活動法人」という。）に対する当該特定非営利活動法人の行う同条第一項に規定する特定非営利活動に係る事業に関連する寄附金のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として当該市町村の条例で定めるもの（特別の利益が当該納税義務者に及ぶと認められるものを除く。）

2～11 略

12 第一項第四号の規定による市町村の条例の定めは、当該寄附金を受け入れる特定非営利活動法人（以下この条において「控除対象特定非営利活動法人」という。）からの申出があつた場合において適切と認められるときに行うものとし、当該条例においては、当該控除対象特定非営利活動法人の名称及び主たる事務所の所在地を明らかにしなければならない。

13 控除対象特定非営利活動法人は、総務省令で定めるところにより、寄附者名簿（各事業年度に当該法人が受け入れた寄附金の支払者ごとに当該支払者の氏名又は名称及びその住所又は事務所の所在地並びにその寄附金の額及び受け入れた年月日を記載した書類をいう。次項において同じ。）を備え、これを保存しなければならない。

14 市町村長は、第一項（第四号に掲げる寄附金に係る部分に限る。）の規定により控除すべき金額の計算のために必要があると認めるときは、控除対象特定非営利活動法人に対し、同号に掲げる寄附金の受入れに関し報告又は寄附者名簿その他の資料の提出をさせることができる。

(市町村民税の申告等)

第三百七条の二 第二百九十四条第一項第一号に掲げる者は、三月十五日までに、総務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を賦課期日現在における住所所在地の市町村長に提出しなければならない。ただし、第三百七条の六第一項又は第四項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から一月一日現在において俸給、給料、賃金、歳費及び賞与並びにこれらの性質を有する給与（以下この節において「給与」と総称する。）又は所得税法第三十五条第三項に規定する公的年金等（以下この節において「公的年金等」という。）の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつたもの（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつた者で社会保険料控除額（政令で定めるものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額（同法第二条第一項第三十三号の四に規定する源泉控除対象配偶者に係るものを除く。）若しくは第三百十四条の二第四項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、第三百十三条第八項に規定する純損失の金額の控除、同条第九項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第三百十四条の七第一項（同項第四号に掲げる寄附金（特定非営利活動促進法第二条第三項に規定する認定特定非営利活動法人及び同条第四項に規定する特例認定特定非営利活動法人に対するものを除く。第五項において同じ。）に係る部分を除く。）及び第十一項の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。）並びに所得割の納税義務を負わないと認められる者のうち当該市町村の条例で定めるものについては、この限りでない。

一～八 略

2～4 略

5 第二百九十四条第一項第一号に掲げる者は、第三百十四条の七第一項（同項第四号に掲げる寄附金に係る部分に限る。）の規定により控除すべき金額の控除を受けようとする場合には、三月十五日までに、総務省令で定めるところにより、当該寄附金の額その他必要な事項を記載した申告書を、賦課期日現在における住所所在地の市町村長に提出しなければならない。

地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）（抄）

（法第三十七条の二第十三項及び第三百十四条の七第十三項の寄附者名簿の作成及び保存）

第一条の十八 法第三十七条の二第十三項及び第三百十四条の七第十三項の寄附者名簿は、法第三十七条の二第一項第四号又は第三百十四条の七第一項第四号に掲げる寄附金の受入れをした事業年度ごとに作成するものとし、当該事業年度終了の日の翌日以後三月を経過する日から五年間その主たる事務所の所在地に保存しなければならない。

（道府県民税及び市町村民税に係る納税通知書・申告書等の様式）

第二条 略

2～3 略

4 道府県民税及び市町村民税に係る次の表の上欄に掲げる申告書及び申請書の様式は、それぞれその下欄に掲げるところによるものとする。ただし、次の表の（一）の上欄に掲げる申告書について法第三百十七條の二第一項の申告書を提出すべき者のうち当該市町村の条例で定めるものが提出すべき申告書として市町村長が別に簡易な様式を定めたとき及び同表の（六）の上欄に掲げる申告書について当該下欄に掲げる様式によることができないやむを得ない事情があると認める場合において総務大臣が別に様式を定めたときは、それぞれ当該様式によることができる。

申告書等の種類	様式
（一） /市町村民税/道府県民税/申告書（法第四十五条の二第一項及び第三百十七條の二第一項の申告書）	第五号の四様式（別表）
（二） 給与所得者・公的年金等受給者用雑損控除・医療費控除申告書（法第四十五条の二第三項及び第三百十七條の二第三項の申告書）	第五号の五様式
（三） 寄附金税額控除申告書（一）（法第四十五条の二第三項及び第三百十七條の二第三項の申告書）	第五号の五の二様式
（三の二） 寄附金税額控除申告書（二）（法第四十五条の二第五項及び第三百十七條の二第五項の申告書）	第五号の五の三様式
（四） 給与所得者・公的年金等受給者用繰越控除申告書（法第四十五条の二第三項及び第三百十七條の二第三項の申告書）	第五号の六様式
（五） 配偶者控除・扶養控除申請書（政令第七条の三の三第一項及び第七条の三の四第一項（政令第四十六条の三において準用する場合を含む。）の申請書）	第五号の七様式
（六） /市町村民税/道府県民税/納入申告書（法第五十条の五及び第三百二十八條の五第二項の納入申告書）	第五号の八様式

(七) 退職所得申告書（法第五十条の七第一項及び第三百二十八条の七第一項の規定による申告書）	第五号の九様式
--	---------

（附属申告書等）

第二条の二

- 8 法第四十五条の二第五項及び第三百十七条の二第五項の申告書を提出する者は、前条第四項の表の（三の二）の上欄に掲げる申告書に、法第三十七条の二第一項第四号又は第三百十四条の七第一項第四号に掲げる寄附金を受領した法第三十七条の二第十二項又は第三百十四条の七第十二項に規定する控除対象特定非営利活動法人の受領した旨（当該寄附金が当該控除対象特定非営利活動法人の行う特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第一項に規定する特定非営利活動に係る事業に関連する寄附金である旨を含む。）、当該寄附金の額及びその受領した年月日を証する書類又は電磁的記録印刷書面を添付しなければならない。

指定申出の受付等

1 受付窓口(担当課)

名古屋市市民活動推進センター

◎住所 〒460-0008 名古屋市中区栄三丁目 18 番 1 号 ナディアパーク デザインセンタービル 6 階

◎電話 052-228-8039 FAX 052-228-8073

◎URL <https://www.n-vnpo.city.nagoya.jp/> (指定申出の様式等をダウンロードすることができます。)

2 受付時間

平日(火～土曜日) 9:00～21:30

日曜日・祝日 9:00～18:00

(月曜日(祝日を含む)及び年末年始は休館です。)

3 受付の予約

指定申出等の受付・相談は、原則として事前予約制とさせていただきますので、あらかじめ電話等で日程調整をお願いします。(相談の予約は早めをお願いします。)



条例個別指定制度の手引き

令和7年6月発行

発行 名古屋市スポーツ市民局地域振興部市民活動推進センター
〒460-0008 名古屋市中区栄三丁目18番1号
ナディアパーク デザインセンタービル6階
電話 052-228-8039
